

60-1526
1200501273203

60
526



始





泉
知
識



醫學博士 藤浪剛一 著

東京 丸善株式會社

序

江戸中期の醫家原介菴は、嘗て城崎温泉に浴して

巽癖不瘳將十春 温泉來浴有奇勳

平素自負刀圭術 今日何圖被醫君

と吟じた。ゲータは浴泉の魅力に憧れて各地を巡遊し、傍ら興を泉水の分析に寄せて、力をその事に盡した。ゲータが不可解と稱せし泉水は、今日猶ほその不可解なるものを掴むことが出来ない。自然の現象は偉大であり、又精微である。それを社會政策上からするも、温泉の利用には多大なる考慮を拂ふべきであり、これを醫學上の立場よりするも、十分の効果を全うせしむべきことは、温泉を持つ國の當然研覈せざるべからざる吃緊の問題である。既に西洋の温泉國に於ては、定まつた國是が行はれて、國民の福祉のために盛んに利用厚生の途が講せられつゝある。我が國が温泉を持つ國としては世界一でありながら、その國策に就いては何等見るべきものもなく、普く國民に温泉の惠澤が與へられてゐない。今日、國民の保健が強く叫ばれて居るとき、温泉を持つ我が日本は宜

しく茲に顧みねばならぬ。即ち温泉知識を新たにし、一切の舊弊を一洗し、温泉開發の陣容を改めて、西洋の温泉國と轡を駢べて馳騁すべきである。即ち確乎たる温泉國策を樹立し、泉效の汎用を大にすべき機會に臨んでゐるのである。此際余が抱ける平生の素志を大方の諸君に告げ、泉效のよつて現るゝ所以を説くも、亦た必ずしも贅冗の言たらざるを信ずる。燕辭幸ひに一顧の榮を得て他山の石となるべき所あらば、獨り余が本懐のみならず、實に温泉に對する我が同志の喜ぶ所である。

昭和十三年七月七日

蘆溝橋事變を回想しつゝ

藤 浪 剛 一

しるす

目 次

序

乾の卷

温泉國策樹立の要	一
日本温泉學の發達	二三
如何にして獨逸の温泉學は進歩せしや	七
伊太利の温泉治療の發達	八〇
温泉と風景	八七
温泉地名考	九二
温泉の發見と傳説	一〇七
昔の温泉行遊	一二四
温泉地の衛生的組織	一三三
温泉の取締	一五四

温泉案内記	一七
温泉地開發は緊急の觀光事業である	一七
宇田川榕菴の温泉試説	一七
拓植龍州と有馬温泉	二八
小村英菴	二八
フイエランドと温泉治療	二八
ナウハイム温泉の新研究所	二六
假造泉	二七
草津温泉の時間湯	二七
信夫高湯の鑛毒問題に就て	二五
滿洲國温泉を巡りて	二九
坤の卷	
温泉の生成	三三
温泉の湧出	三三

温 度	三四〇
泉水の分類別	三四一
日本の温泉分佈	三五五
温泉に關する警告	三七一
鑛泉の醫治效用	三七三
日本に於ける泉質別けの温泉所在	三七九
温泉治療の基礎的知識	三九六
泉 浴	四〇〇
飲 泉	四一八
吸 入	四三〇
氣候療法	四三三
温泉治療各論	四四四
・消化器疾患	四四四
・呼吸器病	四五二

血行循環障害	四五六
神經疾患	四五八
血液病	四六六
糖尿病	四六九
慢性礦物中毒	四七一
脂肪病	四七二
肝臟及び脾臟病	四七三
腺病	四七五
外傷	四七八
婦人病	四七九
皮膚病	四八五
泌尿器疾患	四八九
微毒	四九三
眼病	四九四

鼻病	四九五
聽器疾患	四九五
卷法	四九七
海氣候と海水浴	五〇一

附 録

特效の温泉	五〇七
温泉發見年代記	五一九
讀み難き温泉地名	五五一
温泉典籍現在書目録	五五四
索引	五七九

乾
の
卷

温泉國策樹立の要

往昔、支那では温泉を天賜靈液と視なして、之を神祕なる力あるものとした。西洋でも、昔は泉に生魂ありとして畏敬した。そして、それだけ其偉力に服従したのであつたが、しかし、その由つて現れる所以の説明を求めようとしたことはずつと後世のことである。地中から滾々と四時に涉つて絶えず流れ来る泉には、熱きあり、温きあり、又透徹して清きもあれば、濁濁して乳白なるものもあり、或は鹹く、或は苦く、それぞれに水性を異にして居て、不思議と謂へば誠に不思議であり、到底、人の智慧、人の常識を以ては想像のつかぬものである。加之、是に浸たれば健康を保ち、それに浴すれば起生回春の效あるを知つてからは、好んで温泉に投ずるやうになり、人の居る所、温泉の湧く所、兩者の交渉は古くから行はれたのである。我が國では、神代から温泉が湧いて、伊豫國道後の温泉には大穴持命の故事が遺つてゐる。印度でも釋迦尊は愛好の土地、王舍衛城附近の温泉に浴した。西域記に昆布羅山西南崖有五百温泉依小熱地獄炎熱とある。羅馬の昔にはその帝國に八十個所の温泉があつて、常に沐客が断えなかつた。ネアーベル附近の Bajae(舊名 Aquae Numanae)は、今は僅に畫家に喜ばれる舊墟を留める一寒村に過

獨逸交通協會は獨逸全温泉組合と協同して、「交通と温泉」と云ふ週刊機關雜誌を發行し、更に紐育市に支部を置いて、米人の獨逸觀光を旺んに勧誘した。獨逸が戦後種々の經濟不況の狀態から、又旅行券發行の面倒があつたにも拘らず、銳意力を注いだため、年々の觀光客は著しく増加した。一九三〇年には伯林のみで、二十五萬五千六百〇六人と云ふ外人が出入した(伯林市廳の統計報告)。斯くの如き多數の外人往來は、他國の滞在客が減少することとなり、殊に佛蘭西、英吉利はその影響を蒙り、頓に淋しくなつた爲め、兩國では今更の如く驚き、獨逸に倣つて觀光協會が設置せられ、同様に外人誘致の政策に苦心して居る。

三

温泉が療養法として藥治法と相併び、著しい効果を揚げることは云ふ迄も無いが、時に温泉に據るにあらざれば、到底治癒しない場合があつて、外國人の温泉を好むことは、藥物治療を過信せる我々の想像以上で、一たび病氣治療に適する温泉を知れば、遠近に拘はらず必ず湯治に出かけ、他國に入るなどは少しも面倒と思はない。従つて温泉は一國の一小地域に過ぎないが、國際天地の觀が濃厚になつてゐる。一例を示すと、獨逸のナウハイム温泉は人口一萬二千人の小都市に過ぎないが、同温泉は血行障害に有效なことで著名なる爲に、世界各國から療養客が殺集してゐる。その國別を舉げて見ると

亞布利加	一九二八年	一九二九年	北米合衆國	一九二八年	一九二九年
	二六	六四		一五〇八	一六八四

南亞米利加	二六二	二四一	亞細亞	三二	八一
濠洲	一九	一一	白耳義	一八	一二三
アトルギン	一一	一六	丁抹	一九〇	一九八
ダンチヒ	一四九	一七三	イストランド	二四	三七
芬蘭	一七五	一四八	佛蘭西	二二七	一九四
希臘	二五	一七	英吉利	四九七	五四八
和蘭	六九四	八八〇	伊太利	七九	一〇七
ユーゴスラビア	一一七	九六	リユットラント	一一五	一一一
リタネン	五七	五二	ルクセンブルグ	二九	四二
波蘭	六八	九〇	埃太利	二六三	一八七
波蘭	四六五	三六八	葡萄牙	六八	二三
ルメニア	九七	九〇	魯西亞	八二	二八
瑞典	三三四	三五五	瑞典	三九〇	四九六
西班牙	一三〇	一八一	チエコスラワカイ	一五五	一三六
土耳其	一七	一一	匈牙利	一四五	一三二

の如く世界各國から聚つて居る。亞細亞、南米、濠洲からは、地理的に遠いので、従つてその數も少いが、ともかく一年の外客浴者の夥しい數には驚くべきである。又南獨逸の四十七個所の都會、温泉及び保養地に集まつた外國人は一九二九年に千二百萬九千九百九十一人であるが、都會觀光と温泉地(保養地を含み)とに於ける外人滞在分布率は都會一七・五對温泉一八・〇と云ふ比で、寧ろ温泉地滞在者が多いことが知れる。

チエツコスラビヤ國にはカールスバード、フランチェスバード及びマリエンバードの有名なる温泉がある。此三個所に入り込んだ外國人の總數は一九二九年に十二萬六千五百八十八人である。同國人と外人との入浴者比率は

	外人	邦人	外人
マリエンバード	九〇%	一〇%	四一二二六八
カールスバード	七五%	二五%	六六八〇二人
フランチェスバード	四七%	五三%	一八五六〇人

と云ふ數字を示し、邦人よりも却つて外國人浴客の多い事實をあらはしてゐる。而して、同國の旅行客の過半は温泉湯治が目的である。

四

翻つて我が日本を観るに、外人観光客は年々増加すると聽くが、温泉設備の狀況は果して良好であるが、温泉の數多きに拘はらず、外人に知られたものは僅かに四指を屈するに過ぎない。それは、まづ箱根、熱海、別府及び温泉であらうが、そこに滞在する外人浴者は果して幾人であらう。箱根の如き一夜泊りの客もないが、外人に最も弘く知れて居る温泉ですら外客は決して多くゐない。余が大正十五年に温泉公園事務所で調べた數は實に千人内外であつた。

温泉地の如きは西洋でも兎に角邊僻の地に過ぎないが、各國から多くの人が集り來り、國際關係の色彩が濃厚になり、居然たる別天地を作り上げてゐるのに、何故日本の温泉地は淋しいのか、前に掲げたナウハイム温泉には、亞細亞、南米、濠洲からの浴客が少い。之れは地理的關係にもよるであらう。即ちその如く西洋から日本に來ることにも不便ではあらうが、しかし、北米から、又は亞細亞に居住する各國人を誘致することは決して困難でない。支那、印度、南洋にも温泉は湧出して居るが、その土人に温泉執著心が無いから、温泉の利用を知らない。しかし、西洋人は日本人以上に湧泉を愛好するから、東洋唯一の温泉國には必ず來訪すべき筈であるのに、温泉地に少數の外人を見るの外、餘りに滞在しないのは不思議である。否決して不思議ではない。日本温泉の知れてゐないためもあるが、外人の望む設備が缺けて居ることが寧ろ重大なる原因である。温泉の近代式醫學的設備を有せない大きな缺落があるからである。そこで、先きに例擧したナウハイム温泉場に就いて、聊かその設備を鳥瞰的に述べてみようと思ふ。

同地は二十萬六千六百アルを占める公園地域で獨逸國內でも有數のものである。その人口は僅に一萬二千人に過ぎないが、療養館及び浴場をとりまくに八個の大池があり、逍遙路、休み場が隨所に作つてあり。丘には柏樹の茂る間に道路が完全に通じ、大小の徑路清くして紅塵を絶してゐる。かくて湧出泉は三箇所にある、飲泉は七箇所に泉質を異にしたものが湧いてゐる。そしてそれぞれに館を建て、飲泉者の倦怠することなからんが爲めに、長き歩廊、庭園、牛乳呑所が附屬して設けられてゐる。その飲用は主に朝時であつて、其時間には音楽を奏することになつてゐる。吸人室は大きな建物で、これを多數用のもの、個人用のものに分けてある。自癩室、ラヂウムエマナチオン室、光線室、チアテルミー、醫療診斷室、器械療法室、心臟治療室、マッサージ室、運動療法を具備せる醫療

山代	越後湯澤	安代	一七・七二七
登川	地獄谷	下部	一一七・六二七
小川			
湯の山	川寶塚	湯馬村	二八八・四四二 七・六〇三
岩井			
有福	小棚	湯田	三六・二〇〇 八八・三四八
道後	關金	俵山	
三朝			
九州	九州		
船小屋	武藏	山鹿	一一四七・五九八
人吉	戸下	明礬	一二・二八九
別府	硫黄谷	武藏	六四・五七六
嬉野			
北海道	洞爺湖	オン湯	一一・〇五〇
層雲峽			

滿洲

湯崗子	二九・六四八	五龍脊	一五・〇六七
-----	--------	-----	--------

五

今日獨逸温泉の設備及びその療法は、世界の温泉の白眉である。その療養の指針は、世界の模範となつてゐる。歐米の温泉は争うて獨逸式を取り入れて、之れにおくれざらんとしてゐる。されば、魯西亞の南地、裏海附近の温泉地にすら近代科學式の温泉療養所の多いのは羨望に堪へない。

更に我が温泉療法併に温泉開發を見るに、徳川時代元祿の頃、香川太沖などの大醫が出て温泉療法を唱へてから之に注意するものもあつたが、温泉觀が餘りに抽象的に走つて居たから、その設備にまで考を及すことが出来なかつたことは、今日の温泉浴法に一片の新味をも加へ得なかつた一因になるのである。明治に至り、長與專齋が十八年頃旺んに温泉療法改良の必要を説かれた。時恰も獨逸衛生博覽會に出品の勸誘があつたに際して我國温泉分布の種類を調査して日本鑛泉誌を出版せられた。長與專齋は夙に獨逸に留學し、新らしき醫學を攻め、保養治療の健康上重要な意義あることを悟り、歸朝後鎌倉に保養院を構へて専心その方面に盡力せられたが、當時世人の保健に關する理解少き爲め、事業は頓挫して中止となり、海濱院の名のみ残りてその建物は鎌倉唯一のホテルになつて發展してゐる。長與專齋が當時の内務省衛生局長の官權を借りても、その事業の啓發は不首尾に終つた。然し長與專齋

ほど温泉利用を能く理解し、促進の運動をしたものはない。専齋は日本温泉史上忘るべからざる人である。

専齋の保養院が失敗に歸した以來、此方面の新興事業は全く停滯であつた。獨逸では種々の改良が加はりつゝあるに、我が温泉は武陵桃源の夢みつゝ明治大正を無異に通過し、昭和四年に財団法人の日本温泉協會が成立し、鐵道省の肝入りで全國温泉旅館業者を統率し、將來の發展に備へんとしつゝある。又六年十月には九州帝國大學に温泉治療學研究所が出来、別府市に學館を設立することになった。この記事は特筆すべきことで、我が温泉療法が眞の學術的に進むべき更生の動機たるに到るべきは信じて疑はざる所である。世界の趨勢からは立ち遅れの氣味があるが、こゝにその設立を見たことは慶賀すべきである。

六

こゝに於て、西洋殊に獨逸温泉の發達に一瞥を與へることは無益でないと思ふ。

第十七世紀にありて、化學の發達すると共に、化學的集成に由て温泉を説明することとなり、温泉を分ちて温泉鐵泉、アルカリ泉、苦味泉とした、この分類を見る迄にはハレー大學のフリードリヒ・ホフマンの功績が頗る多いのであつた。空氣浴は、ジェ・ジェ・ブレイメンが、一七八一年に「途を自然に求めよ」と宣言したことに始まつた。又ロストツク大學の臨床大家たるフオーゲルは海水浴を教へ、ゾール浴に就いては ترامベル及びギルロートの兩氏が、一八〇一年その效あるを説きはじめて、エルステル温泉にその設備を作つた。それからハレー大學附屬病院の湯治場にも、一八〇九年にゾール浴を置いて、患者の治療を始むることになつた、これにはヨハン・クリスタン

が専ら當つた。

また十九世紀の始め頃、化學の隆盛に赴くに伴ひ、泉質の研究が發達し、幾多の學者が之に携はつた、化學の發達は人工鑛泉の製造を促し、その製造會社の出來たことは、化學應用の賜とは謂ひながら天然温泉の發達を妨げその效果の運用を誤らしめたことも多い、しかし、化學知識の理解につれ、飲用及び入湯の改良を促した。又一方には秩序的に地質の研究を行ひ、新泉の鑿穿を試みるものが殖えた。温泉治療を世人が漸く悟るに従ひ、醫學的討究も進み、醫師がこの方面に手を著けたものも多いのであるが、就中、フーヘランドは頗る温泉療法に努力し、一八一五年には *Praktische Übersicht der vorzüglichsten Heilquellen des Deutschlands nach eigenen Erfahrungen* の名著を世に出したのである。

物理化學の研究法が進歩し、温泉の血流循環、呼吸、腎臟、物質代謝に及ぶ影響の基礎研究が行はれ、温泉地所屬の浴醫も、この方面に没頭し、多年の經驗を積んで相當の成績を收めた。ベネツケ、セネトル、ウイロト、ツェンツの浴醫等は當時の大家であつた。近世になつて、浴法上効果のある瓦斯(例へばラチウムエマナチオン)が立證せられて、生物學及び治療上の意義が一層闡明せられ、入浴、飲用の科學的作用の顯著なることが知られてから、温泉療法は益々重用視せられ、その將來は實に有望で洋々たる大海の如き觀がある。

七

斯の如き科學的解釋を明にしたのは、獨逸温泉治療學會の貢獻に待つものが多い。同學會は創立既に五十有年の

星霜を経て獨逸學界の一角を占むる有力の集團である。今より五十年前、獨逸の醫學界にはロキタンスキー、ウイ
ルヒヨウの如き碩學出で、又スコード、バムベルケル、トラウの如き大家が輩出して、獨逸醫學の城砦を築き、歐
洲の天地に覇を稱へたが、温泉氣候を深く學術的に究むべき萌芽は未だ十分でなかつた。今を距る七十五年前、獨
逸に温泉治療を完全に發達せしめんには、協會を設立してその力に據りて行ふにあらざれば、到底満足な發達は望
めないと論じた先覺者もあつたが、當時尙早の說として顧みられなかつた。漸く明治十一年(西曆一八七八年)十月
十四日、獨逸醫學會に温泉治療學の一部門を設け、その翌一千八百七十九年に獨立した獨逸温泉治療學會が設立せ
られて、第一回の會議を開いた。當時の會員は僅に百二十七名で、チレニウスが會長に推された。

創立後、この集談會に於ける學術演説には、未だ傾聽すべきものが少い又論議の深刻なるものもなく、多くは閑
話雜談に耽り、時には遊客の下馬評などに花を咲かせて時を過したものが、五十有餘年の今日では、温泉地には相
當なる温泉研究所が出来、浴室は完備し、診察治療を一切科學的に行ひ、學會の講演などは何れも根柢ある學術報
告で年々該學の進歩の先達となり、豊富の實驗を齎してその範を示し、温泉治療學及び温泉地に多大の貢獻を捧げ
つゝあることを見て、實に隔世の感なきを得ないのである。

温泉地の衛生保健に就いては夙に此學會が注意し、第三回の學會(一八八三年)に於て、温泉地の衛生執行法が研
究せられた。その前年、伯林から温泉地に旅行した健康な人々が、偶然にも温泉地でチフスに罹つたことが、伯林
醫師會に非常の衝動を與へ、同年十月九日の伯林醫學會は専ら温泉地の衛生の問題を討議し、それが保健上緊要な

る事項たるを痛切に感じ、温泉地の不衛生は却て疾患を播殖するものと決議して、普魯亞の衛生局長に建白し、更
に温泉學會にも注意を促した結果、前述の如く學會に此問題が現はれたのである。

當時の會長チレニウスも、此決議を相當理由あるものと認め、温泉地に警告して、萬一にも浴場の不備、非衛生
の點なからしめんとし、個人も共に深く留意すべきを訓へた。今日彼國の温泉地の衛生的施設は非常に注意もせら
れ、又研究も出來た。ブレーメルは、更に温泉地衛生協會を主宰して、温泉地の衛生施設法を大に奨励し、衛生事
項は法律によるべきことを主張し、屢々議案を提出した。一八九八年に内務省令による温泉地衛生取締法が公にせ
られ、一方には温泉治療學會が温泉組合の組織を勧誘し、共同に衛生施設をなして此省令の空文にならざるやう努
力した。一九〇〇年にはロエリンク總裁の下に、東獨逸海水浴組合附屬保健協會が創立せられたので、始めて療養
地の保健に一步を拓いた。

八

温泉地に於ける榮養に就ては、第一回温泉治療學會當時から注意せられた問題で、キツシユは此點に就き大に啓
發を試み、温泉厨房なる熟字を査定して、榮養の必要を一般に努力宣傳した。それが爲め榮養食餌の改良は、比較
的早くから進み、ボアス、ウインテルニツツ、ストラツセルは榮養學に學術的研究を遂げた學者である。その中に
もストラウスの此方面の功績は多大と謂はねばならぬ。今日歐洲各地の温泉地の食養法は完全に行はれ、療養本位
の食餌が得らるゝことは、温泉療法の効果を一層有效になさしめてゐる。

かくて、伯林の體育教師にして且つ醫師であるアンケルスタインは、第一回の學會に於て、柔軟體操の筋肉と神經に及す關係に就き一場の講演を試み、温泉地の滯在中は身體の練習の好時機なりと結論した。而して、その方法の可能には議論もあつたが、當時世間一般に、なほ體育問題を等閑に附した時であるから、餘り輿論を喚起するに至らなかつた。しかし歐洲戰後、此問題が勃興するにつれて、温泉地の體育問題には留意することとなり、浴醫にして道般の智識を有するものは次第に多くなつたのである。

九

温泉治療學會が最も力を濫いだ事業は、學術的に湧泉の性状を研究したことである。リープライヒは、既に第一回の席上で、自然湧出泉水の學術論文を公にし、自然湧泉と人工浴泉との間には差別があるもので、後者は到底前者に及ばざることを發表した。又第二回の學會に於て、キシユは鑛泉の鹽性成分の定性分析用正確測定器を供覽説明した。その後學會に益々泉質の學術的研究の發表が公にせられた。斯くして、温泉學研究に相當の時日と努力と要し、多年研鑽の功を積んで始めて今日の温泉學及び温泉治療學を築き上げるに至つた。その内にもアルヘニウス及びバントーフの兩氏は、浴泉の化學成分を根本的に深く研究して、温泉の性質とその治療目的を明かにした。その他、ヨキビーは鹽類の解離、チエルケンドルフエルは泉水の透過力、ツラウエンホイゼルはコロイド研究、ルギーベル及びエンゲルマンは透竄力、ジールリンクはラヂウムの研究をそれぞれに發表したことは、斯學の進歩上大の功績を齎したものである。

温泉の泉質を的確に知るには、その所在地方に赴きて研究するのが理想であるとして、早くよりそれを實行したキシユは浴地研究所の入用を力説した一人であつた。そんな關係から、ザルツブルンネン、マリエンバード、キシゲン、ナウハイム等の温泉地には温泉研究所が出来た。

温泉の本性が明かになると共に、湧泉の保護にも注意を拂ふやうになつた。温泉が鑿土、又は鑛山採掘から意外の影響を蒙ることが學會に發表せられて、國家は法律を以て之を禁じ湧泉保護例を布くを緊要なりとし、温泉治療學會は馬を先陣に進めて保護に奔走した。こゝに獨逸が如何に湧泉に多大の注意を拂つてゐるかを知る適例がある。一八七一年獨逸のローベルク市の一商事會社が、ザルツ地方の穿鑿權利を獲て、或る鑛區を一八八一年まで十年間採掘したが、所要の鑛物は獲られなかつたけれども、ゆくりなく温泉を掘當たのが動機となり、忽ち温泉浴場を設け、猶太民系基督民系に各專屬の療養所を建て、相當の收獲を納めることが、ローベルク市の問題となり、一商事會社が温泉を獨占するの不得權を醫學者から、又政治家から痛く攻撃した結果、遂に市の共有物になつた。斯る場合にも温泉學會の力が之を動かした。斯様に湧泉の個人私有又は亂鑿を警戒することは、我々日本とは大に趣を異にしてゐる。

十

氣候と天候との關係は近時になつて注目せらるゝ機運になつたが、温泉學會の初期には未だ見るべきだけの成績を擧げてゐない。しかし學會では既に一八九七年一月にチレニウスが各温泉地を巡行して氣象を觀測し、第三回の

學會には各温泉に於て一定の方式の下に治療的氣候を観察する申合が出来た。その他、第二回學會の席上で、リープライヒはオゾンに富む空氣の講演を試みた。肺疾患と氣候關係との重大な間柄のあることを知つてから、一層注意し來つて、第十回學會にシュリープは治療氣候を説き、高山氣候は温泉治療に重大なことを知つた。

温泉學は温泉の治療効果を經驗から應用を選択する歸納法のみならず、進んで温泉治療の未開方面を拓發し、不斷の努力で猛進して、醫學に貢獻せねばならぬ使命を持つて居る。心臟病の温泉療法は正しくその好例である。心臟病と炭酸泉治療効果は、今日に至るまでに學者の甲駁乙論があつた。けに、その効果は顯著である。温泉治療學は生理學、診斷學及び一般治療學に絶えず學術的交渉を進めた。

リープライヒは、嘗て重要な治療法が温泉治療學より提出せらるゝは我等の誇りであると揚言した。心臟病治療法の如き、又ブレイメルの結核氣候治療法等、何れも此學會の發表成績である。ブレイメルが始めて結核の氣候治療法を唱へたとき、醫師は之を嘲り、世人は彼を狂人と罵つた。しかし、温泉學會は彼を尊敬し、彼の意見を傾聴し、彼を勵まし、彼れを援けた。その所説は漸くにしてライデン等の容るゝ所となり、今日の氣候療法の根柢を礎いた。ブレイメルの記念像はドレスデンのウエンチエルハンケ病院の前庭に嚴然として聳え、後年醫を學ぶものに、その風姿を偲ばしめるのである。更にベネットは虚弱兒童の海濱治療を説き、ウォルメルは泥浴を講じた。

第一回以來の會長に就任した學者を屈指すれば、第一回にはチレニウスが推された、彼は學者にして同時に政治家であつた、彼の手腕はこの會の基礎を作つた。氏が一八八五年に没してから、オープライヒが繼いた。彼の學識

と熱心は、この學會を向上させるに十分であつた。一九一八年からブリーゲルが立つたが、歐洲戰爭に會し、温泉地の疲弊と戰役の爲めに、見るべき業績もなかつた。氏の没後プロックが先陣を承はり、一層この學會をして獨逸醫界に重からしめつゝある。

十一

以上は學會の進歩の一端を説いたに過ぎないが、温泉地も此學會の指導誘掖によつて、實地研究に力を致した。カールスバードには、シトホエクの研究所が出来て學理的的研究を行つた。更に、一九一〇年には、カールス温泉場長カンベルが温泉物理研究所を建てた。又之れより先ちて、一八五五年にザルツブルン温泉に王立温泉研究所が設置せられて、ビュトネルがその所長となつた。これと前後して、マリエンバートには市立衛生温泉研究所が出来、醫學議定官ツエルケンドルフの私立温泉司場も出来上つた。

温泉地の研究所は雨後の筍子の如く各温泉地に出来た。例へば、クロイツバッハの温泉地にはエンゲルマンの研究所があり、又ゾーデンバートの研究所にはチセムスが働いた。一九〇一年にはオウハイム温泉にエセルを所長とする研究所が出来、専ら泉質に關する技術方面の研究に著手し、一九〇三年には温泉同業者を集めて講習を開いた。一九〇五年には纏つた報告も出された。又ザルツブルンネンは、一九〇二年に研究所からワクネルの有益な報告書を出版した。

一九一〇年にキシングン温泉に國立温泉研究所が建てられた。その規模の廣大、その研究材料の豊富、その資金

の巨大などは、此等温泉研究所中主なるもの一つであつて、ヘンケルがその所長であつた。

バーテンバーテンでは、既に一八九九年にバユエルの洗浴技術の研究論文を公にして一新方面を開いた。

エルゼル温泉の市長アルベルは温泉地を圖表に描き、地圖に記入したものを出版した。

十二

温泉治療を主とする研究所は、ザルツブルン温泉に一九一〇年初めて出来た。近世醫學の心臓診断に關する凡ての補助法を求めて、健康及び病的な心臓に及ぼす炭酸泉の研究を心臓電氣描寫法で研究して、大にその効果ある眞價を明かにした。その成效に促されて、ビルモント、ケヨセン、ザルツシユリルフ、エルステルの各温泉地も之れに倣つて研究を始めた。

ナウハイム温泉ではザルツブルンネンの業績に勵まされて、既存の技術研究所内に醫療研究機關を加へ、レントゲン室、電氣心臓描寫室を設け、ギーセン大學の教授ウエベルをその主任となし、更に研究室の擴張を行ひ、物質代謝の研究にも著手した。エムス温泉には最近國立研究所が出来、ディーネルが總支配者となつた。此研究所では生化學と臨床と結びつけて研究を行ひ、腎臟膀胱疾患の診断と治療に力を致した。又レントゲン、デアテルミー、人工光線を應用し、電氣心臓描寫法を巧に用ひ、心臓疾患の診断に一層努力した結果、今日ではエムス温泉は心臓温泉治療所では拔群なるもの一つに加はつた。同所では、新浴室に浴泉水治及び光療法を加へ、國庫支辨によつて萬般の治療機關を備へた。

温泉地の學術的治療研究所は益々その必要機關たることを認められて、各地に建設せられ、一方既存の小規模のものは改修せられ、陳舊のものは斬新のものに變り、争うてその機關を全うすべく努力した。一九二〇年には、チエルケンドルフエルが大に奔走して *Verbindung für Mineralquellen Beobachtung und Erforschung* を創立して各温泉研究所及びその他の附屬研究所を統轄して、なるべく共同研究によることにした。かくて、研究所の業績からと、設備の完備とからして、ナウハイム、キシングェン、ノイエナール、サルスフューレン、ウイルズンクは獨逸國內でも有數の温泉場となり、年々外國人の來つて湯治する數が著しく増加した。

十三

醫師にして温泉治療の概略に通曉することは大事な修業であるとの見地から、一九一三年カールスバードでは温泉治療に關する補修講習會を開き、爾後年々之を繼續したが、歐洲戰爭中は一時中止し、一九二五年から再び開始した。その他の著名の温泉地に於ても、同様の講習會が開かれ、就中キシングェン、ナウハイム、エムス、バーデンバーデンのものは、歓迎する所となつた。

目下獨逸で温泉に關する團體は多いが、その中で汎く知られてゐるものは *Balneologische Gesellschaft*; *Deutsche Gesellschaft für ärztlichen Studienreisen*; *Mineralische Studiengesellschaft für Paleologie und Klimatologie*; *Deutsche Gesellschaft Mineralheilkunde*; *Deutsche Ausschus für gesundheitliche Einrichtung in Kur und Bad-ärzten* である、又機關雜誌をも發行し、鋭意温泉や氣候に就いての研究を行つて居る。

斯く獨逸が研究所に於て温泉治療に關する技能學理を討究し、温泉治療機關を完備することは、自ら各國から浴客の集る原因となるので、それは水の低に流るゝと同一で、實に當然の結果である。吾人は獨逸温泉の繁昌する所以を知ると共に、我が温泉地の狀況に鑑みて、眞に慨然たらざるを得ないのである。觀光及び保健の一事業として我が温泉郷を紹介せんとあせるも、近代科學的設備を缺く我が温泉地に、何を好んで千里の道を遠しとせず來るものあらうぞ。又醫療上からの放任は、温泉治療論から見ても、人類愛から見ても決して等閑に附することが出来ない。天與の醫治機關を巧みに利用して吾人の健康を保ち、疾患を治して人生の福祉を大ならしむるは、吾人共同の責任であらう。我が温泉地の改革は目前の急務である。國策から論じて重要な問題である。輕々しく之を不問に附するは斷じて許すべからざる所である。温泉國策は國家經濟から見ても健康の方面から論じて、一日も忽かにすべからざる問題であることを信じて疑はない。

妬湯

有馬郡湯本谷の町にあり、女子盛裝して此の湯の側に佇立すれば忽ち沸騰して止まず故に名とす。

攝津名所圖繪

日本温泉學の發達

我が邦に湯治の行事が古くからあつたことは既に舊記、實録にも殘されてある程にて、廣く一種の民間療法として相當の成績を収めたのであるが、醫家の立場から温泉効果を専門的に論述したことは無かつた。而して、そのままあつたものも斷章零片で、未だ全豹に觸れてゐなかつた。漸く徳川の時代となつて、世が太平になり、文教の旺んになると共に、醫學も漸く進み來り始めて、温泉學の勃興を見るに至つた。

稻生若水は本草學の提綱から温泉の効果を説いたが、それも支那傳來の本草家の所説以外に出でなかつた。畢竟若水は李時珍の説を布行するに過ぎなかつたのである。その後、後藤良山が出て、こゝに陶冶せられた學説を聽くことが出來たのである。

後藤良山は灸鍼及び温泉の治效を高調した人である。今日弘く行はれてゐる小刻の艾草灸法は良山が改更したもので、又熊膽の著效を知つて精製した熊膽丸は、急性胃腸病に特效があるから、後世に至つても其用途は弘ろがつた。

良山は温泉の效能を醫學上から説いた先覺者である。温泉を以て「大概灸治と同意なり」と概説を立てたが、一步深く立ち入ると、彼は灸醫と呼ばれたゞけ、灸を重視した慣ひから、「或は灸の代り」と稱し、或は「灸には劣れり」と論じ、灸を以て主位とし、温泉を以て客位に置いた彼の主義を窺ふことが出来る、従つて灸の施し難き場合に代用するるのであるから、良山は「かやうの湯治は泣て吳に嫁する手段なり」とあきらめた。



第一圖

（藏所者筆）生先山良藤後

然し良山は温泉治效に一家の説を持つてゐる、即ち温泉の治效には相當に制限あるものとして、その適應を厳選した、故に「ウチツケ湯治の症は多くなし」と見てゐる。皮膚關節疼痛、痲痺等の證がウチツケ湯治の症である。「瘦瘠多き者、勞廢の者は汗出て津液出づる爲めに之を禁じた。尙彼は「灸のよきあり、温泉のよきあり、又灸温泉兼施すべきあり、病のおり、人の質賦によるべし」と取捨を明にしてゐる。

良山はまた入湯に就いて注意を促した、即ち「沈寒痲痺の症者救万壯の灸を施すことなし難きもの、せんかた無

く湯治なり、故に救万壯の灸に代ることなれば、久しく入浴せざれば效なし」と説いて、長期の入湯を勧めた。而して浴治すれば「腸内和らぎ積氣もくつろぎて食進み出れば治する也」との次第を示して治驗のあるべきを教へた。彼れは又、温泉によりて一失あるも之を償いて反て效あるべきことを論じ、温泉の治驗を軽々にすべきものに非ざること戒めた。即ち「温泉は膽理を開き津液を脱すといへども、温泉行氣の功多し、故に積の處へ透徹して積の勢弛るくなりて、食進み出るなり、然ば表に失ふといへども、裏に得ることあり、實に十死に一生を求むることなり」と温泉の效を賞揚した。

良山は城崎温泉を推して第一とし、就中、新湯を以て名湯と推賞して措かなかつた。そこで後世良山の學流を汲むものは、何れも新湯を賞揚することになつてゐる。

良山の温泉説に據れば、温泉は水火一脈相觸れて湧出するもので、潮氣硫黃の産出する所に觸れて出るのである。硫黃は熱物なり、是亦陽氣の伏する所で、此者は良性であるが、他の金銀鐵錫又は白礬丹砂に觸れて出づるものは悪性であるとの見解であつたから、この理論に適應する但馬城崎の新湯が第一位となる譯である、而して、かゝる湯に入れば瘡を生ずるから、これが良湯たる所以であるといふ。元來一氣留滯の病理を説く彼であるから、その治法の綱要もまた順氣に存する、故に瘡を生ずることは體內鬱滯する一氣が發散する所以であると解釋するも、當然であらねばなるまい。

良山の子椿庵は先考の説を守株して自説を吐くに至らなかつたが、門人に山村重高、香川太沖（修徳）が出て、そ

の説を一層主張して、遂に之を大成するに至つたのである。

二

香川太冲は、養菴先生在日、嘗謂吾於温泉有可言者、故避一頭地、以至乎今、先生往已捐館、其事不果、於是乎予所以不_レ得_レ不言而方今創述也との述懐を序して、自個の抱負を語つた。長山派の説く温泉審擇は説の主要なる一項である、太冲筆して、凡擇温泉、大槩以極熱發瘡者爲佳、微溫愈瘡者爲惡、以是辨別、則諸泉可悉推知矣、或雖極熱、愈瘡爲惡と説いたことは長山の本旨を能く盡してゐるものである。而但州城崎新湯、爲最第一、攝州有馬、豆州熱海亞之云々と温泉の治效順位を定め、夫温泉之爲功也、元由天地自然之陽氣、湧出熱泉、而賴其熱勢、滾動元氣、漸々融解順暢、斯氣得_レ接、健運擴充、則發癢癩、起沈痼、此其熱勢滾活之使然也と温泉效驗を述べ、城崎新湯の最上位たる所以を明かにした。後藤派は熱泉を以て温泉の極善とするから、冷泉の如きは效なしと見做すが理の當然であつて、冷泉は温泉に非ず、煖燻して湯を作り人をして浴洗せしむ、衍ひて效ありと謂ふも、人家日用の浴湯と異なる所なし」と一蹴して之を認めない。而して此の湯で瘡を洗ふと、後患を醸成して、悔いても及ばなくなるから、決して此湯に浴するなと戒めてある、瘡を癒すのは泉水に瘳氣があるからである、瘳氣は毒氣であるから温泉の眞の效でない」と論じた。

太冲は温泉の本質を説き、凡温泉味鹹者佳、故鹹溫泉最優於淡溫泉、蓋鹽湯之觸身也、溫柔和煦、溫體、尤長、勝於淡湯之緊嚴也、平常浴湯、猶且如是、鹹溫泉之殊美、可推知也、とて鹽味泉質を佳とした、更に彼は進んで、凡色清白如鑑者佳、若暗濁不清者惡と、即ち無色透明を温泉の條件とし、又、臭如石硫黃者佳、或泥氣者、無臭者、俱無害、其他爲異氣惡臭者大惡、凡飲之覺腹中煖、不瀉利者佳、吞過直瀉者惡と説き、泉質上からは、鹽分の軽く微かに甘味を含み清白透徹し、温度高く、硫黄氣を含みて異臭なきが温泉の絶品であると断定してゐる。

太冲が温泉の醫治を三段に分けて説いたことは卓見である。助氣、溫體、破瘀血、通滯、開腠理、利關節、と全身に及ぶ影響を説いたのは、今日温泉が身體更生に效あるものとの學說に一致する所で、茲に言及したことは太冲の學の大なるを窺ふに足るものである。次に、彼は宣暢皮膚肌肉、經絡筋骨、癢癩癩痺痿痺脚痺、癩急諸瘡として、温泉の局部疾患の或者に卓效あるを述べた。微瘡下疳、便毒、結毒、發漏、疥癬、諸惡瘡、撲損、閃眇、婦人腰冷、帶下、大凡癩疾、洗浴多效といひ、時には治せざることあるをも認めた。而して、體質によりて入湯の適否あることを論じ、胸腹が開豁し、頻りに飢え、能く食し、食味の益々美なるを覺ゆるは宜しきを得たものであるが、之に反する場合は避けるがよいとした。但し湯當りと誤ることがあるから注意せねばならぬ、湯當りは瀉利して糞にも臭氣がつくが、それは敢て驚くに及ばぬといふ。太冲は又一日の浴度の標準を二三次とした。身體の羸強により加減すべきであり、又一回りは必ずしも三臘に限らない、少くとも半歳より周年に互つて病の治するまで行ふべきであるとした。又入湯中は風に當り感冒に罹らぬ様に注意せよといひ、浴後には汗が出て腠理自から開き風寒に感じ易くなるから、注意を怠るなと戒め、その他飲食、攝生に細大となく指揮し、假寐は禁物であ

る。而して一般には、浴中は勿論浴後と雖も、灸を忌むとするが、太沖はそれを謂れなきこととし、病の灸治に宜しきものは浴中と雖も之を行ひ、益々相助援して一層の效を擧げることを得るから何の害あらんやと、その誤信を打破した。

香川太沖はよく艮山の説く所を尊奉して一層精練した。太沖は學識該博でその説の核實なる、優に當時の醫流を抜いてゐるだけに、その立説は後世に至るまで傾聽せられるのであつた。

享保九年、平活齋が温泉小説を著したが、香川太沖の説く醫治效果と略ぼその轍を同じうし、その主張に見るべきものはないが、唯泉水飲用の有害を説いてゐるのが目立つ。泉水の硫氣腹中に入れば害あり、熱湯で口を漱げば齒を損じ目を痛めるといふのである。

徳川時代に伊豆及び箱根の諸温泉を藥湯として使用したことがある、喜田川季莊の近世風俗志にも、「江戸の藥湯は伊豆及び箱根の諸温泉の湯を用ふ、温泉を四斗樽に納れ船にて漕出す也、是を小樽に入れて沸湯とす、蓋専ら二小樽を造り、一樽は熱く一樽は少くぬるく沸す也、又槽外板間の垢磨湯に小樽を造り、常の湯を蓄へ、浴者先づ以之全身をすすぎ、而後に槽中に浴す、藥湯には必ず槽中に手巾及び糠袋を入れることを禁ぜり」とあるが如くに、温泉水を沸湯にするのである。將軍も草津又は熱海から早便にて温泉を取り寄せることがあつた、遠路から持ち込んだ泉水であるから、尊い爲に容易に之をとり替へることが出来ない。同書にも「右温泉を用ふる故に毎日湯を汲み改めず、或は七日或は十日に湯を替へ、其日は戸口に「今日新湯」と云木札を掛る也」とあるから、温泉の水は、可なり不潔汚穢になつてゐたのである。活齋は此點に言及して、「今世俗とり湯とて遠堺より樽に入れ取り寄せ浴す、醫者もよしと思ひて救事也、甚誤也、近いはば、昨日汲をく水と今日新に汲水と水の性異ふ、況や遠堺より熱湯を樽に入れ日數経て來るものなれば、湯の氣は云に及ばず腐り水に成る、此を浴せば有毒可慎。然れども十人に一人も汲湯にて效ある事、此は約定木にて難用、夫は常の湯にてもよき者也」と訓へた。此は一小事と謂ひながら、世俗の誤つた湯法を等閑視するは、醫師、醫學者の本務に背くものである、飽くまで之を矯正せねば、却て温泉の効果を誤らしむる所以である。活齋が早くも警眼を放つたのは、濟世の術に適つたものであるといはなければならぬ。

三

寛政の世に至り、古河の儒醫原雙桂が温泉考を著した、本書は専ら通俗を旨とした假名書きの文である。彼が醫治上に説く所は、太沖の説と伯仲し、一層能く之を平易にし、太沖の用ゐた字句をそのまゝ使つてゐる。そして雙桂の入浴論には別に自説は無いが、湧出論に至ると、必ずしも、艮山、太沖の説の鵜呑みではなかつた。雙桂は温泉の過熱、過冷ともに宜しからずとした。従つて「太沖が極熱は元氣を滾動し、沈痾を起し癢癩を發す」と云ふのは元氣の字義を知らざる論旨であると論斷した。そして温泉の能毒は湯筋の別に據るものであるから、極熱の湯と雖も寒冷の性を備へて居るではないかと論じ、温泉は「地中の火地中の脈理に従ひ流行するもの、偶々地中の水筋に相交合して地上に發するものこれ等を温泉とす、常の水筋に相交するものは浴湯泉となり鹽氣のある水筋に交合

するものを鹹湯泉とす、故に温泉は天地自然の陰陽の交會水火の妙合なり」と説明し、鹹泉を以て温泉の本性とし、「かゝる湯に身をふれば温和煦、既に浴して後ち腹臍肌膚表裏内外煦々温暖の氣や、暫し止まず、即ち之れが良湯であると結論しるる。かくて、雙桂は筑前武藏温泉を推稱した。雙桂の鹹温泉は今日謂ふ所の食鹽泉を指したのである。

雙桂は更に進んで、温泉の本に一致あるにあらず、温泉の性は二元であると主張した、その性の相違は「氣稟の清濁によりて或は賢となり或は愚となる、その本然の性のまゝなれば、至善中和の正なりとの道理と同じく、温泉もその沸出する土中の水筋湯筋に銅鐵銀鉛礬丹砂のあると無きとに、良否を表生する」とした、氏の一元論は太沖と同じであるが、雙桂はその良惡に差別を説いた。雙桂も亦温泉により小瘡微瘡の類の出來物を裏へおひ込みて癒すものには浴すべからずと警戒した。

四

柘植叔順は文化六年に温泉論四卷三冊を著した。蓋し温泉の論説としては雄大浩瀚のものである。その書は、第一卷に温泉の性を論じ、これを總論、水火辨、火脈辨、淡鹹解、剛柔辨、泉氣辨、泉才辨、硫黃辨に分ちて述べ、第二卷に有馬温泉を以て本邦第一位のものと推賞し、その醫治効果を四靈、二妙、煖宮、龍笛、浴法、浴度、浴煩浴禁、六宜七忌の項目に別ちて説述し、第三卷に温泉適應より求嗣、修田種子、金瘡痼疾、解水銀粉毒、久痢、天授瘡毒を詳記し浴後調攝篇を附加し、第四卷に人工温泉を説明して造泉、泉性、泉石、泉室、泉注、治驗をしる

し、附録に有馬温泉宿坊兵衛元式に與へた六通の温泉辨を載せてある。

本書は有馬温泉を主題として論述したのであるが、又一般温泉論にも通ずる所がある、本書を讀むと、太沖の温泉論に對する反駁、有馬温泉と城崎温泉の優劣に論者の説の強く鋭化してゐることを窺ふことが出来る。自説を主張し、異説を論駁するのは學者の本領であるが、然し與兵衛元式書に、昔歲京師香川太沖、來觀溫泉、乃言溫泉法術、華人已知焉、況此邦醫人乎、洗浴之徒、唯在俗間、互相諮謀爲之耳、其不得的中與受其害、所以有不免也、今世、我善知用、是以起癢痼治沈疴、公業有意于此、請演明馬山泉功於當世乎、方是之時、我溫泉何幸熾行于世、天下無復敵者、所惜風俗嘩夸、睥睨射人、及聞太沖之言、擊冷笑相謂曰、堂々靈泉自振古而然、太沖無勞喙、亦何所軒輊焉、方其遊觀之日也、待之頗簡、太沖艷然作色而去、未幾藥選出焉、以極熱發瘡者爲佳、微溫愈瘡爲惡之說於是乎始作、其餘所謂微鹹似淡鹽湯、猶城崎溫泉爲極佳、如_二有馬溫泉_一過鹹至苦、所以爲不佳也、又曰、有馬溫泉、染布帛爲黃赤色、染齒爲紫赤色者、疑是鐵氣、此二色俱不佳、又曰、凡飲之漸瀉者佳、吞之直瀉者惡、又曰有馬溫泉如鹽膽水、飲之直瀉、其有毒無復可疑、又曰古時僧行基肇取於浴癩人即癒、宜乎、有治疥之能也、以上數言、一一有所激而發也、自爾已還、城崎熱泉、驍然日軒、有馬溫泉、遂乎月輕、何其奇也、吾儕率常私願誰能一言以間執讒慝之口者、不意今後憑君之靈、以洗雪數十年來之冤也、とあるから、叔順は有馬温泉の衰退は藥選の記事に原因するもので、太沖が有馬の優待に不遇に曲筆して、罵詈した憤慨に源いた温泉論とあるとしたのは、多少の私憤が交つてゐるので遺憾とする。

太沖は長山門人中の逸足で、醫道人としても、亦儒者としても著名であつた、かゝる大家の著した温泉論説には醫師も世間も傾聴したに疑ひはない。薬選の推した温泉が月に榮えて行く事も當然である。しかし、太沖が壯年有馬温泉に遊び、奇言を放ちて徒らに人の嘲弄を買つたので、佛然としてその憾みを薬選に於て酬いたのであらうか、柘植叔順が謂ふが如くに太沖は狭量偏見の士であつたであらうか。叔順は有馬温泉繁榮挽回策として、薬選の城崎温泉を第一位に推し有馬温泉を次位に下したことから、一種の手段に用ゐたものであるまいか。太沖は長山の門人にして後藤派を祖述するのが當然である、長山が城崎を賞し、有馬を非難して「有馬ノ湯ハ少シ金氣アレドモ、硫黄湯ナル故、良カリシニ、去ヌル寶永四年亥ノ歳ノ地震ヨリ、具合違ヒ白湯殊ノ外アシ、夫レヨリ奥ノ坊半六ト言者ノ内ヨリ伏櫃ヲシカケ湯ヲヌルメル故時ニヨリテ熱過ギ又ヌル過ギテ浴客ノ爲ニ悪シキコトナリ」と論じてゐるから、後藤流學者は有馬を推賞しないのも當然であり、随つて太沖が薬選に之を非難したことに不可思議はない。又それ程までに太沖が有馬に憾を抱く理由もあるまい。柘植叔順が有馬繁昌策として太沖を俎上に乗せたのは面白いが、餘りの曲筆は學者の快とせざる所である。太沖の有馬温泉非難は柘植氏の温泉論により餘りに知られた事實となつてゐるが、長山の説既に有馬を悪しとしたことは知るものが尠いから、一言太沖の爲に冤を雪いで置く。

五

叔順の温泉論は極めて詳しい。太沖を駁するのは是非は、何れにも、甲乙はない。温泉の研究は自然科学の實驗の一つであるのに、兩者共に支那本草家の説く所にその立場が拘束せられて居る爲め、多くは主觀的に抽象的に、そ

の論歩を進め、頗る獨斷論に陥つてゐるから、詮ずる所兩者の説に軒輊ある理由はない。しかし、當時ともかく温泉優劣論をしたことは、温泉醫治上に参考となるべき點が多々見出される。日本の温泉學論は長山によつて勃興し、百餘年の間に陶冶せられ、その醫學的考察は淳化して柘植叔順によつて大成した漢方醫學論と觀ても差支はない。余は叔順の温泉論を記するに當り、先づ醫治效果より述べてみようと思ふ。叔順の温泉論は宇津木昆臺により支持されてゐる。昆臺は全く叔順の説を守つたに過ぎないから、茲に、昆臺が假名交りに書いたものを借りて掲載することとする。

浴法 先杓ヲ以テ湯ヲ酌ミ板面ヲ浣ギ煖メ、而後コ、ニ坐シ、隨テ泉波ヲ取り、徐々に兩足ヨリ始メ、腹背兩肩ニ灌キ下ス、又布巾ニ湯ヲ浸シ、面部及ビ隱曲ノ處ヲ洗ヒ心ヲ平ニシ氣ヲ和ラケ釋兒ノ水戯ヲ作カ如ク、其膚泉氣ト相得テ、然フシテ、後始メテ槽内ニ入ル、霎時許ニシテ、周身に煖マリ透ルヲ待テ、重テ槽外ニ出、悠然トシテ氣ヲ吹、煩ヲ解シ、心胸ヲ快潤シ、後浴スルコト初ノ如シ。

浴度 凡ソ浴スルコト一日ニ三次ヲ律トス、強人ハ之ニ加ヘ、羸弱ハ之ヲ減ズ、過ルトキハ害アリ、三臘ヲ通浴スルヲ、一順トス、其豫防ニ備ル者ハ、悠優トシテ、之ニ及ボシ、既ニ病アル者ハ、律ヲ守テ、浴スベシ、若夫痼疾沈疴ハ此例ニアラズ、二三順ヨリ四五順マデモ、ソノ病ノ差ルヲ以テ徹トス。

浴煩 凡ソ浴スルコト三日、胸腹開豁シ、頻リニ飢、能食シ、五味益々美ナルモノハ、蓋泉氣ノ應ル所ナリ、續ヒテ浴スルコト、一臘大便必瀉シ、微々トシテ腹痛シ、多ク臭穢ノ物ヲ出ス、是ヲ泉氣ノ貫通トス、若其

人、既ニ浴スルコト三四日、或ハ上氣頭痛、或ハ心下悸動、或ハ舌上乾燥或ハ胸腹飽滿、食ヲ思ハザル等ノ事アルハ、多クハ壯人氣害ノ證ニ屬ス、否ラザレバ痲瘋癩ノ人也、是ヲ浴煩トス、蓋泉液方サニ肌肉ヲ蒸シ、表氣閉塞シ、裏氣因テ發起スルコトヲ得ズ、遂ニ泉氣ト相抗シテ諸般ノ證狀ヲナス、當ニ達泉丸ヲ服スベシ、大便ヲ利シ、裏ノ氣通ズルコトヲ得レバ、諸證靜カニシテ、飲食故ニ復ス。

浴禁 一ニ曰、マサニ浴セントスル時、大ニ勞シ、大ニ飽キ、大ニ飢、大ニ醉、大ニ汗スル事ヲ禁ズ、二ニ曰、既ニ浴スレバ、高ク歌ヒ、長話シ、暴リニ泳キ長入ヲシ、妄リニ泉液ヲ飲ムコトヲ禁ズ、三ニ曰、浴シ已テ假寐、炙治、入房、久シク浴衣ヲ著、粘リ硬キ物ヲ食スルコトヲ禁ズ、四ニ曰、一切瘡疥ノ初發、或ハ病後、元氣イマダ復セズ、或ハ孕婦三四ヶ月、七八ヶ月、及ビ産後五十日ノ内、或ハ邪風ニ冒サレ、宿疾ノ發リタル日、或ハ憂ヘ憤リノ強キ時、等ヲ禁ズ、五ニ曰、疾雷暴風、淫雨、地震、日月ノ蝕ヲ禁ズ。

七忌 凡ソ浴スベカラザル者亦多シ、其太ダ忌ムベキ者七ツ、曰水病、曰消渴、曰虚勞、曰痰喘、曰吐血、曰楊梅瘡、曰癩風、是也、按スルニ眼疾モ亦忌ムベシ、因テ八忌ト云ベシ。

金瘡痼疾附瘻 金刃折衝ノ傷ニ於ルヤ、外科存セリ、既ニシテ、屈伸動搖、物ニ觸テ便ナラズ、痺痛癢拘、事ニ應ジテ干格ス、年ヲ累テ、月ヲ積ミ、百方知ラズ、完ク之ヲ治スル者ハ其唯温泉ノ力カ、凡ソ諸州ノ温泉、既ニ撰撰閃閃ヲ治スルヲ專功トス。

尙温泉治效に久痢、痔、脱肛、蟻癢、腸風、天授瘡毒、惡疥、頑癬、麻疹、痘瘡を挙げ、浴後調攝を述べて浴後

の手當注意を促がした。凡ソ温泉ノ性タル金、鐵、硫黃、丹砂、礬石、雄黃、海鹽、朴消等ノ精、相聚テ以テ滾化涌溢ス、其觸ル所ヤ、結ヲ解シ、屯ヲ亨シ、冷ヲ盪シ、濕ヲ散シ、一切積陰結毒ノ痼、艸草ヲ以テ達スベカラザル者、温泉即チコレヲ治ス、夫三年之疣十歳ノ癩、一時泉氣ノ爲ニ癩ニセラル、者、斯金石ノ猛毒ニ非ンバ、其孰カコレヲ制セン、故ニ其氣タル、温ニ似テ猛ク、和ニ似テ強シ、コレニ浴スルニ、苟モ其時ニ悖リテ、其度ヲ失フコトハ適トシテ百脈ヲ消燥シ、膏血ヲ煎耗セザルコトナシ、是以浴後、飲食ヲ節ニシ、情慾ヲ省キ、然シテ後ニ、不老仙丹、留春藥、其他調攝滋補ノ藥、若クハ百日、若クハ半年、若クハ一歳、連延任用シテ、形氣膏血、故ニ復スルヲ的トス、抑世ノ浴スル者、功ニ泉動ヲ企テ、然モ其峻治スル所以ヲ知ズ、形ノ盛衰、病ノ新古、漫然トシテ、一ニ視テ競フテ以テ浴ス、既ニシテ家ニ歸リ、少シク起色アルトキハ手ノ舞足ノ踏コトヲ知ラズ、完ク然モ快癒セリト謂テ、調攝既ニ廢シ、其血液イマダ復セザルニ、日ニ酒色ヲ縱ニシ月々暴動ヲナシ、遂ニ九藏ヲシテ枯涸シ、百脈ヲ空虚ナラシム、異日ニ委頓卒死ノ禍ヲ招コト先ト欲スレドモ其得ベンヤ」と浴後の攝生調理を示した。

以上柘植派の論述は、太冲の説く所と少しく異同あるのみであるから、まづ醫家温泉治效の通論と見てよい。叔順は之に加ふるに、有馬温泉には汗吐下和の四の效能あるを辨じ、之を名けて四靈と謂ひ、その四靈の解を擧げて居るが、必ずしも、その説明には判然たるものがない。而して、温泉は婦人宮臟(子宮)に效ありて、經を通じ子臟を融化するから、求子の温泉であるが故に、泉水を龍甯に用ひて子宮を盪滌するがよいと、その器具を考案し、温泉用を獎勵し、尙之を補ふに、達泉丸、甘露飲、激泉飲、不老仙丹、留春藥の六方を處方して、併用せば泉動を冀ふも

のであると説いてゐる、こは有馬温泉の主治であるべき願目であるが、一般温泉治效に共通すべきは勿論である。更に一步進めて見ると、叔順が「陽氣ヲ宜通シ氣血ヲ融和スルノミ、コレハ何レノ温泉ニモ固有スル所ノ才氣ニシテ一泉ノ功ニ非ズ、カノ痼毒蓄瘀ノ深ク筋骨ニ伏シ、久シク肉裏ニ結聚スル者ニ至テハ、石藥涌沸ノ温泉ニ非ズンバ其功ヲ奏スベカラズ、是所謂以毒攻毒ノ術ニシテ、醫ノ主トシテ眼ヲ著ル所ナリ」と述べたのは、温泉效能を力説し、更に温泉含有性分によりて效能が發揮せられるものである所以を示したのである。

彼はまた、温泉には泉氣と泉才とがあるといひ、温泉は水火の二道より出づるもので、これを泉氣といふと説き、兩者の交會する所、自ら中、不中、太過、不及があると云ひ、又その含有物を泉才と稱し、之に金、銅、鐵、錫、硝鹽、硃砂、丹砂、礬石、雄黃硫黃の性があつて、美惡崇痺の別があるとした。故に氣の太過の者必ずしも才の惡いものでない。又氣の及ばざる者、必ずしも才の美がないとは謂はれない、太冲は單に一火脈を主張して、其才を擇ばないのは、彼の見識が狭いからであると難じ、淡鹽水に似たる微鹹の城崎温泉を挙げ、有馬温泉の過鹹を不佳とするは泉性を深く察せざるの罪である、殊に極熱を賞して居るが、極熱と冷とは偏勝のもので、人身の喜ばざる所である。人力を藉りて温かならしむることは出来るが、然し天縱の温は灌せず、燦せず、自ら煦々蒸々として、馨沸研胖するから、この上に優るものがないとした。温泉の色臭味は泉才を選ぶ鼎律で、一も缺如することが出来ないが、各々その微とする處があるが、主客先後一定して居らぬから之を考へねばならぬ、硫黃を含むも決して不思議ではない。温泉に硫黃あるは猶水に龍があると同様で、水に龍が潜んで居らねば靈とするに足りない、温泉に

硫黃を含んで、始めて泉靈ある所以であると極論した。

柘植叔順の説是か、太冲の論する所否か、今は之を批評する必要を認めぬ。茲には兩者が互に温泉論に就いて論難反駁した要點だけを擧げて置くに止める。兩者の論議が我が温泉科學からは共に價値の少ない僻説空論であることは明かであるが、然し支那に於ける温泉の性説論辯は餘り多くを見ないから、たとひ、李氏一派の温泉觀によつたとはいへ、東洋の醫學殊に温泉醫學史からは、相當に敬意を表せられねばならぬものであらう。

六

是より先き貝原益軒は、寶永八年に、有馬湯山道記を著した。それは京都から有馬に至る道中案内で、有馬の名所舊蹟を書いてあるが、單なる案内記でなく、病症により湯治宜惡の事、汲湯の事、入湯の法、温泉に硫黃あること、諸國の温泉の五箇條を掲げて、湯治のことを説いてゐる。此書は元より一般通俗書であるから、簡要にその旨を述べ、病症により温泉の應ずると相應せざるとを能く考へて入湯せざれば有害になると戒め、入湯法には、その土地の湯文を能く讀みて之を守るがよい、湯法は中庸を得た法義を守り、湯前湯後に意を注ぎ、攝生を守り、飲食、色慾を慎むべきである。汲湯は寒月にはなほ多少の效あるも、陽月には腐りて悪くなる故に鹽湯、五木湯に代へて用ゆるがよいと謂つてゐる。本書はその後、河合章堯が正徳六年に拾遺を加へてゐるが、それには湯治を一層詳しく述べて、入湯の法追加、湯治の間身持の事、湯治の關心持の事を書き添へてゐる。殊に湯治の間は、酒色淫聲を遠ざくることを切に戒め、温泉で湯女が客に通ずるは堅き戒めであるが如く、色慾には殊の外警戒を加へて、

温泉を君の如く神の如く敬ひ慎み、よく是に仕へて温泉の心に叶ひ病を除くの術を思ふべし、湯入の開心髓を不潔にして温泉の心に背く可からず、入湯の間風を引かぬ様心がけ假睡を避け、天氣和暖の日は近きあたりを散策し、つとめて飲食を攝し、閑なる時には讀書して修養し、活達に暮すべきことを訓へた。

此の如き入湯心得書を添へたことは、これによつて温泉入浴が日常生活から必要となり、交通の不便を忍んで湯

治するに至つたことが窺はれるのであつて、

また通俗に入湯法を説いたことは、温泉學史上雲烟過眼視することが出来ないのである。

日常の衛生には日常の攝生法が必要である如く、浴泉には浴泉の心得が必要である。蓋し益軒や章堯の功は多大であるといはねばならぬ。

七

更に明和四年に至つて、三宅意安が本朝温泉雜稿の二巻を著した。本書は稿本として傳はるものであるが、恰も今日の Deutsche Bad-

第二圖



貝原益軒先生

Kalenderの如き體裁をなしてゐる。その書は、道後、龍神、本宮、湯崎、方津川、東泉寺、入波、榊原その他五十
四の温泉に就き、各その來由治験を擧げ、緒論に温泉生成論及び入湯法を示したものであるが、その論ずる所は、
先人の説を敷衍したに過ぎない。然し全國に涉つて、各温泉を擧げ、その特徴を記したことは一新機軸を出した
ものと謂はねばなるまい。温泉案内として、斯くの如くに纏つたものは未だ他にないのである。交通の便に乏しい
時代であるから、一般の温泉に通曉することは困難で、多くは著者の見た一箇所の温泉から想像して、他の温泉の
記述を試みたもの故、その論旨に不徹底な處があり、獨斷な點があり、無理な考があることも止むを得ない。兎に
角その當時にありてかく多數の温泉に就き、一々説論することは決して容易のことではなかつたのである。而して、
その來由を敘するにも、單に傳説に依るのみに止まらず、その湧出状態を土性山勢より説き及ぼし、類似温泉の彼
此を對照して泉質を議し、治效を述ぶるにも、よく適例を擧げてゐるのは嬉しい。著者は温泉地から來た知人、又
はその土地の僧侶などに就いて聞きたゞしてその顛末を明かにしたのであつた。

八

温泉入湯法を殊更に詳しく書いたものに、倉谷安齋の文政二年の但馬城崎湯治指南車がある。但馬城崎のそれは例に
とつたに過ぎないので、一般温泉入湯法を平凡に述べたのである。即ち湯治病宜病人の辨、湯治惡病人の辨、病症
の論、湯治行者の心得、道中の心得、湯治中養生の辨、湯治人食物惡荒増、温泉の次第、湯湯の論、浴湯の論、入
湯の指南、歸宅養生の心得、迎湯の事、諸國温泉の荒増等に就いて、從來から知られて居た心得を更に詳述した。

別に事新らしきものはないが、温泉の病を治すると治せざるとに就いては殊に叮嚀に問答式に陳述してゐる。しかし、本書の中心は之れよりも寧ろ入湯の指南である。その入湯法は、宿に著いて旅の勞を休め、翌日から入湯すべきをいひ、杓で足から次第に肩、それから脊筋と湯を五六度づゝ流し、又元へ戻り足趾尖、指先に精々湯をかけて、湯の藥氣經路に通じ臟腑に收まつてから湯槽に入り、靜に湯に浸つて汗を出し、津液を亡はざる様心得べく、湯は「無我にして、天理自然に従ふもの也」なるが故に、不相應の病人を持ち行き、或は欲湯して體を損せざる様にすべきであると諭してある。それから歸宅後の養生に關しても説いてゐるのである。

以上益軒その他の温泉案内は、何れも専門家の手によつて温泉療法の通説を庶人の爲めに書いたものである。温泉が一般民衆の養生に緊要な關係を結んでゐることが知られ、又民衆は此方面の知識を涵養すべく此書を読んだものである。國民の保健衛生から、養生書と共に温泉案内が早くから刊行せられたのは喜ばしい事柄である。また養生書を繕いてみると、それには沐浴のことが出てゐる。しかし、それには迷信に據はれて、沐浴忌日のことや、夏冷水で頭を冷やせば小便しふる等の僻説を、眞面目に説いてゐるのである。彼の名古屋玄醫の如き大醫すら、之に同意したなどは、當時の民衆信仰の色彩が知られる。而して世人が迷信に相當支配されてゐるのに、温泉入湯には、斯くの如き臆昧愚昧な口吻が無いのは、正に霄壤の差である。これは竈火に對する信仰から沐浴にも色々迷信が織り込まれることになつたのに、一方温泉の如き天然に湧出する靈液には、こんな考へのとり入れらるゝ隙がなかつたので、温泉には格別運氣忌日を考へる必要もなかつたのであらう。

徳川吉宗將軍が蘭學を解禁した以來、鬱然として養はれた西洋學術研究心は何れの方面にも燃え上つて、我が文化教育に及した影響は蓋し多大のものであつた。而して、蘭學を修むるものゝ多くは醫師であつたゞけ、彼を介し格物致知による醫學上の考察を知ることが出来るのは、やがて今日の旺盛を致す醫學の根本をなす所以のものである。我が醫學が蘭學により實驗的になつた如くに、温泉の知識も、有形の成分を毫分釐析してその性質を洞察し含有物の多少幾何を比較し、親和の力徳に蹤跡して、其離合進退の趣旨を説明することによつて、從來の温泉考察は早くも一新して面目を改むるものがあつた。然し、多數の醫家には傳統の説述を株守し、依然としてその舊觀を更め得なかつたが、格物致知の科學的講究法は脈々として續き、いつとはなく勝利を占めて、本草家一派の温泉説明はいつとなく夢の如く去つた。

九

宇田川榕菴が天保八年に舍密開宗内外篇七冊を公にした。この書は、本邦に化學が知られることになつた嚆矢である。本書は譯厄利西亞人德微爾里譯賢理氏の原本を蘭人亞獨原爾斯依百乙氏が蘭譯したるものを、榕菴が更に重譯増註したのである。當時化學の知識は全く臆昧で、これを理解すべき豫備知識もなかつた時代に、榕菴が既に一かどの化學者となつて、その經驗學殖を緯として本書を重譯し、それに増註を附して、初學者の便覽に備へたのは、通常一様の者の力では出来ない。榕菴が新興の科學を紹介したことは、實に後世の學徒に多大の資益を與へたのである。

本書は有機無機化学全豹に涉つた記事で、又分析にも説き及んでゐる、その中に、温泉に關する記事は第七卷(外篇)に出でゐる。榕菴が温泉と謂はずに鑛泉と書いたことは、實に卓見である、榕菴は地中から湧出する液流を悉く鑛泉とした。故に石油も一種の鑛泉であるとして、之と鑛泉篇に收めた、これは西洋に於ても、石油泉として之を鑛泉と見做したのに學んだのである。舍密開宗外篇に載せた温泉章目を拾つて見ると、鑛泉山物試法總説、鑛泉四宗類(酸泉、鹽泉、硫泉、鐵泉)、鑛泉熱度、亞檢泉、物斯多綸蒲硫泉試法及び伊阿胃母泉、銅泉、亞鉛泉、加爾基泉、諧模尼亞泉、錫布泉、石油泉、西洋名泉及び鑛泉假造法である、その他に検査法もあるが、それは鑛泉には直接關係がないから省略す。

本書は泰西の化学通論であるが、之を我邦に紹介したる榕菴は舍密加に精通して早くから此の方面に著手し、相當に見識を持つた。故に氏の背ずる説を補足採用した。従つて榕菴の主張が本書を通じてあらはれてゐる譯で、舍密開宗の鑛泉論も亦た榕菴の説として受取つても誤りではない譯である。

榕菴の温泉生成説は循環水説である。即ち、「水ハ天然純粹ナル者有ルコト莫シ、世ニ雨水ノ純潔ヲ稱スト雖モ、試藥ニ頼レバ、亦雜物ヲ見ル、況ンヤ天ヨリ降テ地ニ滲透シ復タ湧テ泉ト爲ル者金石鹽鹵ノ雜質豈ニ少クナランヤ」と説いてゐる。榕菴は化学者であるが、地質學者でないから、温泉性分の考察は出来るが、原因の研究には深く達してゐない、これは門外漢であるから、本草學者の如き態度を以て地質論に進みゆく勇氣がなかつた所以である。これは科學者の態度として當然である。榕菴は、化学の立場にはさすがに精通してゐる。彼は甲液試法、乙水試法、

丙水試法、丁物試法を擧げて、泉性を説き鑑定法を授け、鑛泉冷熱の度を稱して熱泉、温泉、暖泉、冷泉、寒泉の五等に分ち、七十度より五十度までを冷泉とし、五十度以下を寒泉とした。この大別は今日と雖も同様で、冷温泉に大別せられるのである。さて又、鑛泉は化学分析釐正により大體之を四泉に區別してある、酸泉、鹽泉、硫泉、鐵泉即ちこれである。

酸泉ハ炭酸瓦斯アリ汲テ他邦ニ致ス嚙口ヲ放テバ沸溢ス酸味アリ舌本ヲ鑽透シ或ハ醜醜ス按ニ古史所載醜醜ニ炭酸アリ尙且鹽酸曹達、炭酸加爾基、炭酸苦土ヲ含者アリ攝爾攝爾泉ノ如シ、又更ニ鐵アル者アリ

華聖業爾泉ノ如シ、又温泉ニテハ門多度爾泉、沙的爾兀、翁泉、斐西泉ノ如シ。

鹽泉ハ炭酸少ク鹽類多シ亦數種アリ又硫酸加爾基ノミ有者多シ又硫酸苦土アルモノアリ服メ下利ス越布孫泉、攝度律都泉、舍度都屈都泉ノ如シ、又唯鹽酸曹達有テ全ク海水ノ如キ者アリ鹽ニ煎テ民用ヲ利スベシ按ニ信州諏越後三島郡鹽入村ノ如シ又曹達多クシテ著ク亞爾加里性アル者アリ按ニ本州湯原、眞賀、羽州五色湯、奥州二本松西又炭酸加爾基ノ炭酸ニ飽過スル者ヲ含者アリ炭酸ヲ失ヘハ加爾基ト爲故ニ浴シテ效無シ。

硫泉ハ敗卵臭アリテ著ク知ルベシ其氣銀器ニ觸テ黑鏽ヲ生ジ氣ニ中レバ濁テ硫黃沈ム二種アリ一ハ唯硫酸素瓦斯ヲ含テ亞爾加里土分無ク一ハ硫酸素ノ外ニ硫酸土鹽、亞爾加里鹽ヲ含ム高的列都ノ授列業斯泉ノ如シ○水二十考中ニ硫化酸素瓦斯八分一容ヲ含有アリ。

鐵泉ハ隨地多シ蓋シ大地下到處鐵アラザル無ク鐵ハ好テ炭酸ニ溶解スレバ之ニ溶テ便チ鐵泉ヲ成セバナリ○三

種アリ一ハ唯酸化鐵ヲ含者一ハ炭酸鐵及多分ノ炭酸ヲ含者一ハ硫酸鐵ヲ含者按ニ攝州有馬、奥ナリ。州二本松嶺ノ湯類。

此四泉泉類の他、特質のものに伊阿胃母泉、銅泉、亞鉛泉、加爾基語模尼泉、錫布泉、石油泉を擧げてある、こは例外に屬するもので、石油を鑛泉の一つに數へたるが如きは、今日より見れば鑛泉の定義に抵觸するが、その當時苟くも土中より湧出するものは一種の泉水と大觀した意識からは當然のもので、又その他には鑛山の含有物を含んだ水の流れを誤つて鑛泉としたこともある。若し榕菴が含密開宗に鑛泉篇を挿んだのみであれば、それは一般化學者としての所業に過ぎないのであるが、彼が早くも温泉の泉水を分析鑛定したことは、我國に於ての破天荒と謂はねばなるまい。彼は蘭語を介して先人未學の化學に精通し、長崎に到來したる試薬を求めて化學實驗を施したのであるから、如何に彼が學術に忠實であつたかを知るべきである。そして、當時の研究には多大の困難を伴つたであらうことに大いに同情せねばならぬのである。榕菴のこの新しき研究に感奮して、温泉分析に手を染めたものに小村英菴がある。英菴は越後國長岡藩の郷士で、蘭醫を長崎に學んだ人である。彼の著としては越後の温泉五十三泉水を分析して研究した後越泉譜があり、文政十一年に脱稿した稿本が世に傳へられてゐる。

榕菴と英菴とのことは更に後述するが、こゝに少しく榕菴の遺著から温泉の記事を抄して述べてみよう。

榕菴の温泉を研究したものには、諸國温泉試説、西洋鑛泉譜が遺されてゐる、榕菴は平素克明に記事を書いた人であるから、雑多の稿本がある。その中にも丹表紙に羅馬字で和蘭風に宇田川榕菴と書き添へた雜記の中に三四の温泉分析がしるされてゐる。しかし榕菴の温泉觀は西洋鑛泉譜に述べてゐるのを見ればわかり、又榕菴の温泉研究の態度は諸國温泉試説によりて知られる。同書は文政十一年頃から温泉分析を行つた成績を纏めたものである。榕菴の温泉分析は諸國の温泉に及んでゐる、即ち豆州熱海温泉(文政十一年三月)、有馬温泉(文政十二年秋)、攝州一倉泉、作州湯原温泉、作州眞賀温泉、作州湯の郷(文政十二年九月五日)、信州諏訪温泉(文政十一年)、奥州二本松嶺山温泉(文政十二年九月)、同所冷泉、勢州菰野湯山冷泉、同千草冷泉の分析釐正を收めてある、その或るものは詳細に、或るものは簡略に、必ずしも統一した記載ではないが、頗る要約を得て居るのである。今一例として熱海温泉試説を擧げてみよう。

文政十一年戊子歲三月、家大人豆州熱海ノ温泉ニ浴セントス不肖ニ命メ其泉ノ性ヲ試ミ驗セシム四日市ニ熱海泉ヲ販ク家アリ乃チコレヲ得驗メ其性ヲ知ル其説ヲ左ニ掲ゲ同好ニ告ク

泉 性

泉水色瑩白清冽ニシテ雨水ノ如シ著キ臭氣無シ微鹹味アリ又苦味ヲ帶ブ「ホクトメートル」以テ測ルニ蒸留水ニ比スレバ重キコト一度調時「ハイレ」ンヘイド「驗冷熱器」五ナリ。十六度、驗晴雨器二十九寸六分。

此泉ニ含ム中和鹽ハ土質ノ中和鹽ニシテ名ケテ鹽酸加爾幾コレ一種ノ中和鹽ニシテ加爾幾土四十分海鹽酸三十一分ヘセソウト一名アイルドアクチヘセソウト一名固性礫砂一名加爾幾油一名驅熱鹽其他尙多シト云フ此泉中此中和鹽ヲ含ムヲ以テ性極メテ冷ナリ腺ノ壅塞ヲ開キ粘稠ヲ釋キ汗ヲ發シ間歇熱ノ毒ヲ驅逐ス

○鹽酸加爾幾ヲ雪ニ和スル者寒ニ生ズ水銀ヲ凍ラシムベシ性冷知ルベシ熱毒ヲ解ス故ニ驅熱鹽ノ名アリ。

試驗說

此泉ニハ一子マン試液ヲ加ヘタルニ少モ渣重ヲ生ゼス其色變ゼスコレ鉛分譽分無キノ微ナリ又礫砂加石灰精ヲ加ヘテ碧色生ゼスコレ銅氣無キノ微ナリ又沒食子末ヲ加テ紫色黑色生ゼスコレ鐵分無キノ微ナリ
 温泉ハ必ズ多少ノ炭酸瓦斯ヲ含ム者ナリ此泉モ亦コレヲ含ムヤ否ヲ試ンガ爲ニ磁製ノ列篤爾多ニ入レ列篤爾多ノ嘴寸許ヲ清澄ノ石灰水ニ沒シ列篤爾多ノ腹ヲ文火ニ安セリ暫時ニシテ氣泡解綻シ嘴ヨリ出テ石灰水ニ觸レ水面ニテ破ル如是裝置スルヲ四分時ナルニ其石灰水濃ヲ生ゼズ於是炭酸瓦斯無キヲ知ル

炭酸瓦斯ヲ含メバ其石灰水多少白堊ヲ濃スベキ理ナリ但シ含密加ノ諸書ヲ按ニ此瓦斯ノ火ニ和スルノ量ハ概子水ノ五百四十二分ノ一ナリト云然レバ十分ニコレヲ含ムモ甚ダ僅少ナリト謂ベシ況ヤ此泉酌テ數日ヲ經タリ此瓦斯已ニ飛散シタルモ知ルベカラズ故ニ今此一試ヲ以テ此瓦斯ノ有無ヲ要定シ難シ

此泉ヲ磁鍋ニ納レ大概二十分一許ニ煮熬スルニハジメテ薄膜ヲ生ジ鍋底ニ白濁ヲ生ゼリ是レ鹽酸散耗シテ加爾然幾土ノ少ク遊離セル也
 レドモ仍鹽芒ヲ生ゼズ此ヲ尙煮テ水氣殆ンド盡ルニ至テ針狀ノ仙鹽芒ヲ生ゼリ終ニ全ク蒸散シテ乾白ノ鹽ト爲ス此鹽味舌ヲ刺シ且ツ苦味多シ又微ク收膏ス○此乾白ノ鹽ヲ乾淨ノ器ニ入レ紙ヲ蓋ヒ一夜ヲ經タルニ潮氣生ジ二晝夜ノ後殆ンド水ト爲レリ

是鹽ハ所謂鹽酸加爾基ナリ尙左ノ說ニ鑑メ知ベシ○含密加ノ書ニ云鹽酸加爾基ハ針狀六角ノ晶ヲ爲シ味苛舌ヲ刺シ苦ヲ帶ブ邪惡ノ鹹味アリ煮テ容易ニ晶ヲ結バズ云々又云凡ソ濛氣ノ濕ヲ引テ潮氣ヲ生ジ融化

シテ水ト爲ル鹽類多シ鹽酸加基コレガ長タリ云々

此泉明礬ヲ含ムヤ否ヲ知ラントシテ此鹽芒ヲ炭火ニ燒クニタマ透明ノ質脫シテ灰白ノ固鹽トナリ膨脹セズコレ明几氣無キノ微ナリ

試ニ此泉水ニ剝篤亞斯ノ溶液ヲ滴タルニ白渣生シ器底ニ濃セリ此白澱即チ加爾基土ニシテ其上清ハ即チ水、鹽酸、剝篤亞斯ノ三物ナリ

此白澱ヲ綠几精ニ加タルニ劇ク沸怒シ殺氣生ゼリ大ニ嗅神ヲ戟スコレ加爾基土ノ微ナリ○苦味ヲ生ゼスコレ苦土ニアラザルノ微ナリ收味甘味生ゼスコレ礬石土ニアラザルノ微ナリ○又試ニ上清ニ鱧蓬鹽ヲ加タルニ海鹽ノ味ヲ生ゼリコレヲ以テ其上清ニハ遊離セル鹽酸アルヲ知ル鱧蓬鹽ト鹽酸ト合スレバ海鹽生ズ

先年友人青地林宗石川氏ト共ニ熱海ニ浴ス歸後余ニ彼地泉口ニ凝レル一種ノ鹵石ヲ贈ル尙貯テ櫃中ニ存ス今此說ヲ述ブルニ至テ併セ試ルニ加爾基土ナリ

文政十二年三月四日 繕稿 印

泉主治

肝脾ノ閉塞、婦人積聚、勞瘵、瘰癧、梅毒、硬結腫、黃疸、痔血閉及其諸症、粘液ヨリ發スル咳嗽諸毒ヨリ發スル症經久不治ノ頭痛、淋痛、骨節痛等ニ效アリ皆此泉ニ久浴シ且ツ毎日數次内服シテ良ナリ

之を見ても、その觀察考證の緻密にして秩序あることを知るべきである。そして、化學試驗から泉性を定め、之

に年月日を登録して調印するが如きは、今日の衛生試験所に於て擔任者の責任記名すると全く同一筆法で、最後に泉主治を擧げてくるなどは周到なる用意と謂はねばなるまい。本草家の温泉説に較べて如何に實驗的であるかを知らることが出来る。而して當時尙舊説の雄飛せる時に、一方に泰西の格物致知による實驗を我が囊中に收めて、泉性を論ずるその科學者態度は天馬空を走するが如き感がある。榕菴の一生は醫師であつた。しかし、含密加學に精通してゐることから、分析釐正のこと、親和合成のことには随分骨折つた。それは、彼の遺書稿本の大部分がそれであることに依つてわかる。温泉も、醫學上必要なる治效に鑑みて化學研究をしたのである。彼が著、諸國温泉試説は未だ統一したものでないが、早くも温泉性分に手を染めたことは、少くとも我温泉學史上に重要な位置を占むるものと謂はねばならぬ。單に當時の群鶴の一鶴であつたのみでない、泰西温泉學史に對しても、大いに肩幅を廣くする快事である。

十

榕菴と同學の小村英菴が文政年間に、その故郷越後の温泉を踏破調査したことは、山村通菴の温泉周遊の事蹟に似てゐる。しかも温泉を分析した點は、通菴よりも大に卓絶した功績である。英菴の分析鑒定は榕菴の如くに詳細に涉らなかつたけれども、旅先の仕事で、萬全を期し得ざるのも已むを得ないことであつたであらう。今左にその一節を紹介する。

赤倉ノ湯 一ニ新湯ト呼ブ赤倉山ニアリ關山ヨリ
十八丁ニタ候宿ヨリ二十四丁熱泉ナリ

行程 高田ヨリ七里半 糸川ヨリ 柏崎ヨリ 長岡ヨリ 小千谷ヨリ 出雲崎ヨリ
奥板ヨリ 村松ヨリ 新付ヨリ 新發田ヨリ 村上ヨリ ○信州善光寺ヨリ

關山ノ湯ノ南二里絶壁ノ巖孔ヨリ熱泉瀧トナリテ深谷溪澗中ニ落ツ其地嶮岨ニシテ浴泉ト作スコト能ハズ徒ニ廢泉トナリテアリシヲ文化ノ始メ高田ノ者關山ノ寶藏院ニ請テ其泉ヲ買受ト云フ銅樋ヲ橋トシテ谷ヲ跨越シ山ヲ回ラスコト三里許ニシテ赤倉山高田ノ領ノ温泉トス故ニ新湯ト呼ブ又別ニ赤倉山ノ温泉ト云アリ是モ樋ヲ以テ遠ク送り來ス是ヲ中ノ湯ト呼ブ或人語テ曰侯ヨリ御聲カ、リアリテ下ケ普請成就シ繁花ノ一邑ヲ興セリト旅亭二十餘軒アリ半バ妓家ヲ兼メ又侯ノ御小休所アリ泉槽三ツ各九尺二間許周圍及ビ底皆板ヲ以テ箱トス山ニ添フテコレヲ置ク故ニ槽毎ニ二三尺高低アリ此地海濱ヲ去ルコト遠ク魚鹽ニ乏シト雖モ驛ニ近ク朝暮諸ヲ來ス又老少往易シ。

〔鑒法〕 泉清潔味ヒ淡微澁ク硫黄臭少ナク泉花ナシ試法中和鹽ノ微ナリ按ルニ明礬泉ナルベシ此邊ヨリ明礬ヲ多ク出ス最モ上品ナリ。

の如き書き方である。その他の鑒試も亦た之れと似て若干の精粗あるのみである、そして稍々詳しいと思はれるのは湯澤の湯である。

〔鑒定〕 泉清澄味ヒ淡ク硫黄臭及ビ泉花少ナシ、コレヲ浴シテ肌膚乾燥セズ手巾黒色ヲ染マス、數日浴シテ手巾淡黒色トナルハ恐クハ汚垢ノ染ム者ナルベシ、試法中和鹽九分亞兒加利鹽一分許ヲ含ムノ微ニシテ雲母湯ト毫モ異ルコトナシ唯其湯熱ノ多少ヲ知テ異效ヲ稱スルナルベシ。

と、かく英菴は一々その泉質を鑒定した。不幸にも越後泉譜は宇田川家の篋底に永く秘められて、世人の識る所とならなかつた。榕菴と謂ひ英菴と謂ひ、何れも醫藥を學び含密加學に通曉したからは、その温泉を分析鑒定して泉性を知らんと欲したことも、學者として實に忠實篤學であると謂はねばなるまい。

十一

蘭醫の發達と共に、温泉を化學的性状に確識する考察が多くなつた。新宮涼庭は方府私言に温泉の效を述べて泉質を四泉すべきであると説明してある。涼庭が城崎温泉に子女の病を養はんとして滞在した日記に但泉紀行がある、これは漢文で書いてあるが、温泉論の一項を附してゐる。涼庭の温泉論を窺ふことが出来る。

温泉之質、必資於鑛、其熱必發於礬、鹽、硫、鐵、滾々妙和之際、自有定理、非臆想之所能及也、譬如礬油得レ水沸鬱蒸灼、硫鐵和水蒸熱發爆、固無足怪者矣、是以天下之溫泉、由土地方隅、雖不能無少異、而無論冷與熱、莫不於硫鐵礬鹽四者矣、然其沸騰蒸灼之間、必有揮發精微之氣而發焉、是爲礬油精微之氣、造化自然之所陶冶、所以有功於人、可知而已、唯有鹽克者、鹽克則疎通、有硫克者、硫克則乾瘠、有鐵克者、鐵克則收斂、有礬油克者、礬油克則熾熱不可觸、凡物之性、偏者必爲功、亦未必無害也、又一種有帶石鹼質者、又或有含土質者、是爲異耳、唯視其黃臭、爲硫黃泉、視微紅色、爲朱砂泉、非精說矣、余歷遊諸州、澡浴自驗、硫鐵雜礬鹽、自有多寡厚薄不齊之差、泉有冷熱微甚之不同者、故功亦隨異矣。

と、西哲の説を消化した論議である。

硫黃、鐵、礬、鹽酸の四泉を以て温泉の主成分とし、此四つのもが互に相交りたる傍系の泉質があるといふのが涼庭の新温泉論である。既に述べた如く、新らしき温泉説は化學の立場から見て、分析含有物より論述するのであるから、その性分に就いては相當に考證を盡してゐる。しかし、湧出論は古方本草家の議論の花々しきに比すれば物足らない感がある、自然科学者の立場には空理や想像が許されてゐないからである。榕菴の西洋鑛泉譜に「或云温泉は地中の火にて熱す」、「或云凡そ萬物異類の物に集れば則生熱特に鹽と硫黃と鐵と或ベイリテンとなり」、「或云沸漲滾動の勢に因て熱す」、「含密術にて見る凡そ沸騰甚き時には熱發す」、「熱に度あるは其の泉の地まで出づるの遠近に従つて然るなり」との如き斷片抄録あるの他、湧出に關する學説には片鱗をだに觸れてゐないのは、想ふに化學者の立場から湧出の討議は末である、寧ろ滾出する泉水その物の性質を極むるが本義であるから、その精力を茲に盡すといふ意味から來たものであらう。

十二

稻若水の説明あつて以來、新宮涼庭の温泉論に至るまで凡そ二百年であるが、一半は支那傳來の本草學の謂はゆる金石論に出發した温泉考察で、主として色、臭、味から温泉主品を定めんとするのである。而して、論者間に相當な論争をしたが、論者の足跡未だ諸温泉に届かず、僅に地方温泉のみを知るに過ぎざることが先入主となつて、自分の想像と相通すれば美泉とし、之を第一位に推すのであつた。香川太沖、柘植龍州、原雙桂の説などは、固より偏頗である。他を抑へて我を推し、徒らに甲論乙駁し空論に馳せて居るから、屋上更に屋を重ねるのみで、何等

の結果にも到着し得ないのも無理ならぬ次第であるが、温泉を識り、浴法に注意を引いて、一般民衆を啓發した功は見逃せないのである。浴の度数を身體の強弱に順應せしめ、浴後發汗は虚性となりて風を引き易きが故に之を避けしめ、或は色慾飲酒の慎むべきを説いて、温泉湯治場の享樂氣分から不知不識の間に、攝度を破るを戒めた此の如き周到な注意は、今日に於ても尙變らざる正論である。

温泉は支那に發達せざりし文に、支那古典に見るべき學説は殆んど乏しかつた。徳川時代に於て、長山に創り、太冲、雙桂、彰常等が、温泉に相當に新論を吐いたのは吾人の快とする所である。新説を開拓したことは、邦人の學術に獨創的のものを含むからで、それは深き沈潜から來たものといはねばならぬ。

蘭學によつて格物致和を獲たものは泉性の分析鑒定によつて之を明かにし、それぞれの泉效を擧げて來た。その説く所に組織的の構成があるのを見通し得ない。

斯くの如くに我が温泉學は、本草家の説から自然科学説に轉じた。然し折角萌出した新説も是れ以上は進歩し得なかつた。日本温泉の發達も目新しき面目を施し得ずして明治時代に移つた。

十三

明治時代になつて、温泉所關の著述中最も古いものは、近江の人中島桑太の熱海温泉考と云ふ小冊子である。それは明治七年の發行に係り、紙數僅に十葉に過ぎない木版和紙刷で、谷鐵心翁の題箋等が添へてある。著者が病を熱海に養ひ、その間に病の癒えたことから、泉質を検索せんとして偶々携へた藥品を出して分析試験を施し、その

成績と、浴泉適應とを述べて割剴に附したものである。温泉分析を公にしたのは榕菴、英菴以來のことである。浴法は舊來と變りがない。一日に二度若くは三度とし、浴後乾いた布帛を以て身體を拭いて濕りなきやうに注意し、攝生を守ることである。本書によると著者の分析は旅中忽卒の業に成つたから、細微を盡してゐないからとて、露木氏の分析表とマルチン氏の分析表を参考の爲に掲載してある。これによるとマルチン氏の分析は早く行はれたが如く見えるが内務省衛生局雜誌(明治九年發行)第二號によると、明治七年八月、伊豆國熱海の諸鑛泉を採酌して、之を東京司藥場(今の厚生省東京衛生試験所の前身)に致し、定性、定量を試験したとあるから、その試験成績であらう。従つて、明治七年以前には未だ公表がない。中島桑太氏は早くもマルチン氏のこの成績を参考にしたのであらう。マルチン氏は更に翌八年八月、熱海に赴いて揮發の瓦斯併に熱度を直接測定した。同雜誌にはホフマン氏が此分析成績から、之に近似して居る歐洲の温泉の主治效用を添記して、熱海温泉の主治を説いてゐる。當時、温泉の治療方針に邦人の確的な體驗がなく、又研鑽の途もなかつたから、翻譯に與らねばならなかつた。衛生局雜誌に、米國ウオルトン氏の米國鑛泉記を摘譯掲載して、鑛泉治療指導の手引とした。明治八年、三宅秀博士は東京醫學社發行の醫學雜誌に温泉の説、温泉療法の來歴、理學的性質に就きての諸説を掲げ、數回に涉つて詳述せられたが、これは専門醫學雜誌に温泉通論を載せた嚆矢である。

明治九年、太田雄寧氏(芝園橋畔、東京醫事新誌局)は菊版和裝木版刷の温泉論五卷を公にした。氏は、夙に米醫に就き刀圭の術を學んだが、更に米國に歴遊して、米人某氏に會し、話次温泉論に及んだとき、シンシナタ州醫學

校薬物學教師ウォルトン氏の著した温泉論を貰ひ受け、それに温泉治療論及び水治療法の概論を説明してある爲に、該書を翻譯して、松本順、石黒忠憲兩氏の序文を添へて本邦に紹介した。本書は鑛泉の生成、理學的性質、化學的成
分、溫度、分類化學的作用、鑛泉の醫治效用(以上四卷)と、水治療法(第五卷)とを詳述し、化學的成分に豆州熱海
温泉の分析が添へてある、本書によりて始めて泰西に行はれてゐる化學的温泉治療法論を窺知することが出来るや
うになつた。而して當時、温泉治療法の良書なき折柄、一般に参考となり、指南となり、醫界に貢獻する所があつ
た。曩きに衛生局雜誌に載せられた温泉治療篇も、實は太田氏の筆になつたもので、此書を抄譯したのである。

同年には内務省は有馬その他の温泉分析を衛生局雜誌に發表し、主治效用を説き、専ら啓發に力を盡した。而し
て、その刺戟を受けて、地方縣廳から温泉に關する印刷物を出すことになつた。例へば明治九年、熊谷縣では縣下
著名の温泉(伊香保、草津、四萬)の入浴心得書を出版した、官權の力を借ることになつて漸く温泉改良の氣運は勃
興し來つた。

十四

明治十一年には大内青巒氏が豆州熱海誌を著した。本書は更に十八年に増訂して熱海案内と改題してある。本書
は道中案内記で、熱海の地形、名勝、舊蹟を記した他、更に温泉の性分を載せてある。恐らく當時、温泉の醫治的
效果及び性分のこと、俄かに唱道せられ、温泉の效果は、その性分如何にあると信ぜられた爲め、温泉記には、
その土地の温泉成分、分析を掲載するに非ざれば一瞥の價値がないやうに思はれたのであらう。明治、大正、昭

和を通じて温泉記には分析が載るやうになつたのは、一に温泉の泉質を科學的に考證する一般の知識が進んだ爲め
である。大内氏の著書はその先鞭をつけたのである。

明治十二年、内務省は雇和蘭人ヘールツ氏に命じて、本邦各鑛泉を精しく調査せしめて、之を歐洲有名の鑛泉と
比較し、效果利害を明記した草稿を、成島謙吉氏が翻譯し、佐藤進氏之に序し、林洞海氏が校閲した日本温泉誌と
命じた菊版洋紙活版印刷の小冊子を公にした。本書は、ともかく我日本全國の温泉を調査した著書の第一書であ
る。ヘ氏は温泉醫治法を説明しなかつたから、衛生局雜誌第二號掲載の温泉應用を抄録して一般讀者の便に供した。
全國温泉五十九箇所の溫度及び性狀を調査し、温泉種類を中性泉、無氣の酸泉、有氣の酸泉、含鹽泉、亞硫酸泉に
分ちて、それらに温泉を類別に配當し、五種温泉の主效を述べ、而してこれと同種に屬する外國各地温泉を挙げ
て參考に供した。

明治十三年四月、桑田知明氏は横濱司藥場教師ゲルツ氏の著述ド・ラ・ナチュールの佛書から日本鑛泉を抄譯し
たるものを骨子とし、ライマン、マルチン、ドワルス、リトル諸氏の説を織り込んで、之にシーボルト氏の治救説
を附した菊版活字本の日本温泉考を公にした、書中に收めた温泉數は五百餘に及んで居り、北海道より九州に至る
各國の温泉を道別に、更に國別に分たれて大部分が網羅し盡されてゐる。例へば

東海道の章に、

伊勢 三重郡菰野 字湯山ニアリ微温泉ナルヲ以テ之ヲ燂カシテ浴ス。此鑛泉ハ全ク硫酸ヲ含マザル瓦斯狀ア

ルカリ性ノモノニシテ紀州竝伊豆修善寺湯ト同質ナリ然レドモ紀州ノ礦泉ヨリ稍弱シ左ノ諸病ニハ此ノ礦泉ヲ内外併用スベシ。

胃ノ慢性カタル及ビ消食不良ノ諸病 腸ノ慢性カタル 肝臓充血 膽囊癒著 下腹充血 咽喉慢性カタル 慢性氣管枝カタル 慢性肺炎 肋膜炎 腹膜炎ノ滲出物 泌尿器カタル 腎或ハ膀胱結石 婦人帶下 痛風 尿酸病質

内用ノ飲量ハ年齢病性等ニ由テ差等アリト雖一日八合ノ大量ヲ服シ得ベシ然レドモ通常二合七勺乃至五合五勺ヲ以テ足レリトス。

との如き書振りである。そして最後に鑛泉治療指導法を、内務省衛生局雜誌第二號から摘録附加してゐる。本書は著名の温泉に就いて、一々その泉性と效能とを抄録してゐるから、鳥瞰的に見るに便利である。

同年に、内務省中央衛生局から、ベルツ氏の日本鑛泉論が出版せられた。同書は、第一編には温泉開發を論じ、第二編には伊香保及び熱海を論じてある。ベルツ氏は我が國の温泉に關する設備の不完全を知つて、之を何とか改革し、眞の温泉浴場たらしめんと欲し、本書の説明主點を茲に置いてゐる。温泉場旅行の注意の件、温泉場家屋の利害、温泉場自由の用意及び飲食の供給、温泉委員を設くること併に道路の營繕、遊歩場の開設及び患者保護の件々に就き、一々説明してゐるのである。

ベルツ氏は、温泉場の交通不便なるは療養客をして徒らに疲勞を覚えしめ、折角の靜養の目的も遂げ得ざること

から、第一に交通便利の必要を叫んだ。今日では此の點に就き、吾人は満足することが多くなつた。温泉場の旅舎は、その組織を都市のものに異にすべきに、多くは不完全である、偶々氏が伊香保で、旅舎の厠房の不備の爲め悪臭の堪へざるに驚き、いたくも之が改良を感じた。此糞便問題は今も尙吾人の頭を悩ます所である。而して、温泉場に在りては室内の靜閑を保つべきに、却つて喧噪を極め、絲竹絃歌、夜半の夢を驚すを平素の事とせるが如き我が風習は、大いに改良すべき要點である。ベルツ氏も茲に一言して之を戒めた。即ち氏は、温泉場は病者を快復し或は虚弱者を強壯ならしむる土地柄であるから、凡そ健康學の旨意に合はざるものは絶えて之を採用せず、又既存の有害物は之を除去すべしと力説し、温泉委員を設け、温泉總體の利益を管理すべしとするのである。温泉地在住者が私利の爲に有益なる事業の發展を拒み、又私利に走つて公衆の得失等を考慮せざる弊害などは往々にして見ることであるから、政府自らに於て委員を定め、之に醫師を加へ、衛生局に隸屬して事務を司掌すべきである。委員は道路、下水、厠房、汚水、飲用水、井泉の立案完備に意を盡すべきである。温泉場出入道路は殊に注意し、平坦の道を拓き、眺望佳趣の地を擇び、四季の花木を植ゑ遊樂の情を動し、精神を慰むべきである。而して又温泉場には俱樂部を設けて旅舎の喧噪を防ぎ、徒然を慰め、無聊を忘れしむるが良好い、精神的倦怠は却つて不安に陥らしむるものである。此俱樂部には音楽、歌舞を演じ、或は讀書、娛樂の機關を設けて公衆の慰安を計るがよい。温泉場設備改善の費用の捻出として浴客人頭税金二錢を徴收し、又公債を募るべきを勧誘した。温泉場に於ける藝妓は何等の厄介に非らざるも、喧鬧なきやうに注意し、若し尙深夜に入りても歌舞を續けたきものゝ爲めには、遠隔の地を

定めて酒房を特設すべきを主張してゐる。また、ベルツ氏がその愛好せる伊香保に就き、一々その改善すべき點を指摘したものが第二編の大部分で、言の熱海に及ぶものは尠いのであつた。

十五

我國は、明治初年に於て外國人を招聘し、彼等をして幾多新事業の經營に當らしめた。醫學に於ても、東京その他の都市に英人又は獨人を迎へて新醫學を普及せしめたことは、我が醫學に幾多の利益を齎したことである。彼等はその生國に於て、温泉療法的一端を知り居たることから、我が國に招聘せられて後にも、この方面に向つて、吾人の知識を啓發せしめた所がある。殊にベルツ氏の温泉論は、我が國温泉地の情弊を最も能く指摘したもので、その論議には傾聴すべきものがあり、昭和の今日に於ても、その肅正の主張は三省せらるべきものである。

明治十九年、内務省衛生局は日本鑛泉誌三巻を出した。此年、獨逸に於て鑛泉博覽會を開催する機會に、本邦も之れに参加することとなり、内務省は各府縣に令して、その管轄區内の温泉を調査分析せしめたものを出品したが、後ち之を剞劂に附したのが本書である。本書は、温泉をその化學性分から、單純泉、酸性泉、炭酸泉、鹽類泉、硫黄泉、及び泉未詳に分類し、通論に於て、鑛泉の意義、常水との區別、鑛泉の冷温の區別、鑛泉分類法、鑛泉醫治效用、鑛泉用法附氣候療法、鑛泉の利用及び管理法を説明し、各地の温泉地名、泉質、分析、温度、位置景況、浴客數、發見年月を記載してゐる。

此書は日本の鑛泉を最も能く統一して記載したもので、今日でも苟くも斯學に志すものは、必ず一讀せねばなら

ぬ良書である。而してこの編纂には、當時の衛生局長長專齋翁の功を没することが出来ない。しかも鑛泉療法、氣候療法、鑛泉の利用法、管理法等に於ては、ベルツ氏の意見に負ふ所も亦た多いのである。專齋翁は夙に我が國の衛生の一日も忽にすべからざるを知り、百難を排して衛生局の獨立を計り諸般の改善に意を用ひたのであるが、殊に公衆衛生の未だ發達せざりし當時、翁の苦心の多大であつたことは、能く人の知る所である。翁は、温泉地の如きは、常に温泉の性分を云々して満足すべきものでない、須く幾多の文明的設備を施してその面目を維持すべきであると主張してゐる。翁はまた夙に本邦に於ける醫理學的治療の必要をおもひ、その經營に關して心を留むる所があつた。即ち本書にも、その面影が歴然として現れて居る。序文に記して、蓋本邦多出鑛泉、凡民有疾則浴焉、但其所說效驗率出於俗傳浴法、亦不得其宜、夫鑛泉者隨泉質異、療法因氣候殊、殊效用、故分析其性質、併考地之燥濕與方位、然後某症飲某泉可治、某疾浴某湯可對、有浴醫之職、以指導之、有養病之制、以保護之、其他便道路、清旅舍、瞻飲食、開遊園、其療法於是乎定矣云々とあるが如き、由て翁の抱負を窺ふことが出来るのである。翁が先覺者として多大の力を添へられたことは、もとより吾人の感謝する所であるが、當時に在りては、學者も當局も温泉在住者も、翁の説に耳を傾けて聴くものがなかつた。翁は鎌倉に療養所海濱院を設け、療養者の保護を施さんとせられたが、それは失敗に歸し、ホテルに成り變りて、今日の繁昌を致して居る。吾人は翁を地下から喚び起し、先達に擧げて温泉學の振興、温泉場の改善に采配を振つて貰ひ、昭和時代に一大光彩を添へたい心地がする。

十六

同年に、大槻文彦氏は伊香保に遊び、伊香保誌を著した。同書は地方温泉誌の白眉で、木版和装の三冊本である。博士の文は伊香保への紀行、其他の歴史に力を注いであるが、尙能く醫治方面をも忘れられなかつたことは、博士の用意のある所を知ることが出来る。當時、米、糧、耗の計尺の數値が不明であるから、同書には○を併べて、その十分の一つ下りて糧、耗となる圖解があるなどは、當時數量觀念の程度を窺がへる。本書の醫治法は各専門雜誌の論文を總括したに過ぎないが、大内青鸞の豆州熱海誌に比すれば、進歩の跡が見えるのである。

竹中邦香氏の編した温泉起原考略一卷が帝國圖書館にある。同書は諸書を涉獵して、日本支那及び西洋の三章に分ち、歴史的考察を略記した稿本であるが、能く概略を摘まんであるから、我々の参考にはなるが、惜むらくは未刊の爲め弘く知られてゐない。

明治二十年大阪の緒方正清氏は治療新論の一卷を書いた。浴法學の一般を説き温泉治療を併せてゐる。浴法學を説いたものは本書が嚆矢である。温泉治療は桑田知明の日本温泉考に似た記載で、特別目新しいものでない。

その後には温泉の著述が乏しくなつた。明治上期には先覺者が温泉學に割合に没頭した。しかし、それには未だ學識の根柢がなく民衆の用意が缺けて居たから、中期には反動的に冷淡になつた。折角勃興しかつた温泉學もその指導者を得なかつた爲めに、發展の氣運を増長せしめることが出来なかつたのである。而して、この不運な時代を作つた爲め、今日に至るまで我が國の温泉上の研究と經營とが引續き萎靡振はないのである。指導時期に、指導を獲なかつた我が温泉は不幸であつた。若し當時代に、長與專齋翁の如き先覺者が内務省の當路に立ち、様々に啓

發誘掖したならば、我が温泉は泰西諸温泉と雁行するに到つたであらう。温泉發達の阻止は幾重にも残念である。

十七

かくて、漸く明治三十八年に至り、大塚陸太郎氏が鑛泉氣候療法を出し、四十二年に至りて、長尾藻城氏が日本轉地療養誌一名浴泉案内を書いたのであつた。本書は尋常一様の案内記でなく、日本の氣候、氣候療法の起原及び要約、鑛泉療法の要約及び臨牀的應用を詳にした。同氏の温泉療法に就て、氣候療法を同時に兼ねべきを論述せられた卓説は敬服すべきである。本書は各病氣の鑛泉療法、氣候療法及び兩者併用に就きて確的に訓へ、各温泉の説明、地理、又周圍の風物を附記し、寫眞を挿み、讀者をしてそらに温泉地の人たらしむるを思はしめる。本書は大正五年に補訂し、内務省衛生試験所の成績を加へてある。蓋し本書は温泉に遊ばんとするもの、或は温泉療法を知らんとするもの、必讀書である。抑々歐米諸國の温泉記には、必ずその土地の醫師の宿所、専門科目を記載してあるが、此點我が國の温泉では、醫師を等閑に附する嫌がある。温泉地は大病院であるから、その土地の醫師は恰も醫局員のやうなものである。行いて病を養はんとするに先だち、醫師や、その専門科目を知り置くことは如何にも氣丈夫である。

明治四十五年、内務省は東京及び大阪兩衛生試験所に於て、多年温泉を分析したる成績を蒐集して日本鑛泉分析表を公にし、日本全國のみならず、朝鮮、臺灣の新領土をも加へた。從來鑛泉の分析成績は多くは鹽類として表示するを慣ひとしたが、輓近物理化學及び電氣化學の進歩の結果、鹽類、酸及び鹽基の如き電解質は、水溶液中に在

りては、其大部分イオンに解離することが確證せらるゝに及び、從來の分析表示は決して鑛泉の眞の集成を示すものではなく、寧ろ學術上には不完全なるより、イオン説に基き、之をイオンとして表示するを以て學術上最も合理的とするから、本書はヒンツ及びグリュンフト兩氏の設定した學術的新表示法に準據し、從來の分析成績をイオンに換算して之を揭示し、尙ほ從來鹽類として計算せる鹽類表を附記して、兩者對照の便に供した。前述の如く鹽類表は鑛泉の集成を示すものでない故に、該表には毎次鑛泉水は其集成に於て千グラム(或は一リートル)中、次の成分を含有する溶液に概略相當すと特記してある。今試みに熱海温泉の條を見るに、

所在 静岡縣田方郡熱海町大字熱海四十八番地ノ二

分析者 東京衛生試験所(明治三十九年)

性狀 微ニ白濁シ強キ鹹味ヲ有ス其反應ハ殆ド中性ナリ

比重 一・〇〇四九(一五度)

成分 固形物總量 約九・四一六三グラム(一千グラム中)

イオン表(本鑛水一千グラム中ニ含有スル各成分及ビ其量次ノ如シ)

カチオン	グラム	ミリモール	ミリグラム當量
カリウムイオン	(K)	〇・二六九五	六・八八三八
ナトリウムイオン	(Na)	二・一五二二	九三・三七〇九
カルシウムイオン	(Ca)	二・一二八九	二八・一五〇二
マグネシウムイオン	(Mg)	〇・〇七〇一	二・八七七六

アニオン

クロールイオン	(Cl)	五・三九六六	一五二・二三一三	一五二・二三一三
硫酸イオン	(SO ₄)	〇・一一一九	一・二六八九	二・五三七八
ヒドロ炭酸イオン	(HCO ₃)	〇・四六二五	七・五八〇七	七・五八〇七
珪酸メタン		九・六〇一七	二九二・三六三四	一六二・三四九八
遊離炭酸	(CO ₂)	〇・二五七七	九・八五九四	
		〇・一一八四	一・〇〇七八	
		一・〇〇七八		

其他「ヨードイオン・ヒドロ」磷酸「イオン」及「硼酸」各痕跡

鹽類表(本鑛水ハ其集成ニ於テ一千グラム中此ノ成分ヲ含有スル溶液ニ概略相當ス)

クロールカリウム	(KCl)	〇・五一一三
クロールナトリウム	(NaCl)	五・四六二三
クロールカルシウム	(CaCl ₂)	〇・五六四七
クロールマグネシウム	(MgCl ₂)	〇・二七四〇
硫酸カルシウム	(CaSO ₄)	〇・六一四五
重炭酸カルシウム	(Ca(HCO ₃) ₂)	〇・二五七七
珪酸メタ	(H ₂ SiO ₃)	九・八五九四
遊離炭酸	(CO ₂)	〇・二一八四
		一・〇〇七八

内務省は昭和四年に再び日本鑛泉分析表を出版し、曩きの四十五年發表のもの、補足とした。その記載は前者と變らないが、唯ラヂウムエマナチオンの放射能成績を新にし、尙ほ補録して温泉々質の分類法及び醫治主效を附記してゐる。之れより先だちて、明治三十一年にキュリー氏夫妻がラヂウムを發見し、臭化ラヂウムを水に溶し水分を蒸發せしめると、その残渣のラヂウムから、 α 線は四分の一に減じ、 β 線及び γ 線は共に放射しないが、その残渣を一ヶ月間放置すると、再び全線恢復するといふことが知られた。此間の消息がラザホート氏或はラムゼー氏によつて闡明せられ、新しき物質の生ずることを知り、之をエマナチオンと命じ、萬國原子量表に登録せられるやうになつたのは、明治四十五年(西曆一九二二年)であつた。

エマナチオンの本態が分明になつてから、日本の温泉の調査にも更改を要することとなり、眞鍋喜一郎、石谷傳一郎、石津利作、衣笠豊氏等が夫々にエマナチオン測定に従事して、我が温泉の調査に一道の光明を與へられた。

大正十四年に、内務省衛生試験所は、衛生試験所彙報第二十六號に於て、大正二年より同四年間に亘り、本邦鑛泉中のラヂウムエマナチオン含量を調査した試験を發表した。この結果我が温泉の祕密の鍵は大に開かれ、増富、或は三朝の如き山間僻地の小温泉がエマナチオン含有量の多大なる故を以て、一朝世人に知られるに至つた如き驚異的の現象を現したのである。

十八

大正年期は温泉研究の機運に向ひ、又温泉が保健に至要の役を演ずることを知られ、此方面の研究論文の發表漸

く多からんとした。

大正四年、バナマ博覽會に、日本政府は日本温泉を紹介すべく、内務省衛生試験所技師樂學博士石津利作氏に命じて、調査報告を英文に綴らしめて之れを出品した。日本鑛泉に關する英文書は此書を以て嚆矢とする。此書は日本温泉を外國に知らしむるがその目的である故に、吾人の眼からは冗贅に失し、蛇足に流れた嫌なきにしもあらねど、挿入寫眞と相待ち、我が風土氣候より温泉の豊富を傳へるには好著である。

内務省衛生局は、温泉に就き、大正十年十一月二十七日付衛乙發第五三號を以て、左記事項別に各地方長官に照會する所があつた。即ち、名稱、所在地、管理方法、設備概要、明治四十四年より大正九年に至る各年に於ける浴客者男女別數、分析表並效能、交通機關が、調査せらるべき事項であつた。この報告によりて、全國温泉鑛泉ニ關スル調査を大正十二年三月に公にした。此調査により、我が温泉鑛泉の總數は九百四十六に達し、一道三府四十三縣中全く之れなきは京都、滋賀、沖繩の一府二縣で、最も多數なるは長野縣の百十四箇所、尠きは香川縣の一箇所で、平均一ヶ年の浴者は九百四十七萬三千八百二十二、内譯男七百二十六萬五千二百〇六人、女百六十八萬六千九百十一人の多きを示し、年々浴者を増すと云ふことが知られた。尙衛生局は、同時に登山、海水浴及び水泳場にも同様の調査をなし、各地方ニ於ケル登山ニ適スル山嶽並海水浴場水泳場ニ關スル概況の一冊を出した。

大正十四年京都帝國大學理學部教授小川琢治博士は地球の誌上に於て、温泉號の特別號を刊行し、理學的考證の他、醫學、考古學よりの温泉觀を各専門家に乞うて寄稿せしめた。

大正十五年、醫學士酒井谷平氏は温泉と疾患の冊子を出し、温泉治療に關する一般知識を廣く紹介した。
 昭和三年、内務省衛生局は醫學博士藤浪剛一氏に委嘱して、温泉療法の通俗書を出し、保健衛生思想普及を計つた。同年には理學士石川成章氏が本邦温泉論考を出した。本書は我が各地の温泉に就いて、地質學的調査を施したもので、醫學には直接に關係はないが、温泉成生の概論に通ずるには好著である。

昭和五年には九州帝國大學醫學部講師醫學博士高安慎一氏が温泉療養指針を著し、又醫學博士板澤庄五郎氏が温泉療養の梁を出版した、同七年に侍醫醫學博士西川義方氏が温泉と健康なる一書を公にして、我が國古くからの傳へられた文書、繪畫を涉獵して温泉開發を説いた。

其他、交通の便宜、旅行の容易から、温泉への往來も繁くなると共に、温泉案内記が著しく殖えた。その中にも著名なるもののみを挙げるに、

田山花袋	温泉めぐり	一卷
松崎天民	温泉巡禮記	一卷
松川二郎	湯治場めぐり	一卷
田山花袋	温泉スケッチ	二卷
中澤弘光	温泉案内	一卷
鐵道省	英文温泉案内	一卷
同社	日本温泉案内	二卷

是等は携へて便あるものである。

昭和四年七月、文部省東京科學博物館は、温泉に關する一切の資料を蒐集して展覽會を開き、温泉に關する古書、西洋參考書、地質學、醫治、温泉開發に關するものを陳列説明し、觀者をして裨益せしむることが多かつた。

西洋には國內の温泉場を統一した協會があるが、我が國には、未だ斯の如き温泉の利益資源開發の機關なく、頗る遺憾と感ぜられたが、昭和四年に鐵道省、内務省及び學者の共同發議によつて社團法人温泉協會が創立せられ、東京に本部を置き、名古屋、大阪、門司、仙臺、札幌、新潟に支部を設け、主として温泉地の改善を企てるに至つた。日淺くして、未だ見るべき成績なきも、年と共に相當に效を收めるであらう。

昭和六年に九州帝國大學が別府市鶴見原に温泉治療研究所を建て、大學教授をして之に當らしめることになつたのは、日本温泉の爲に一大改革を齎したものと謂はねばならぬ。泰西諸國に於て既に斯の如き温泉研究所が數多くあつて、或は大學に屬し、或は政府直轄となつて、それら、温泉治療に效果を納め、之れを發達せしめて居るのに、我が國には唯一の研究所を有するに過ぎないのは遺憾である。然し之れによつて漸く温泉に關する科學的研究の端緒を得たることは、遅蒔きながら慶賀に堪へない。吾人はその發展を禱つてやまないものである。昭和九年に日本温泉氣候學會が設立せられ、學術研究發表の機關の構成せらるゝになつたことは、特筆すべきことで温泉學史に一劃を作つたものである。その後北海道大學が登別温泉に大學分院を設け、大阪大學が紀州白濱に温泉療養所を創立し、岡山醫科大學が鳥取縣三朝温泉に大學研究所を開かんとし、温泉治療學に醫學的研究の之より多からん

とするになつて来た。

十九

醫學専門雑誌に温泉研究論文を發表するもの、明治四十一年頃から漸次増加する傾向を示しつゝあるは、即ちこの方面に於ける學者の留心を謝するものである。今左にその題目を擧げて置く。

明治四十一年

鐵泉調査と陸軍

鐵泉調査に就きて

明治四十三年

溫泉に含有する「エマナチオン」と鐵泉効果との關係

大正三年

人見鐵泉ノ臨牀實驗的研究

大正四年

日本ラヂウムエマナチオン含有量表

日本全國鐵泉のラヂウムエマナチオン含有量報告

本邦鐵泉の電導度試驗成績報告

大正五年

鐵泉地(及び療養地)の調査に就て

林 春雄

醫海時報

第八百〇四號
第八百〇五號

眞鍋嘉一郎

東京醫學會雜誌

第二十四卷第六號

小久保 綱比古

東京醫事新報

第百八十八號

陸軍々醫團

軍醫團雜誌

第六十一號

石津利作

近世醫事

第二卷六號

衣笠 豐

藥學雜誌

第四〇六號

林 正道

醫事新聞

第九六二號

鐵泉調査の必要

醫師と溫泉

日本の溫泉

大正七年

鐵泉及び氣候療法に於ける二三理學的要素の意義

大正十年

消化器病並ニ新陳代謝疾患ニ對スル鐵泉飲用療法

大正十一年

鐵及び鐵鐵泉

大正十二年

伊豆半島に於ける溫泉の衛生學的調査

東京附近避暑地としての海水浴場衛生調査報告

東京附近避暑地としての溫泉地衛生調査報告

那須溫泉及び殺生石有毒瓦斯調査溫泉の分類

明治以後の溫泉に關する著述

大正十四年

日本に於ける溫泉療養の意義

石津利作

醫海時報

第一一二三號

石津利作

國家醫學會雜誌

第三四九號

石津利作

皮膚科雜誌

第十六卷第一號

眞鍋嘉一郎

近世醫事

第五卷第三號

湯川 蜻洋

慶應醫學

第一卷第九號

湯川 蜻洋

慶應醫學

第二卷第九號

四方 敬一

衛生學傳染病學雜誌

第十八卷第五號

植木 良佐

衛生試驗所彙報

第二十二號

植木 良佐

衛生試驗所彙報

第二十二號

四方 敬一

衛生試驗所彙報

第二十二號

藤浪 剛一

日本醫事週報

第千四百五十八號

藤浪 剛一

日本醫事週報

自第千四百五十一號至第千四百五十四號

眞鍋嘉一郎

實驗醫報

第十二卷第百三十四號

日本溫泉學の發達

本邦温泉中のラザウムエ
マナチオン含有調査成績

衛生試験所彙報

第二十六號

大正十五年

泌尿器病の湯治場ウ
イルドウインゲン

荒井 惠

治療新報

第二十五號第三號

心臓病者の湯治場ナウハイムと腎臓
病者の湯治場ウイルドウインゲン

荒井 惠

治療新報

第二十五卷第一號

昭和二年

温泉と疾患

碓居龍太

實驗醫報

第十三卷第四百十八號

炭酸泉の療病的素因

高安慎一

九大醫報

第一卷第三號

温泉と皮膚病

酒井谷平

皮膚科雜誌

第二十七卷第七號

痔の温泉療法

酒井谷平

治療新報

第三十六卷第六號

獨逸の温泉

小野健治

九大醫報

第一卷第六號

フーフエラントと温泉療法

藤浪剛一

中外醫事新報

自第一千百二十九號
至第一千二百二十一號

昭和三年

外科的疾患特ニ創傷
ノ温泉療法ニ就テ

矢花是男

實驗醫報

第十三卷第四百十八號

その他の單行本は温泉現在書目録に掲載して置いた。

熱海温泉

山縣有朋

冬の日もなほあたゝけき里なれば
あたまのいて湯絶えずかよはん

如何にして獨逸の温泉學は進歩せしや

獨逸に於ける各温泉地の發達は、我々の参考且つ模範にすべき個所が少くない。而して、この發達の背景として、我々は獨逸温泉治療學會の勢力を認めねばならぬ。此學會は創立既に四十年を経過し、昨年四月に第四十三回の總會を開いた。翻つて思ふに、我が國が斯程多くの温泉を持ち乍ら、一向にその方面に指導するものなく、温泉治療が完全に行はれないのは、あつたら寶の持ち腐れであるとせざるを得ない。こゝに自分は獨逸温泉學會の發達と努力とを述べて見たい。その努力こそ今日獨逸温泉地を斯く迄完備に導いた道程とはなつたのである。我が日本醫界にも、斯様な學會が出来、温泉地の治療方面に改革を促さねばならぬことであらう。

明治十二年(一八七九年)一月二十五日、及び二十六日の兩日に亘つて、獨逸温泉治療學會の第一回が、始めて伯林に開かれた。當時獨逸の醫壇には、ロキタンスキー、ウイルヒヨウの碩學出で、スコーダ、バムベルケル、トラウベの大家輩出して、獨逸醫學の城砦を堅く築き、斯界の覇を唱へたが、治療として、温泉、又は氣候を學術的に究むべき萌芽は當時まだ見るを得なかつたのである。

温泉地では、所謂浴醫といふ低級な徒輩によつて治療を司られたが、醫界の趨勢につれ、浴醫の向上運動が始り、

如何にして獨逸の温泉學は進歩せしや

一つは浴醫の地位を高め、他は温泉治療を、他の治療學と雁行せしめ、温泉治療學は、日新月歩の科學的醫學にも交渉を持つやうになつた。既に七十一年前獨逸に於て、温泉治療を完全に發達せしめんには、協會の力に據りて行ふ

圖三第

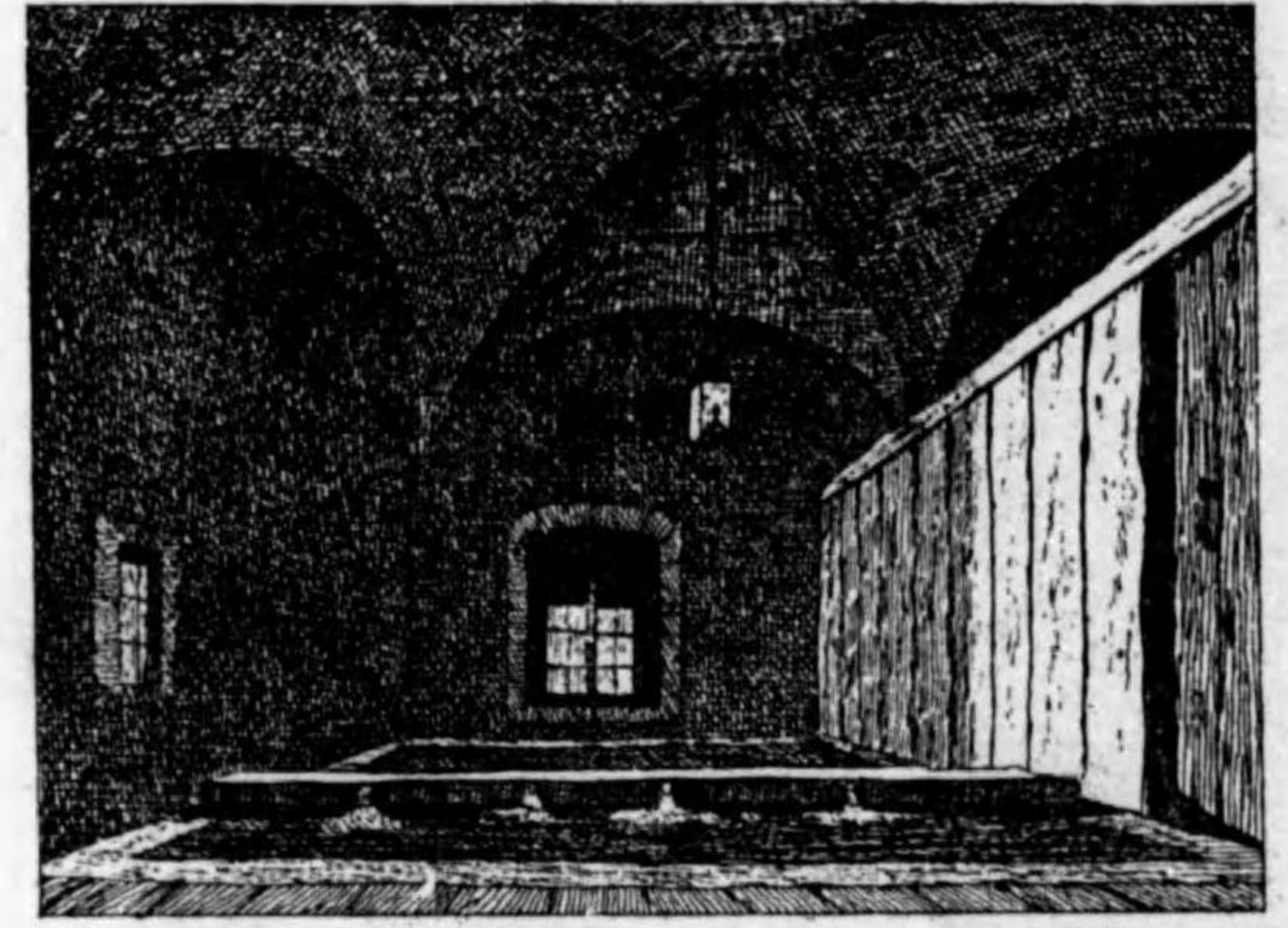


野天呂第六十世紀時代の温泉 - エピムロコノ西蘭佛

にあらざれば到底満足は望むべからずと、論じた先覺者もあつたが、當時尙早の說として顧みられず、漸く明治十二年(西曆一八七八年)十月四日獨逸醫學會に温泉治療學の部門が出來、その翌年に第一回が開かれた。當時の會員數僅に百二十七人で、チレニウスが會長に推されたのであつた。

創立後、この集談會に於ける學術演説には未だ傾聴すべきもの少く、又論議の深刻なるものなく多くは閑話雑談に陥り、時には遊客の下馬評などに花も咲きしが、四十年後の今日は、温泉地には相當なる温泉研究所が出來、完全なる浴室、診察室も備へられ、學會に於ける講演など、何れも根

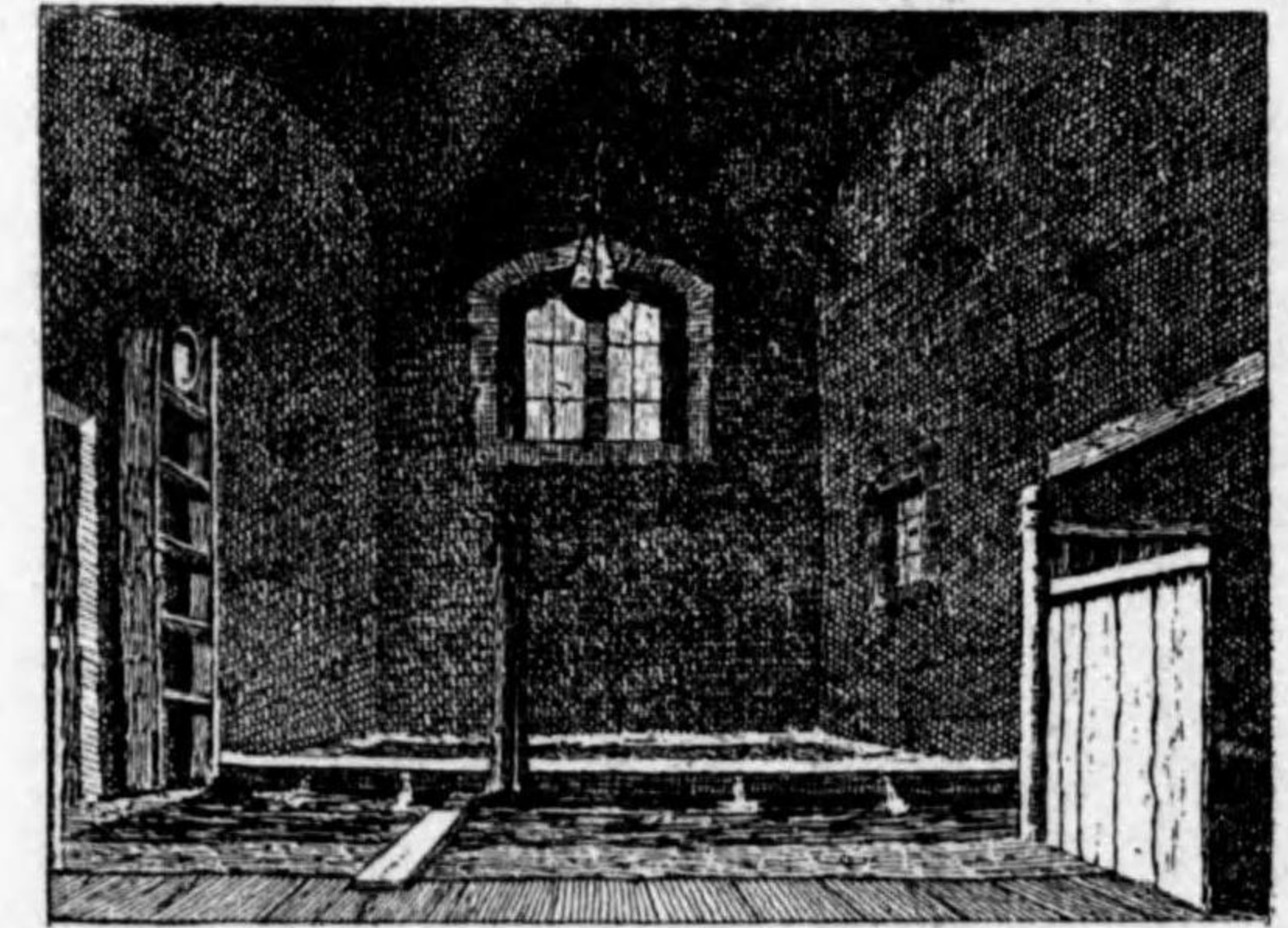
圖四第



第十世紀の浴室の内の景

如何にして獨逸の温泉學は進歩せしや

圖五第



第十世紀の浴室の内の景

據ある學術報告にして、年々該學の進歩の先達となり、豊富なる實驗を示し、温泉治療學、及び温泉地に多大の貢獻を捧げつゝあるのである。我々より見て不思議に思はれ、又想像もつかぬことは浴醫との間が圓滿を缺き、往々にして病者が著しく迷惑を蒙ることがある事である。我が國には浴醫と云ふ特殊の醫師なく、温泉に關して我々醫師の多くは全く無關心であるために浴醫問題は全く無いが、西洋では温泉地に浴醫があり治療客はこ



第六圖

浴堂(獨逸バナーバンテ)

の浴醫の世話にならねばならぬ、従つて主治醫との間に意見の相違もあり、ために兩者の圓滿を缺き、切角の温泉療法が面白くなく終ることもあつたが、幸ひ今日では大に浴醫の態度が一變し、昔日の面目を一新した。しかし今尙多年の風習がいさゝか残つて、折々學會にて浴醫に關し物議の起るのは惜むべきである。

温泉地の衛生保健に就いては夙に此學會が注意し第三回の學會(西曆一八八三年)に於て、温泉地の衛生が論究せられた。その前年に伯林から温泉地に旅行した健康な人々が、偶々温泉地でチブスに罹つたことは、伯林の醫師界に非常な衝動を與へ、同年十月九日の伯林醫會は、温泉地衛生保健の緊要なるを痛切に感じ、温泉地の不衛生は却て疾患を播殖するものと決議し、これを普魯亞の衛生局長に建白し、更に温泉學會にも注意を促した。その結果、前述の如く學會にも此問題が現はれたのである。

當時の會長チレニウス氏も此決議を相當理由あるものと論じ、温泉地に對する警告を發して、吾人は温泉地の不備非衛生の行爲は、温泉地より一掃すべき様實行すべし、個人も大温泉地も、擧げて玆に留意すべしと訓へた。事實彼地の温泉地の衛生的考案は非常に注意もせられ又研究も出来て居る。ブレイメル氏が温泉地衛生協會を主宰して、温泉地の衛生的施設を盛んに講義研究し、遂に法律に據つて衛生事項を取扱ふことに運動し、數々の請願書が提出せられた。一八九八年に温泉地に關する衛生に就いての内務省令が公にせられ、一方では温泉治療學會が温泉地に組合組織の設立を勧誘し、共同して衛生施設を十分にし、此省令を空文とならざるやう努力した。かくて一九〇〇年ロエリンク氏總裁の下に、東獨逸海水浴組合の保健協會が創立せられ、始めて療養地の保健に一步を拓いた。更に温泉地に於ける榮養問題は、第一回の温泉治療學會當時より注意せられ、就中キツシュ氏は改良大に努め、温泉厨房なる熟字を創定して、榮養の必要を一般に宣傳した。かくて榮養食餌の改良は、比較的早くから順調に進み、ボアス、ウインテルニッツ、ストラツセルの諸氏は何れも學術的根據の上にこの榮養を研究した、殊にストラツセル氏の此方面の功績は多大と謂はねばならぬ。今日歐洲温泉地の食養は完全になり、療養本位の食餌が附與せられ、温泉療法と相待つて大なる成績を収めるに到つた。

伯林の體育教師にして醫師たるアンケルスタイン氏は第一回の學會に於て、柔軟體操の筋肉に及す關係につき、一場の講演を試み、温泉地滞在中は身體練習の好時機なりと結論した。而して當時その方法の可能に就きて討究せられたりしも、その後に至り此體育問題は等閑に附せらるゝの觀があつた。しかし近時再び此問題が擡頭し、整頓

如何にして獨逸の温泉學は進歩せしや

せる方法によりて執行すれば、治療効果に相當の結果あけとせられ、此學會は體操學校と共同し、大に此方面に力を盡し、浴醫に對してこの智識の修得を慫慂し、その熟練を勸告して著々實行の途に進んである。

温泉治療學會の尤も力を盡いだ事業は、學術的に湧泉の性状を研究したことである。リープライヒ氏は既に第一回の席上で自然湧出の泉水に就きこの學術論文を公にし、自然湧泉と人工浴泉との間には區別ありて、後者の到底前者に及ばざる研究を發表し、又第二回に於てはキツシュ氏が鑛泉の鹽性成分の定性分析の正確測定器を供覽説明した。かくて泉質の學術的研究は行はれたが、今日の温泉學及び温泉治療學が築き上げられる迄には相當の時日を要した。アルヘニウス及びバントホッフの兩氏は浴泉の化學成分の學術的根底ある研究を遂げ、温泉の性質とその治療目的が益々闡明になつた。その他キョビー氏の鹽類の解離、チエルケンドルフエル氏の鑛泉水の透過力、フラウエンホイゼル氏のコロイド研究、グルーベル及びエンゲルマン兩氏の透竄力、ジレリングのラヂウムの研究が引續き發表せられた、此等は同學の進歩に貢獻すること多いものであつた。

温泉の研究は、その所在地方で行はれるのが理想的である。この實行は早くから實現せられ、キツシュ氏の如きも浴地に於ける研究所設立の必要を力説した一人である。かくて、ザルツブルン、マリエンバート、キッシング、ナウハイム等の温泉地には温泉研究所が出来、湧泉の性状、沐浴の治療効果、衛生的考案の研究、及び觀察調査を遂行した。そして、今日に於ては、温泉地に此研究所を建てざるは片手落のものと謂はるゝ程、一般に認められるゝことになつた。實際前述の各研究所の研究は、温泉學の核心となり、多大の貢獻を醫界に齎したのである。

温泉の本性が明になると共に、湧泉の保護に注意を拂ふこととなり、温泉の鑿土又は鑛山採掘より意外の影響を蒙ることがこの學會に於て發表せられ、國家は法律を以て之を禁じ、湧泉の保護をなすべきを主張し、この學會が先陣に馬を進めて奔走した。一八七一年ローベルク市の一商會社が、ザルツ地方の穿鑿權利を獲て或る鑛區を借り、一八八一年に到る十年間採掘せしに不拘、一向成績なかりしも、唯一温泉を掘當てたるを機とし、忽ち温泉浴場を設け、猶太民系及び基督民系の二療養所を設け、入浴料を取りしが、ローベルク市の問題となり一商會社が温泉を獨占するの不當なるを、醫學者或は政治家より攻撃せられ、遂には市の共有物に歸した。斯る場合にも温泉學會の力が之を動かしたのであるが、斯様に湧泉の個人私有には強き反對があつたことは、我々日本には到底想ひも及ばぬことであらう。

氣候と天候との關係は、近時に到り注目せらるゝ機運に向きしと云ふのみにて、何等の見るべきものはない。しかし、學會が之を顧みないのでなく、既に一八九七年一月にチレニウス氏が各温泉地で觀測し、共同の仕事を通じて効果を獲ると論じ、第三回學會に於て各温泉地に於て、一定の方式の下に治療的氣候を觀察することを申し合せた。

氣候學は第一回の學會以來相當に盡力した。第二回の席上で、リープライヒ氏は、オゾンに富む空氣の論題を提げて説明し、都會空氣は煙筒より吐出すクロールが多く、従つてオゾン多きを結論した。しかし、學會に於ける此方面の學術的研究報告は兎角に寥しく、五十年間餘り人の注意を惹かざりしに、一たび肺疾患と氣候との關係が重

大なることを知りてより、第十回のときシュリープ氏は治療氣候を説き、高山氣候は温泉治療學に重大なることが知られ、各方面より肺結核の問題が討議せられた。ベルク氏は空氣の酸素含有の少きことは、深呼吸の際肺臟を開張せしめ、肺結核治療に高山氣候は適せず、又海洋氣候も好條件には非ずと論じた。

冬期療養に就いても第一回既に議題に上りし以來年々討議せられ、効果を相當に收めた、獨逸の温泉地では冬期療養は望まれぬ點が多い、それは温泉地の開業季節の關係からである。一部の學者は温泉地の冬期開放を唱道するものも多い。

しかし、温泉の治療効果を經驗から歸納し、應用に資するのみが温泉學の目的ではない、温泉治療の未開方面を拓發し、不斷の努力を以て精進し、醫界に貢獻せねばならぬ。心臟病と炭酸泉治療効果は、今日までに學者の甲論乙駁が劇しく、種々の研究が現れた。これなども思ひがけない研究の賜である。かゝる例はまだ他にも澤山ある。温泉治療學會の使命は狭き治療に止まらず、生理學、診斷學、及び治療學に亘つて、絶えず學術的交渉を進め、一般醫學に貢獻するの義務ありと信じて居る。

リープライヒ氏は、我が學會より重要な治療所が産れたことは誇りであると揚言した。今日結核の氣候治療が必要素法であることは最早喋々する必要もないが、ブレイメル氏が始めて此法を唱へたとき、醫師は之を嘲り、世人は彼を狂者と罵つたが、温泉治療學會は彼を尊敬し、彼の意見を聴き、彼を勵し、彼を援けた。ブレイメル氏の説はライデンの如き大家が之を容れ、その他大學臨床に於て講筵せられた。ブレイメル氏の記念像はドレスデンのウ

エンチエルハンケ病院に儼然として聳え、後年醫を學ぶものに、その風姿を偲ばしめる。更にベネツク氏は虚弱兒童の海濱治療を説き、ウォルメル氏は泥浴を提唱した。温泉治療學會は社會政策にも意を用ひ、中産階級にも温泉浴の恩澤に浴せしめる方途を講じた。

歸つて第一回以來會長に就任した學者を屈指すれば、第一回にチレニウス氏が推された。彼は學者にして同時に政治家であり、能く斯會の基礎を作つた。氏が一八八五年没してからリープライヒ氏が嗣ぎ、彼の學識と熱心とは此學會を向上させるに十分であつた。一九一八年にはブリーゲル氏が立つた、時適々歐洲戰役に會し、殊に温泉地の疲弊甚しく氏の熱心も空しく、あまり見るべきの業績もなかつた。彼の死後はプロック氏が先陣を承り、一層此學會をして獨逸醫界に重からしめることゝなつた。

獨逸温泉地の醫學上の完備は、實に獨逸温泉治療學會の誘掖指導に待つ所が十分だつたと云ひたい。約四十餘年間に獨逸が温泉治療に貢獻した功績は夥しい。我々が彼に倣ひ、彼を範とするも決して無理ではないのである。

鬼首温泉

齋藤竹堂

夜色玲瓏霜撲欄

温泉地暖不知寒

尋常難得仲秋月

滿面清風浴後者

如何にして獨逸の温泉學は進歩せしや

伊太利の温泉治療の發達

—

伊太利は温泉に富み氣候が良く、高原に海濱に様々の趣致と變化とに富むから、理學的治療に將た又自然療法に適した國柄として、他國に比類ない天恵を受けて居るが、しかし、餘りに世界各國に此の方面の關係が知られてゐないのみならず、自國人すら、此點に何等の關心を持たなかつたのは不思議である。こんな譯で、伊太利の温泉地の設備、保養地の内容、海濱の整頓などは、近頃に至るまで全く放棄して顧みられなかつたから、凡ての點に於て他國よりも遙に遅くれ、温泉入浴も昔ながらの方法を墨守し、保養氣候に學理的交渉を進めるでもなく、醫師の側も頗る冷淡で、とかく馬耳東風に打ち過ぎ、温泉治療などには餘り熱心に心を傾ける者もなかつた。従つて温泉地の旅館、公會堂など、片田舎の宿場と同様で、温泉場、保養地らしい組織を見ることが出來ず、我が國温泉地の現狀と多く變らないものであつた。

伊太利の温泉浴は、我が國と同じく甚だ古い起源を持つ。それは羅馬醫學の前期、即ちエトルリ學に萌芽して、次第に普及したのであるが、この古き歴史を有しながら、一向に旺盛になるべき氣運に轉ぜず、最近に於ても大學

の講筵から温泉學は除外せられ、學術上からは特殊な低級の民間風習と見做された爲め、この方面の學術研究は遺憾ながら頗る貧弱であつた。勿論、偶々一二の學者は、氣候療法を相當に行はざるべからずと主張したり、又は海水浴、温泉を研究したりした人もないではない。例へば一八五四年に *Parrelli: Vinaggio* に海濱院を建て、治療に從來したことなどもあるにはあるが、それは眞に曉天の星の如く、伊太利醫界の異例としなければならぬ。で、大局から鳥瞰すると、伊太利に於ては温泉學氣候學の知識が缺乏せるものと斷じても好いのである。

斯く、伊太利に斯學の發達しなかつた理由は、色々あるが、就中社會制度が悪かつた影響から、發達が鈍つたのも、その重なる一つである。學者は説明してゐる。即ち、伊太利に在りては、公衆衛生の思想及びその機關の發達が遅れたからである。故に、此の組織を革むるに至り、温泉學、氣候治療學、理學的療學の重要なるを知り、醫師は勿論、爲政家なども、國民の保健必要から、果然この知識の開發に努めるやうになつたのである。

伊太利は、歐洲大戦争後政治的大變動があつて、彼のフアシス主義の國柄となつてからは、温泉の療養にも深い關心を抱くこととなり、既往の遺風を偲び、遺蹟を尋ね、保存再興に力を致し、壊れた建物には修理を加へて、之れに近代の様式をとり入れ、現代人の生活に適すべき保養場に築き上げた。かくて面目を一新したことは、内にも外にも當事者の満足となり、國民の喜びの大なるものとなつた。一九二九年、政府は外國から醫師八十餘名を招き、伊太利の保養觀光を催してその批評を求めたが、彼等は異口同音に設備の壯大にしてよく整へるに一驚し、殊にその組織上巧みに學理的應用を施せることを賞讃して止まなかつた。今や伊太利の各地に在る保養地は、何れもそ

の施設が斬新で、よく整頓してあるから、世界各國より温泉保養所の見學に志す者は先づ、こゝを訪れることとなつた。中にも、*Falsonaggiore*とか、*Montecatini*とか云ふ著名のものは、その規模が雄大で、之を歐洲各國何れの保養地に比するも更に遜色を見ないのみか、遙に之を凌駕してゐると謂はれてゐる。

伊太利の保養地の斯くまでに發展を遂げ來つた徑路には、固より種々の難局もあり、幾多の妨害もあつたのであるが、その難關を突破するに、政府の盡力大なるものがあつたことは、見逃すべからざることである。我が日本の施設に就いて更新を圖るに當りては、他山の石として大に參考すべきものである。政府は、まづ保養地及び保養に關する法規を定め、保養地の事業範圍、温泉の引き入れ等の取締を施行し、大臣を以て温泉保養地法規審議會長に當て、醫師を委員に加へて、實際問題の衝に當らしめて、指導開發に努め、根本的にこの事業の發達を誘掖したのであつた。*Falsonaggiore*及び*Montecatini*の如く、伊太利の中でも屈指の重要な保養地は、何れも政府が直接に管理するのである。そして、保養地に關した法律の細目は、温泉にもそのまゝ活用するのである。かくて、保養地、温泉地は、それぞれ適當の方法を講じて、土地の美化便化に努力すべき命令がある。自動車交通路を拓き、急行列車の停車を圖り、鐵道賃金の割引をなし、泉水運搬の便宜を企つるなど、それぞれの審議が絶えず凝らされるのである。而して實際の成績を擧げる爲に、保養所支配人を養成する特種の旅館事務學校を設立したことは、伊太利が此方面に對して、如何に多大なる努力を拂ひ居るかを知るべき一端である。交通に關する廣告、印刷物等は、一切無税の惠典に浴してゐる。一九二九年九月一日から全國の博物館が入場料を免じたことなどは、直接温泉事業に關しないとは

いひながら、伊太利が觀光家又保養者の遊覽を満足せしむるに熱心なることを現してゐる。我が日本にありては、温泉に未だ何等の取締法規なく、保養地として未だ見るべき場所も設備もない。尤も近時漸く此に留意するものもあるとはいへ、この方面に於ける政府や協會の熱心の乏しさは、洵に吾人をして、痛嘆を禁ぜしめないものがあるのである。

二

伊太利の氣候保養地及び温泉地の發達は、一方又交通事業の發達に負ふ所が多い。伊太利の旅行俱樂部が、熱心に、このことを支持して、温泉や保養地の繁昌を助長してくれた。その俱樂部の中にも *Le vie d'Italia*; *Vie d'Italia e dell' Amerialetona*; *Albergo in Italia*; *Guida d'Italia* はその重なるもので、何れも擧つて保養地温泉地の紹介廣告に大馬の勞を竭くすることを惜まなかつた。伊太利の旅行案内書中、同國の内務省から出版したアルプス登山の契 (*Carta di turismo alpino*) の如きは、實に類書中の模範とも謂ふべきもので、熟達した登山者よりも寧ろ一般の登山者に、たやすく要領を得しむる好箇の手引草である。

一九二二年には外客觀光局 (*ENIT*) を設けて、専ら外客の誘致に力を致し、一九二六年には *O.I.T.* (*Compagnia Italiana Turismo*) が創立せられて、旅行に關する事務を執り始めた。一九二九年に、政府は觀光局を交通技術機關に引き直し、政府の直轄に屬せしめて、一層力を入れることとした。觀光局は、ホテルの内容改善、旅客の待遇、宿泊料、保健衛生の審議、保養地、温泉地の造營物、物産(特に外客への好尚に適するもの)等に關する實際に種々

の助言助力を與へ、よりに面目を更めさせたのである。政府は、此觀光局に年々百五十萬リリーを支出して、國內の有力なる團體の補助に當らしめた。斯の如く、政府が進んで盡力した結果、伊太利の保養地、温泉地は、目醒しい改良を見、前述の如く設備萬端面目を一新し、繁榮の實果を收めるに至つた。

伊太利人には、果して氣候療法及び温泉治療を了解し、社會施設に貢獻するの氣魂ありや否、それは各方面から久しく注意せられた所であつたが、この觀察は謬りに過ぎなかつた。伊太利に保養知識の普及しなかつたのは、國情が許さなかつた爲めで、必ずしもそれに馬耳東風なる國民ではなかつた。故に新政策が建ち、その支障を除いてからは、種々の運動が鬱然として勃興し、その上堅實なる組織の下に、各種の社會保險事業も氣候温泉を利用して、一意努力することにさへなつた。貧婦幼兒を收容する國立 *Balnia* や、養老院、戰傷保證會の療養所などは、能く氣候を利用して温泉を引用して、その治験を揚げるやうにしてゐる。その他、一九二九年の夏季には、二十二萬八千八百八十人の兒童が海濱又は高地に運ばれて、天恵に浴した。ミラン區のみでも、二萬九千六百人の子供が夏期野外聚落地に集つてゐる。ローマ區からは、一萬三千三百九人を收容したのであつた。這般の事業に對して、政府は一九二六年には八百萬リリーを、一九二七年には二千六百萬リリーを、更に一九二八年には八千二百萬リリーを支出供給した。斯くの如き累年の増額支出は、即ち彼國が如何に氣候治療の効果を高めんと、努力腐心するかを示す所以のものである。一九二九年四月にビレネン市に開かれた國際會議に *Comité National des Colonies de Vacances et centres de plein air* から此方面の成績を發表し、他國の保養成績に比し伊太利の劣ることなく、寧ろ良好である、ことを誇つた。

三

伊太利に於ける温泉治療學及び氣候治療學の學術的進歩も、此等の社會的保養事業施設の完備と比例するは當然である。觀光局は醫師を督勵して各地を巡行せしめ、主なる温泉地、保養所等を視察して、改良すべき點は之を教へ、特徴あるものは之を誘掖して一層その完成に努めさせた。また温泉協會は研究論文に賞金を贈り各地に支部を設置して、地方温泉の開発に努めた。G. Pellegrino 又は Varese の如き有名の温泉地には、恰もカールス温泉地に開催せる醫學補習講習會と同様の學術會を開いて、弘く醫師に對し、温泉上氣候上の新知識を啓發せしめるの資とした。リウマチスミスは近時歐洲に於て大に問題となつてゐるが、伊太利でも近時深くその研究につとめ、他國に劣らざる運動を講じつゝあるは、恰も我が國の癩豫防協會、結核豫防協會が社會に活躍すると同意義である。而して、温泉治療に關する講筵も開かれ、ミラン大學の勞働講座に於て、ドホト教授が、之を擔任し、實地の指導は *Salto* 温泉地にクリニックを置いて、之に當つてゐる。病室は目下のところではまだ四十人を容るゝに過ぎないが、追々百二十人から百四十人を收容する設計がある。ネアーベルにては、一九二九年に國際温泉局が創立せられ、そこでは既にその一部の事業たる氣象觀測を實行しつゝある。

伊太利の温泉研究は一九二七年來、熱心なる研究の結果、業績の偉大驚嘆すべきものがあることは、獨逸學者の謂ふ所である。而して、講學の氣運が益々増進せらるゝ一方、研究機關も愈々完備せられるに至つた。伊太利温泉

學の功勞者として、吾人は大學教授榮職を擔へる上院議員カベツル博士を忘れることが出来ない。彼は今年七十六歳の高齡に達したが矍鑠として老の來るを知らざるもの、如く、東奔西走して氣候學、溫泉學の進歩を援け、一九二九年、カールス溫泉場に於ける醫學補修講習會に臨みてより、頻りに伊太利の社會醫學の鼓吹に盡力し、ドホト氏と共に、伊太利リウマチスムス豫防協會を創立し、多島海の島々の溫泉を調査し、又同年には伊太利溫泉學會を設立し、Paramaの病院とZalsomaggioreの兩所に溫泉學と治療法の講筵を開いて、その知識の普及と徹底とに努めた。加之、彼は萬國溫泉協會の會頭にも就き、又自ら學術演説をも試み、不斷の活動に日もこれ足らざる有様である。要するに、彼は伊太利溫泉學史に大なる足跡を留むべき一人であるといはねばならない。

伊太利の溫泉及び保養地の開拓發達は未だ日淺きにも係はず、隆々として進み、今や先進の隣國に比して毫も遜色を見ざるに至つた。

上來、伊太利に於ける溫泉治療の發達を述べたが、翻つて我が溫泉地の情況を顧みると、憾むらくはその事業見るべきものなく、素莫として、宛ら世界から取り殘された野中の杉の如きである。幾重にも努力すべきは、我が溫泉の開發向上であらねばならぬと思ふ。

温泉と風景

一

數多い溫泉地の一々に就いて、その景趣を絮説することは煩雜その物に過ぎない。試に我が國の地圖を披いて、溫泉地の分布を瞰るに、溫泉部落は勝景の地を占むるものが多い。而して、古來名湯と呼べるものは、景趣によりて益々顯揚せられてゐる。風景に溫泉を兼ねれば、一入世間から謳歌せられる機会が多い。溫泉地に心を牽くべき風光なくば、恐らくは大半の客は足を留めないであらう。たとひ佳絶の勝景地にしても、溫泉の點睛なくば、畫龍の深趣なく、旅情を醫することが尠いのである。

風景が季節に順應する變化に富み、又地勢からいへば複雑で、同季節にありながら、配合上様々の妙趣奇景を呈することが、我が風土の特徴であるとは地質學者の吾人に教ふる所である。此景趣に富める溫泉地は又世界に誇るべき所である。而して、醫學上から溫泉地の治療効果の要因の一として、風景を擧げて居るのである。此點よりも、日本の溫泉地は天恵の國と謂はねばならぬ。

従つて溫泉地に住む人々は、廣き範圍の地帯に涉りて、風景の勝域を愛護すべき義務がある。常にその佳趣を保

第七圖



上州萬温泉の溪谷(著者撮影)

八八

つて行かねばならぬ責任がある。而して之れにより、温泉の地元が保護せられ、四時を通じて、湧出量が一定不變に守られるものである。樹木の亂伐から湧出量が減じ河川改修から温度が低下し、山崩れを促して湧出口が減じたなどの實例は、平素能く聽く所で、吾人は何時も之が爲に憂鬱せざるを得ないのである。

熱海の大湯が、近年全く涸燥したことは、勝地破壊の例として、或は適せないが、周圍を亂鑿した結果、湧出異常を現し、間歇泉として、世界に冠たる名湯も滅亡し、熱海の名勝が失はれたのみでなく、學界の貴重資源を無くしたことは、返す／＼も残念である。

温泉の醫療效果の要素に景趣を重視する近代醫學の立場からも、温泉に於ける風光には努めて之を保護すべきは當然であるが、治療要素として温泉に浴するものには、普く景趣の美を賞することを要とするから、

第八圖



伯耆三朝温泉天然巖窟の湯

八九

勝景の土地、展望の佳なる場所は必ず公開し、何人も遠慮なく出入し、随時に遊渉するを得しむを主旨とし、決して私人の専有、富豪の獨占に任すことを許し得ないのである。温泉地に於ける勝景の一區が別荘となつて、固く冷たくその門を鎖せるは、我々が温泉地に於て悲しく見る所である。

温泉地域は國有地に非ざれば、少くとも村有地であり、共有地であるべき性質のものであるが、我が國に於ては、二三の温泉地を除けば、悉く私有地なる係合から、湧出口の亂鑿、勝景地の獨占、風光の破壊に至る次第で、一個の私有權に慾得を獲んとするからである。温泉が私有なる爲め、觀光客をして不快感を抱かしむることは甚だ多い。こゝに一二の例證を擧げて見よう。別府市外の地獄は何れも私有である、そして之を見物させるためには觀覽料を徴集して居る。自然の現象に對して、觀覽料を徴すること不合理も甚しい。しかし觀覽料を徴する以上は、何物かの人工を加へて口實を作り、不當利得を非難する人々の口を拵せねばな

らない。彼等は金錢の利得を目的とするから、俗悪甚しい小屋を建て、塙を造り周囲の調和を無視してゐる。

宮城県鬼首村吹上の間歇泉は某氏所有の山間に湧出してゐる。その學問的價値は今更述ぶる必要はない。先年天然記念物史蹟記念に指定すべき様、當局者より勧誘せられたのであるが、指定となると一定の地域が法律の制裁を受けることとなるから、所有者に難色あつて、今以て話が進捗しない。彼は口を尖らしていふ、指定を受くるも、管理する者は依然として所有者である、所有者が管理する以上、何にも法律による世話は入らないと傲然として、かくの如く説いてゐるのである。勿論所有者が管理保護するは當然であるが、全國にも稀れなる間歇泉は、曾に一私有者の保管に托すべきものでない。指定によつて、所有者が一層責任の重きを自覺すると共に、村民、郡民將た又縣民等も俱に深く注意し、これを共同保護すべき義務ありとする所に、天然記念物史蹟記念保存の意味があるのである。私有にして自ら管理すれば能事足れりとする井底蛙的小智識は、大に憎むべきである。

二

問題がや、横途にそれたが、温泉地には浴客が蟻集する名湯と謂はれる程、宿舍は相當に建物を聳立して收容を全うし、營業の競争から外觀を飾るに至るは當然のこと、何人も、營業振りに嘴を容れることは出来ないが、苟くも温泉地旅館たる以上は、環境の如何を篤く顧みて、調和すべき樓閣を設くべき心懸けは、他郷の何人よりも深からんことを欲するのである。徒らに競争と廣告策に腐心し、折角の景趣を壞す建物を以て、四圍を威壓し睥睨して快心の笑みを漏らす如きは、吾人の痛く非難する所である。斯の如き大厦を以て誇るべしとするは、これ愚劣の

最下策であつて、その主人の無智、無能を標示するに外ならない。斯の如き客舎は、如何にして客を待つに厚ふるのを知らざるものである。かくて決して繁榮の果を永續せしめ得るものではない。白砂青松の間には、それにふさはしい建物、谿谷に沿ふ所には、また自らその風致に副ふべき客舎、高原に湧く浴地には展望に叶へる屋舎等を作りて、以て、その温泉地の美觀を倍蓰せねばならない。

橋梁の如き、停車場屋舎の如き、小亭の如き何れの建築物も、その構造によりて、美しくも又、毒々しくもなりて、或は倍々風致を添へ、或は愈々景趣を害ふこととなるのであるから、十分に意匠を回らし、思を凝らさねばならぬのである。

日本の温泉は、高山に、谿谷に、平原に、海岸に湧きて、地はそれぞれの風致に富み、春はアカシヤの細き花を愛し、夏には溪流に河鹿の音を聴き、秋には満山楓樹朱に染むを眺め、冬には白雪皚々のところ、得意のスキーに興を促すなど、季節に順應した景趣を變ふれば、同じ温泉地に何時投じても飽くことを忘れ、探興涉趣、盡きざる自然の天恵に浴し得るは、他邦に視られない我が温泉の誇りである。我々は世人が我が温泉の郷土を愛し、その風景を護りゆくに、十全の注意を拂はれんことを祈つて止まざるものである。

温泉地名考

温泉記を繕く毎に、同名或は似寄りの温泉地名の尠からぬことは、一種の興味を覚えしめ、好奇心を誘ふ場合になることがある。山縁り乏しい東北地方と九州地方とに同じ名義の温泉地の在ることは、如何に考へても不思議と謂へば不思議である。

我が國に散在する數々の温泉地名には、恰も吾人姓氏の如き系譜があるべき筈のものでないのに、東北地方、九州地方に同名を附せられた温泉のあることには、何にかの原因がなくてはならないやうに思はれる。そこで、それ等の地名系統に秘められた或るものが無いかと、聊か探索して見ることにする。温泉學研究上、蓋しこれまた強ち無用の仕事ではあるまいと思ふ。

温泉地名の起源は様々であるが、凡そ之を大別して見ることが出来る。それには湧き出でる温泉の性質から呼びかけたものもあり、又温度の冷熱から拾つた名もあれば、その泉效を讃へて名附けたものもある。又温泉発見の由來に因んだ名もあり、又温泉の所在位置を表現してゐる所もあるが、名は實の體を現し、温泉地名から温泉の泉水

第九圖



常山溪温泉(伊東深水畫筆)

の事情を既に明にし得て温泉の外景を略ぼ推定し得ることがある。例へば鰻の湯と謂へば泉水のアルカリ性たるを知り、寒の地獄と聞けば温度の低下し居ることを想ひ、鰻の湯からは毒蟲に效くことが分かり、鶯の湯と呼ぶものには鶯が泉水に佇んで居ることに氣付いて発見した口碑を知り、湯川とあれば川瀬から湧出でることが思はれるのである。而して温泉湧出を創めて発見した當時には、猫額大の小天地に過ぎず、又は寒村僻地で未だそこには定まつた名もない場所であつたものが、温泉の效能漸く世間に知れ渡

り、浴客相集り、人家の聚落が出来て遂に村となり町となり、人口にその温泉が膾炙せらるゝに至つては、初め泉水の所在を假に呼んだ名前が、何つしか土地の汎稱となり、それが温泉村の地名となりたる地類、或は相當に發展

した山里村落に湧く温泉には、その土地名を以て温泉の代表としたやうなものも少くはない。されば我が全國に散在する數々の温泉に對する判斷、考察想像力に至りては東西に著しい差別が有るものではなく、甲地の村人の議する所は乙地の里人の説く所と敢て變る所がない。故に全國に散點する我が温泉地に同一地名の存する所以も自ら明になる譯であつて、それは固より不思議とするに當らないのである。

温泉には湯水が湧かねばならぬから、温泉を略して單に湯と呼ぶのが普通となつた。そして温泉地にも湯をつけて總括して呼ぶやうになつた。湯元、湯本、湯村等と呼ぶがそれである。

湯を持つ地名は多い、今その名のある温泉地を拾へば、次の如くである。

- 湯 本 (神奈川縣箱根温泉湯本村……………單純泉)
- 湯 本 (栃木縣那須郡那須村……………硫黃泉)
- 湯 本 (岩手縣和賀郡湯田村……………鹽類泉)
- 湯 本 (福島縣磐城郡湯本町……………硫黃泉)
- 古湯本 (栃木縣鹽谷郡鹽原町元湯……………炭酸泉)
- 湯 元 (栃木縣上都賀郡日光町湯元……………硫黃泉)
- 湯 本 (北海道後志國磯谷郡南尾別村湯山別……………鹽類泉)
- 湯之元 (鹿兒島縣日置郡東市來村……………鹽類泉、明礬泉)

- 湯 村 (山梨縣西山梨郡大宮村……………硫黃泉)
- 湯 村 (兵庫縣美方郡温泉町……………炭酸泉)
- 湯 村 (島根縣仁多郡温泉村……………單純泉)
- 湯 川 (和歌山縣東牟婁郡那智村……………單純泉)
- 湯 川 (岩手縣和賀郡湯田村……………鹽類泉)
- 湯ノ川 (島根縣簸川郡莊原村……………硼酸泉)
- 湯ノ川 (北海道渡島龜田郡湯川村……………鹽類泉)
- 湯田川 (山形縣西田川郡湯田川村……………鹽類泉)
- 湯西川 (栃木縣鹽谷郡栗山村……………硫黃泉)
- 湯河原 (神奈川縣足柄下郡湯河原町……………鹽類泉)
- 湯ノ澤 (青森縣南津輕郡碓ヶ關村……………硫黃泉)
- 湯ノ澤 (秋田縣雄勝郡院内町……………單純泉)
- 湯ノ澤 (樺太眞岡郡廣地村苦舞……………鹽類泉)
- 湯 澤 (群馬縣碓氷郡安中町……………不詳)
- 湯 澤 (新潟縣南魚沼郡湯澤村……………單純泉)

- 湯 澤 (新潟縣岩船郡女川村……………食鹽泉)
- 湯野濱 (山形縣西田川郡湯野濱……………鹽類泉)
- 湯 濱 (宮城縣栗原郡花山村湯濱……………食鹽泉)
- 湯ノ浦 (熊本縣葦北郡湯ノ浦村……………アルカリ泉)
- 湯泉津 (島根縣瀨摩郡溫泉津村……………食鹽泉)
- 湯 崎 (和歌山縣西牟婁郡瀬戸鉛山村……………アルカリ泉)
- 湯 田 (岩手縣二戸郡金田一村……………鹽類泉)
- 湯 田 (山口市外……………硫黃泉)
- 湯 田 (鹿兒島縣薩摩郡高城村……………單純泉)
- 湯田中 (長野縣下高井郡平穩村……………硫黃泉、鹽類泉)
- 湯ノ田 (山形縣飽海郡吹浦村……………炭酸泉)
- 湯ノ山 (三重縣三重郡菰野村……………單純泉)
- 湯ノ峰 (和歌山縣東牟婁郡西村……………硫黃泉)
- 湯の谷 (熊本縣阿蘇郡長陽村……………酸性泉)
- 湯 谷 (富山縣東礪波郡東山見村……………土類泉)

- 湯の原 (大分縣直入郡長湯村……………炭酸泉)
- 湯ノ平 (大分縣大分郡湯平村……………食鹽泉)
- 湯 原 (群馬縣利根郡水上村……………鹽類泉)
- 湯 原 (岡山縣眞庭郡湯原村……………不詳)
- 湯ヶ島 (靜岡縣田方郡上狩野村……………鹽類泉)
- 湯の島 (岐阜縣益田郡下臺町……………硫黃泉)
- 湯 島 (群馬縣利根郡新治村……………鹽類泉)

以上略ぼ似寄りの温泉地名で、かなり共通の名稱があることを知り得るのであるが、しかし、泉質からは全く無頓著な名前で、唯、温泉の湧くところとか、温泉の流れるところとか、温泉の地勢や所在などから命じたものである。そのうち湯元、湯木、湯川、湯の澤、湯村、湯田等は、如何にも全國的に擴がつてゐる地名である。群馬縣利根郡新治村の湯宿は三國街道の宿場に温泉の湧くことから湯宿と稱へ、岡山縣勝田郡湯郷村の湯郷なども湯村と同じ意味である。熊本縣葦北郡水俣町に在る湯出は鶴によつて發見せられて鶴の湯と呼びしものが、何つしか湯の鶴に轉じ更に瀧出に轉訛したものと傳へられる。相州の湯河原と上州吾妻郡の河原湯とは、名が相轉倒してゐるのも面白い。宮城縣栗原郡花山村の湯濱は水濱に近く湧く温泉かと思はれるのに、山間の湯村であるなどは名實相伴はざる一例である。宮城縣栗原郡花山村湯倉温泉は、迫川の巖石の罅隙から湧き出づるによつて、岩間を倉と見立てたのも

面白い。

又温泉の湧出する所は河岸谿谷が多いから、その傍なる川の名に因んで、温泉地を言ひ現すことゝなつたものも自然の道理である。川名を採つたものに、温泉の湧いてゐる川名を、その字名又は地名としたものがある。

- 熊の川 (佐賀縣小城郡南山村)……………單純泉)
- 小王川 (山形縣西置賜郡南小國村)……………鹽類泉)
- 須川 (岩手縣西磐井郡巖美村)……………酸性泉)
- 須川 (富山縣西礪波郡子撫村)……………食鹽泉)
- 寶川 (群馬縣利根郡水上村)……………鹽類泉)
- 谷川 (群馬縣利根郡水上村)……………鹽類泉)
- 頭川 (富山縣西礪波郡金吉村)……………不詳)
- 中川 (神奈川縣足柄郡三保町)……………アルカリ泉)
- 中の川 (福島縣大沼郡中の川村)……………鹽類泉)
- 濁川 (北海道島森町)……………硫黄泉)
- 宮川 (北海道後志國磯谷郡南尼別村)……………炭酸泉)
- 鬼怒川 (栃木縣鹽谷郡藤原村)……………鹽類泉)

龜川 (大分縣速見郡龜川村)……………鹽類泉)

小野川 (山形縣南置賜郡三澤村)……………鹽類泉)

小川 (富山縣下新川郡泊町)……………鹽類泉)

以上は河川又は谿谷の名稱から温泉名が附せられたものである。又河流の内に温泉が湧いてゐる場合や、又は河水に泉水が混つて水が温くなつた場合など、湯川と漠然と呼んだものが、その川の名となり、温泉名となつたものもある。

- 湯川 (和歌山縣東牟婁郡那智村)……………單純泉)
 - 湯川 (島根縣簸川郡莊原村)……………硼酸泉)
 - 湯川 (岩手縣和賀郡湯田村)……………鹽類泉)
 - 湯川 (北海道渡島國)……………鹽類泉)
- 更にまた、川湯と呼ぶ所がある。

- 川湯 (和歌山縣東牟婁郡西村)……………鹽類泉)
 - 川湯 (北海道釧路國川上郡第子)……………酸性泉)
- 湯河原と河原湯とは同意味で、面白い對照である。
- 川を頭文字にとつた温泉は夥しい。

- 川 浦 (山梨縣東山梨郡三宮村……………硫黄泉)
- 川 上 (福島縣耶麻郡磐瀨村……………鹽類泉)
- 川 上 (樺太豊原郡北川上……………不詳)
- 川 棚 (山口縣豊浦郡川端村……………鹽類泉)
- 川 渡 (宮城縣玉造郡川渡村……………鹽類泉)
- 川 治 (栃木縣鹽谷郡藤原村……………鹽類泉)
- 川 中 (群馬縣吾妻郡岩島村……………硫黄泉)
- 川 場 (群馬縣利根郡川湯村……………鹽類泉)
- 川 古 (群馬縣利根郡新治村……………硫黄泉)
- 川 俣 (栃木縣鹽谷郡栗山村……………クロール泉)
- 川 合田 (富山縣東礪波郡石黒村……………不詳)

川の字を上採れば、多少意味が局限せられることになる。そして漠然たる抽象的な意味でなく、或る區域を定められるから一層感じがよい。

二

温泉は何れも温度を保つてゐるが、その温度は必ずしも一定してはゐない。けれども、水温より高いことは何れの

温泉も同様である。今日では驗温器によつてその高低を精しく測ることが出来、又他所と比較することも出来るが、昔時にありては事物に對する鑑識力が鈍くもあり、又抽象的であつたから、今日から見れば多少認識の誤つたものも尠くないが、兎に角水温に比して熱温を以て泉水の温度を示した、それが温泉地名となつた所がある。

- 熱 海 (静岡縣田方郡熱海町……………九十八度)
- 熱 海 (福島縣安達郡高川村……………三十度)
- 熱 鹽 (福島縣耶麻郡熱鹽村……………七十度)
- 熱 川 (静岡縣賀茂郡城東村……………四十九度)
- 温 海 (山形縣西田川郡温海村……………五十四度)
- 温 湯 (宮城縣栗原郡花山村……………五十度)
- 温 湯 (青森縣南津輕郡山形村……………四十五度)
- 微温湯 (福島縣信夫郡水保……………三十八度)

吾人が平素沐浴する湯は、四十二三度から四十八九度である。五十度に上れば、之れに堪へられるものは少い、江戸子の朝湯でも四十八度を上らない。余の實驗によると、五十度の熱水にては漸く身體を槽中に縮めて靜に漬るのみで、少しだに動けば急に熱感を覺えて堪へ難くなり、三分以上の入湯は常人には堪へられないのである。そして五十一度になれば到底入ることが出来ず、悲鳴をあげて逃げ出すのが普通である。で、四十四五度の水温がまづ

日本人には心地よい適當の溫度である。

岩代熱海温泉は三十度に過ぎないが、熱海と呼び、又他地方の温湯温泉が温るいよりは熱いのに不拘、温湯と呼んでゐるのも、對比觀念から附けたものである。若し温泉が五十度以上の高温を熱泉とし、これを温泉の水溫標準と暫定するならば、四十四五度のは温泉となり、四十度前後のものは温るい温泉とも謂ひ得る。又水溫を冷水溫度を標準とすれば、三十度は温るい、四十五度は熱いと謂ひ得るが、多少の例外として岩代熱海を見ても差支はない。

温泉に鹽をつけた所も少くない。

- 鹽 田 (兵庫縣鹽村……………(食鹽泉))
- 鹽 野 (滋賀縣甲賀郡南杣村……………(食鹽泉))
- 鹽の江 (香川縣香川郡鹽の江村……………アルカリ泉)
- 鹽の湯 (栃木縣鹽谷郡鹽原……………鹽類泉)
- 鹽 原 (栃木縣鹽谷郡鹽原……………鹽類泉)
- 鹽 谷 (北海道川上郡川上村……………鹽類泉)
- 八 鹽 (群馬縣多野郡鬼石町……………食鹽泉)
- 熱 鹽 (福島縣耶麻郡熱鹽村……………鹽類泉)
- 鹽 釜 (栃木縣鹽原町……………鹽類泉)

- 鹽 山 (山梨縣東山梨郡鹽山村……………アルカリ泉)
- 鹽 澤 (山縣北巨摩郡風來村……………鹽類泉)

本草綱目に温泉の味「辛し」とある。一本堂藥選に「味鹹なる佳、過鹹至て苦」とある。温泉の水に味があるならば、鹹らきか或は辛らきである。天然に鹹味を帯ぶる水は海水である。海水には鹽が含まれてゐる。海水を基準として泉水の味を比較するに、鹹辛を説述する時、便宜上鹽味を以て表記するところから、鹽湯と呼ぶに至つたのも當然である。又實際上鹽湯の温泉には食鹽泉か含鹽泉のものが多し。

更に又味覺から温泉を見ると、鹹辛の外に收斂の作用があり、酸味があり、澁みがあつて、

- 澁 (長野縣諏訪郡北山村……………硫黄泉)
- 澁 (長野縣下高井郡平穩村……………鹽類泉)
- 澁 (長野縣諏訪郡長地村……………鐵泉)

などは澁みから名を拾つたものである。

温泉に赤を附けたものには、

- 赤 倉 (新潟縣中頸城郡名香山村……………鹽類泉)
- 赤 倉 (山形縣最上郡東小同村……………鹽類泉)
- 赤 湯 (山形縣赤湯町……………鹽類泉)

- 赤湯 (宮城縣玉造郡川渡村……………鹽類泉)
- 赤島 (和歌山縣勝浦町……………硫黃泉)
- 赤瀬 (熊本縣宇土郡網田村……………鐵泉)

などがあるが、それは多少の鐵分を含み、泉水が赤褐色を帯び、周囲の槽壁に赤褐色の沈澱が附著するから名づけられたのであらうし、又温泉の湧く土地は、他と異なりて赤味を帯びることが多いから名づけられた場合もあらうと想像せられるが、時には泉水が時を経て米の磨ぎ水の如く白色に變るものもあるのに餘り赤以外の色を附けたものが少いのは如何なる理由によるものか。

温泉は泉性から、或は肌當りが荒らく、或は滑らかに、或は強く、或は弱く覺えるものがある。一般に酸性泉は肌觸りが荒いから、自然荒湯(宮城縣玉造郡鬼首村……………硫黃泉)、或は新湯(栃木縣鹽原町……………綠礬泉)と呼び、アルカリ泉の如きは肌がメル／＼となるから、鰻のメラ／＼を連想して、鰻の湯(宮城縣玉造郡鳴子村)と呼び傳へたのも面白い。最上高湯(山形縣南村山郡堀田村海拔九〇〇米)、信夫高湯(福島縣信夫郡庭坂村海拔七五〇米)は、何れも高き場所を意味したものであらう。

その他同名の温泉があるが、その一方は著名であるのに、他方は餘り世間に知られないのは、温泉を紹介せん方便として著名の地名をとつたものか、又は偶然の一致と見るべきものか。和歌山縣下に伊豆山温泉があり、山梨縣下に有馬温泉があり、茨城縣下に諏訪温泉がある。

三

發見者を記念すべき意味、或は發見の動機をそのまま、泉名地名にした所がある。禽獸の振舞が發見の動機となつた口碑は多いが、然し禽獸から名を採つた温泉は割合に少い。

- 鶴に因んだ温泉
 - 鶴の湯 (北海道膽振國勇拂郡安平村)
 - 鶴の湯 (北海道石狩國上川郡東川村)
 - 鶴の湯 (秋田縣仙北郡田澤村)
 - 鶴の湯 (北海道渡島國茅部郡庶部村)
 - 鶴鑛泉 (山梨縣北都留郡島田村)
 - 鶴温泉 (高知縣高岡郡川田村大門蘇)
- 鷹に因んだ温泉
 - 鷹の湯 (秋田縣雄勝郡秋の宮村)
 - 鷹の湯 (岡山縣深安郡山野村)
 - 鷹の巢 (新潟縣中頸城郡岡山村)
- 燕に因んだ温泉

燕温泉 (新潟縣中頸城郡岡山村)

蟹に因んだ温泉

蟹の湯 (秋田縣仙北郡田澤村)

蟹の湯 (山形縣駒ヶ嶽山麓)

蟹 澤 (宮城縣玉造郡鬼首村蟹澤)

熊に因んだ温泉

熊の湯 (長野縣下高井郡平穂村)

熊の湯 (北海道渡島國龜田郡七飯村)

鹿に因んだ温泉

鹿教湯 (長野縣小縣郡西門村)

鹿澤温泉 (群馬縣吾妻郡吾嬭村)

山鹿温泉 (熊本縣鹿本郡山鹿町)

温泉の發見と傳説

今日の進歩したる穿鑿技術から、温泉脈に相當せる地相をとして、深く地下幾十尺乃至數百尺にまで鑿掘して温泉を掘り當てることは、必ずしも不可能でないから、務めて穿鑿に據つて、温泉湧出を誘導することが多くなつた。温泉郷に近づく時、汽車の窓から、掘立小屋が彼方此方に聳立して、旺んに工作に忙しきものを見ることもあれば、又捨小舟の如き櫓の立ち腐れのまゝ放棄せられてゐるものを眺めることもあるが、未だ穿鑿技能の發達せざりし時代には、温泉は岩石の罅隙から自然に湧出するか、或は噴泉したものを大切に守つて利用し來つたものである。温泉の湧出は、何か天變地異の變動による二次現象である。従つて、温泉そのもの、地上湧出は、古くから存在したに相違ないが、山谷奥深く荊蕪繁く鎖し、容易に近づくべき所でなく、又温泉の存否を豫知することも出来なかつたから、温泉の發見は偶然のことであつた。靈液に觸れて暖く、味ふに辛鹹あり、試みに浴するに醫效を奏するから、温泉を以て神授の賜となし、妙能の業、何にかに因縁あるものと想はしむるも、決して無理ならぬ事柄で、温泉に傳説、口碑が生れ、それ等が比較的豊富に後世に残されてゐるのも、温泉の讚美效能の宣揚に根強い力があるからである。

第十圖



(影撮者著) 呂風屋岩の泉温澤大草香外津草州上

温泉が潺々として流るゝ所に、湯烟の立ち上り、或は土地の變色、沈澱物の沈著などの異様の特色、或は水温を保つ所が、動物の愛好の場所となつて、發見に様々の經を成し緯を作る所となつた。動物によつて發見せられた物語は多い、しかも、その動物は人間に親しみあるものによつて發見せられたことは輕視するを得ない。

温泉を發見したといふ動物は、獸類では猿、鹿、猪、狐に限られた、また猿は白猿、老猿とせられ、狐では老狐の場合が多く傳へられてゐる。それから禽類では鶴、鶯の如き白い禽鳥と、鷲又は鷹の如き大禽鳥とに、申し合せた如く限られてゐる、而して、此等の動物は大抵獵師から、手負した創を醫すべき泉水に浴して居たところを見出されたことになつて居る。温泉の如き水温に禽獸の集ることは本能であつて、片山津温泉が片山湯の湖中に湧出し、そこに水禽が聚り群れるを里人が怪んで、水中

を探つて、温泉の湧出を知つたと傳へられる例證によつても、必ずしも痛み傷つけられた禽獸に限つた理由はないが、温泉は藥湯であるといふ信念から、傷ある禽獸の癒えた話が人口に上り易く、自然禽獸病傷の場合を口碑に遺すことになつたのではあるまいか。

固より全部とは謂はないが、その内には負傷した禽獸の漬ることも當然であらう。川口孫治郎氏の著、飛彈の鳥(大正十年九月發行爐邊叢書の内)の十二頁に、「鳥と温泉」の一節がある。今、それから摘録するに、大正五年七月廿七日、白水温泉に休息して浴槽に入つて對岸を視るに、湯氣の立てる間にキジバトの雌雄二羽が悠然と靜止してゐる。熟察するに二羽とも毫も負傷してゐないらしいと、氏はこの實驗から、通説の通り鳥共は入浴によつて其負傷を治療する目的で温泉に近寄るとみるかと謂へば、我は俄にそれに賛同し得ない。鷲が片脚を温泉の下流に漬けてゐたといふのが負傷者であつた證據ではなからうか、と反問する人もないではなからうか、之は問題にならない、何故なれば彼の靜止する際、片脚を揚げるは彼の常性である、一步譲つて、負傷した脚だとせんにも、痛んだ片脚では立てない、負傷した他の片脚を上げておいて入浴の利目が忽ち現るゝものであらうか。

氏はキジバトのことから

- 一 必ずしも食物の爲でない。
- 二 又負傷治療の爲でもない。
- 三 氣候の激變する高山の深林間で珍らしくも暖かく肌觸りのよい感じを與へらるゝが爲であらう。

四 温泉の暖さに寄る蟲を食ふ爲にも遊樂旁來るのであらう。観察を下してゐる。尙氏は稀には負傷したのも混じてゐるであらうと附言してゐるのは、確に的確なる観察である。片山津温泉の水禽群によつても、氏の判断は必ずしも誤らざるものである。

古來の傳説による、負傷した禽獸の話には、観察を誤つたものもあらうが、試みに、温泉名とそれが發見せられた傳説を列べてみよう。

禽鳥によるもの

山中温泉 白鷺が脚を漬した。

下呂温泉 足の傷いた白鷺が下りて居つた。

緒立温泉 文久三年傷いた鷺が立つて居つた。

温海温泉 鶴が浴して居つた。

上の湯温泉 野鶴の脛に傷ついたものが水に漬つた。

龜の湯温泉 鶴が居つた。

岩室温泉 正徳三年傷ついた雁が浴したことから發見した。

白布温泉 一羽の鷹が傷を癒やして居つた。

獸に因むもの

俵山温泉 延喜十六年獵師の傷つけた白猿が遁げ出したのを血痕をたどつて行つてみれば、白猿

の蹲つて居るのを見た、それを矢で射ると猿の姿は消えて湯が流れてゐた。

平湯温泉 老猿の浴するを武田信玄の臣山縣氏が見て、湯槽を作つた。

杖立温泉 猿が沐浴せることから發見。

霧積温泉 犬が傷いて漬つたことに由る。

栃木温泉 寛文四年に細川侯の家臣が猪狩を行つた折傷猪の泉水に浸つてゐるのを見た。

湯田温泉 永正四年老狐が足を浸して居るを見て發見せられた。

龜が浴したことから温泉を知つた湯の濱温泉の傳説は、他と異つたゞけに面白い。

その他、偶然の事實から發見の動機となつた温泉がある、例へば鎌先温泉は草を刈つた折、鎌が石に當つて温泉を見つけたなどいふものである。又樵夫が青根を切つた根元から湧出したと云ふ青根温泉、或は寛保三年大沼の郷士齋藤盛房が姥が温泉からの歸途、附近の川を涉つた際、岩石に滑つて倒れ、手に温い石を感じて、その下に温泉を發見した滑川温泉の由來など、數へ來れば相當の數に上るのである。

二

温泉に行くと、その土地の湯元にそれぞれの名がついてゐる。例へば草津温泉には鷺の湯があつて、そこには鷺が漬つたと云ふ傳説があり、又同温泉に白旗の湯があつて、源頼朝に因んだ物語がある。斯の如く温泉郷の地名又

は湯名に、それぞれの因縁を持つ語草を残すことは、地方の傳説、土俗を究むるに重要な因となるものである。

温泉が行基菩薩や弘法大師によりて發見せられたといふ傳説は、餘りにも有名で、且つ兩名僧に因縁ある温泉は全國に數が多い。佛教と温泉とは關係が深いもので、各温泉地に藥師如來を本尊とする温泉寺がある。特に温泉寺と謂はないまでも、藥師如來を祀つて居つて、寺が温泉郷と深い關係を握つてゐる、藥師如來は、佛教では醫治を司る佛である。温泉が藥湯にして醫療効果がある以上、之を藥師如來の靈驗乃至權化と信ずるのも當然であつて、藥師如來を温泉地に尊ぶも故なきことではない。佛教が奈良朝時代に隆昌となると共に、人知の開發、交通の便宜の如き、今日の社會事業とも云ふべき事業は、僧侶によつて企畫せられ、又名僧が靈山を拓くべき信仰から、自然山野を跋渉することが繁いから、隨つてその内には温泉を發見する動機にもなつた場合も多かつたであらう。又温泉を通じての藥師如來信仰から、藥師如來の靈夢に感應して發見したと傳へらるゝに至つたのも、温泉を掘り當てた一念から信仰に結びつけたものであらう。藥師の靈夢によつたといふ傳説は、湯宿温泉、菰野温泉、鹽山温泉、川浦温泉等に殘つてゐる。東北地方では田村將軍に因む温泉もある。これは偉人崇拜から來るものであらう。川浦温泉は、建長五年富士野の卷狩に、畠山重忠が發見したといひ、湯檜曾は安部貞任によつて開かれたといふ。また増富温泉は武田信玄が黄金を採掘した際に發見せられたといふことは、甲斐の國だけに武田信玄と因縁を結んでゐるが、兎に角、金鑛を掘つて温泉の出づることは決して不思議でない。西洋では温泉と基督教との因縁を説いてゐる。マリヤの再現で靈泉と謳はれてゐるのは、藥師如來の靈夢と同じ心理であらう。

南獨フライブルク市の東方サントオッチリエンの谿谷からは、やさしい讚美歌が聽かれる。谷間の岩屋から清い澄んだ水が樋を流れてゐる、岩屋の上にはオッチリエンの像が刻んである。いつ行つても二三人が一心に祈をこめて水を堰に入れてゐる、此に心願する善男善女は眼の悪い人で此清水で眼を洗ふと赤い眼でも癒ると傳へられてゐる。オッチリエンは貧しい百姓の娘で、生れつきの盲目であつた、この少女は信仰厚く、何時も御祈りすることを忘れなかつた。一日少女は御光を拜して、泉水で眼を洗へば開眼するとの靈現を受けて泉水で眼を洗ひしに、清い眼がパツチリと開けた、後ちにこゝに寺を建つて一入供養精進に目を送つた。それがオッチリエン泉の物語である。

カールスバートの西に當る丘には鹿飛岩が聳えてゐる、岩の上には大鹿の銅像が建てられてある。一六七〇年六月三十日第四世カール帝が、此地方に卷狩を試みて手傷せる大鹿の遁げて、泉水に浴してゐるのを發見しと云ふ口碑で、鹿の紀念像が出来、カール帝に因んでカールス泉と呼び慣した。

温泉の傳説には、東西共に相似たものが多いのである。

昔の温泉行遊

日本人ほど温泉に親しむ國民は他に無い。日本人ははじめ温泉に親しみ、それから湯屋に親しんだ。羅馬人は沐浴に淫した民族であつた。彼は夫れから温泉の樂みを知るに至つた。一は温泉から、他は沐浴から、それ／＼親しみを深うしたが、沐浴によつて快を貪る極致に至つては東西揆を一にする。余は嘗て東西沐浴史話に羅馬の沐浴史の一節を載せて、羅馬人の沐浴の生活の一端を述べておいた。

羅馬人が温泉に行遊した當時の湧泉は、今日に至るも、尙歐洲人集散の鬧地となり、彌が上にも榮え行く有様である。今日のバーデン、ウイスバーデンの如き、何れも羅馬人の澡沐した温泉で、泉水滾々として流れ盡きず、四時澡客が輻輳してゐる。

羅馬の時代から、泉には神祕なる偉力の存在するものと讚美し、神の業と尊崇し、温泉を *Aquae* と稱し、ウイスバーデンを *Aquae nativae* と稱し、バーデンバーデンを *Aquae aeternae* と名づけ、ウイン市外のバーデンを *Aquae panonicae* と命じた。羅馬時代に知られた温泉は歐洲に約八十個を算した。就中ナポリ灣頭に臨める *Baiiae*

は、羅馬人愛好の泉土であつた。 *Qui curant non curatur* と人々に謂るゝ程に、常に羅馬人が絡繹して行遊を絶たなかつた温泉地であつた。

二

日本の温泉は神代から開けた。伊豫の道後温泉の如きは、その一つで大己貴命の故事を傳へてゐる。日本の温泉には、温泉神社と温泉寺とを以て泉の神、湯の本尊として崇め、特に祭祀を篤うする行事は、他邦に見られぬ崇敬の念が現れてゐる。羅馬は飽くまで温泉享樂の本能を忘れなかつたが、我が邦人はその救病濟生の偉力を禮讚した。聖徳太子が道後温泉に碑石を建てられた程、古くから温泉には謂ふべからざる親しみをもつてゐた。

藥方が支那から傳來して、我が醫藥の方は創まつたが、普く國民がその餘慶に浴することになつたのは後の世である。遠き古にありては、草根木皮を嘗めて醫藥の法を知るよりも、

第十圖



温泉への道中(有馬名所鑑)

第二十圖



第七十世紀中代歐地方の温泉中道

先づ自然の偉力に治療を期待したのであつた。温泉の醫效を自ら經驗するに於ては、進んで救済の途をこゝに求めるのが當然で、早くから温泉の開けた所以であり、温泉に親しむの素地を作つたのである。それに行基や、役の行者、空海の如き名僧知識が相續いて遍く天下を巡り、名山高嶽を拓き、崇敬の念を鼓吹したことなどの力が、温泉湧出の場所柄に一層の妙嚴を加へて、我が國民の心理に不知不識の間に、温泉親和靈液披誘の念を培養するに至つたものである。温泉神社には大己貴命を祀り、温泉寺には薬師如来を安置することも、上述の如き山緒に預かつたのである。しかも、我が温泉が幽靜の谿谷から、或は翠黛の山槽から湧出する自然の形勢景情も、離れ難い情緒を産ましめたのである。

三

古い記録を辿ると、温泉行遊には、天皇の行幸もあら

せられた程で、貴賤の別なきものであつた。又廣く一般から好まれた記録は夥しく残り、汗牛充棟と云ふも決して過言ではない、これを茲に悉く抄載するも、徒らに煩雜を醸すのみであるから、その内の必要な代表的のものを拾つて、古代からの温泉行遊を走馬燈觀してみよう。

温泉の行遊の記事は古くからの文獻に見える。皇極、欽明、孝徳の三帝が、道後に有馬に幸せられたとは、日本書記、釋日本紀に載せられた所であり、齊明天皇、天武天皇は紀州牟婁の湯泉に車駕を停められた。後深草、龜山の兩帝も有馬に湯を召された。斯く天皇の温泉行幸は多かつた。日本書記に三年九月有間皇子性黯、陽狂云々、往牟婁温泉湯_ニ僞_レ療_レ病來_レ讚_ニ國體勢_ニ日纒觀_ニ彼地_ニ痛自_レ獨消云々、天皇聞悅思_ニ欲往觀_ニ四年十月甲子幸_ニ紀温湯_ニとある事柄によつても、温泉の病を消すを尊しとして行幸せられたことが分る。而して又、一面には政治的には療病に托して民草の事情を探る方面にもなつたのであらう。千載和歌集に、有馬の湯に忍びて御幸ありける御供に侍りけるに」とあれば、非公式の場合もあつた。天皇の行幸の多かつたのは、斯る意味ではなからうか。

天皇の巡幸には宿舎の不便がある、まづ行宮を建てねばならぬ。釋日本紀に爲_ニ車駕幸_ニ温泉_ニ作_ニ行宮於湯泉_ニ干_レ時採_ニ材木於_ニ久牟知山_ニ云々とあるによつても、行幸の都度新宮を造營させられたことが窺はれ、天皇の行幸は古き時代に於ても大事であつたが、天皇の温泉地行幸は、民治を親しく知らしめらるゝ手段として好都合であつたであらう。

天皇の行幸のことは姑らく措いて、舊記を繕くに、榮華物語に、其のうち兵衛督藤原もののみ心ぼそくおぼえ

て、こゝちもれいならず覺え給ければ、風などひければ、ありまへといでたち給へど、此ひめぎみのうしろめたさに、えおはせでずぐし給ける」とあるは、療養に湯治を擇ばれたのである。又増鏡に、「このおなじころ、安嘉門院、丹後の橋立御覽じにとおはします。それより但馬の城の崎のいでゆ召しに下だらせ給ふ」とあるは、觀光遊覽である。温泉が湯治觀光の土地柄であることは、昔も今も變りない。温泉行遊は現代の人程に生活の一要素には加はらなかつたが、様々に社會に役立つたものである。

四

官人がその土地を離れて澡泉せんには、所轄官廳又は所屬上司の許可を請はねばならぬ、それには今の請暇賜暇と同じ形式があつた。

太政官符

太宰府

應_レ聽往還某姓某丸向_レ其國溫泉事

右得_レ某人解_レ爾云々者其宜奉_レ勅依_レ請者符宜_レ承知依_レ宜施行

符到奉行

辨史

年月日

とある。又扶桑略記にも「天曆七年三月卅日己亥權小僧都明珍申給官符向伊豫國溫泉治_レ病」とあるは、湯治の

爲めに請暇を得て旅行に向いたのである。徳川時代にも同様に請暇して旅立つた。貞享元年の湯澤紀行に、京極高門(煙霞病客と匿名した學者)が箱根に湯治する折にも、「天和甲子の春おもひ立ち幕下に二旬ばかりの御暇申賜りき」と見える。

幕府故事談に

郷士 侍御 侍中

奥の衆は湯治願は御返し被_レ成思召を以被_レ遣と云なり表勤の者は勝手次第なり

諸候

御旗本熱海伊香保の湯治を致し候上にて平癒不致候につき有馬へ参り度と申でなければならぬなり、直に有馬へはならぬ事なり

温泉湯治の許可は割合に容易く下つたものであるから、それを口實に他所行きを目論む不逞のものがあつた。有徳院殿御實紀附録に、宿谷源左衛門尹行が病に托し、いづこかの温泉に赴くとて、その子縫殿富房を招き、「我こたび湯治に赴くなり、たよりよくば京大坂をも見んと思ふと謂へども、此事漏れ聞えなば我身のみならず、汝までも越度たるべし、あなかしこ、人にないひそ云々」とあるからは、他所廻りは相當に厳しき制裁が行はれたものであつたことが想察せられる。

五

昔の温泉行遊

交通の不便なる世に、湯治の旅は樂ではなかつた。従つて京坂地方にては有馬、城の崎、遠くは南紀温泉に限られた。道後の湯は古代以後に於ては行遊が少くなつた。江戸方面では箱根、熱海が擇ばれた。都近き温泉以外には行遊が出来なかつた。それも徒歩か、馬の脊を借り、或は輿に倚るか、坐車に運ばるゝのであるから、壯者には歩行も別に苦痛でもなかつたが、老弱婦女病者には決して樂な往來でなかつた。高貴の者は郎黨を率ゐる家具を運搬する煩雜があり、下民を雇役する面倒がある。駒井日記に、「文祿二年後九月九日一、三位法印様勢州こもの、湯工湯治に付而人足割符 一、十一日京より草津迄四十人 民法 一、十二日草津より水口迄四十人 爲心 一、十三日水口より勢州こもの迄十五人 藤喜田 丹羽勘介」とあつて道中人足を徴發して用達に使役した。又道中の安全を計る爲には、役所に依頼せねばならぬ。

湯治人數十七人荷物壹荷在之事上下口無其煩可有勘過狀如件

天文六年八月二十七日

長 隆

城州攝州

諸役所中

と心添までせねばならないのであつた。大名將軍などの湯治には、雑用費が嵩んだ。豊太閤が有馬に湯治した折などは、關白の御成りと一入賑しくあつた。太閤記に「卯月廿九日御湯治に付てれきくの御伽衆十九人つれられ

御慰の數々云はんかたもなし、御逗留中方々より捧物其數を知らず有馬中へ鳥目二百貫湯女共に五十貫くだされ浴中の賑ひいと目出度見えし、五月十二日御上りなされけり」と見えるが、かゝる豪華の湯治は、寧ろ例外とすべきである。

六

温泉の入湯即ち湯治は、醫療の機關であつた、古くからの温泉は神佛の保護である、温泉に浸たり、病の治するは神佛を信念する願力によるのである。温泉神社を拜み、温泉寺に詣づるに、遊山氣分は少くとも薄かつた、而して温泉旅舎の未だ設備の整はざる時、酒色を漁るの機は乏しかつた、まして遠く山路を跋み、川水を涉つて、不便を忍んでの湯治遊山は餘りに物ずきに過ぎ、決して多くの興はなかつたのである。温泉に遊興情緒がとり入れられたのは、徳川中期時代からである。

有馬には後鳥羽天皇のとき、仁西上人が温泉を再興して十二坊舎をたて、諸國から參るものを茲に奉行し、湯を守る女を侍らしたが、それも湯入の支配を司るもので、林羅山の攝州有馬温泉記にも、「浴久不出則婢呼叱而退之」とあるから、後世に云ふ湯女の淫情は當時には未だ現れてゐなかつた。

徳川時代に至り治世の成績があり、天下泰平となり、交通も便を得ると共に、温泉への行遊も漸く旺んにならんとした。その内には遊山の目的の湯治も出来、有馬でも湯女の姿態は變つて艶情を帯び、湯女には美顔を選んで紅粉を施し容色を飾らしめることになり、「酒宴の席に出て歌を詞ふ、これを有馬節と云ふ殊勝に覺え侍る」と、有馬小

鑑の筆者は感嘆した。

温泉は次第に遊興淫蕩に耽り易き機關になるから、貝原益軒の寶曆年間に著した有馬湯山記にも、湯浴心得の内
に色慾を禁じてある。河合章堯が正徳六年に有馬湯山記拾遺を著した中にも、一層湯浴心得を詳しく述べて、殊に
湯治の間は酒色淫聲を遠ざくるを切に戒めてある。温泉では湯女が客に通ずるを堅く戒めてあるのが、古來からの
訓であると説いてある。湯女が温泉場の風紀を亂すことは、風呂屋の湯女の紅粉を粧ひ、酒間を周旋すると同じ流
儀である。それが徳川末期に進むに従ひ游山氣分が増長し人氣も荒さんだ。一般社會が酒色を愛好して享樂を求む
る世相に、温泉地のみが獨り之れに超越することは出来なかつた。箱根艸、金草鞋に描かれた温泉遊興は、時代相
を巧に擲へて温泉情緒を物語つたものである。温泉滞在は退屈である。加ふに沐浴による身體機能が旺盛となり、
沐浴から享くる快心は、自己満足を享樂によつて獲んとするのである。況んや温泉の情景が更に之を助けて、そを
濃厚ならしめるに於てをやである。明治初年、成島柳北が温泉地に遊んで、盛に瀟洒たる竹枝香奩の詞を作つたの
も、徳川時代の世相を受けた餘波で、必ずしも柳北の品行論に黑白を正す有力の資料とはならないのである。斯く
て、温泉の親しさには、放縱の氣分を醸成するに至つた。

七

温泉行遊記を蒐集して見ると、都會と温泉とは因果の律が支配してゐる。都會に近い温泉は榮え、政治中心の
移動と共に温泉にも盛枯がある。奈良平安の文化時代には、有馬、南紀温泉が榮えた。鎌倉、江戸が政治中心とな

つたときには豆南、箱根が頓に親しまれて、關西のものは、やゝ衰れ氣味になつた。歴史の古い有馬には、史料の多
いのも當然である。時代と共に温泉旅行が變遷するのも、交通の發達、或は行遊の機會多き關係に由るのである。
都會に近い温泉は世に著はるゝの機會が多い。

有馬温泉には古くからの記録があるが、日記としての最古のものは親鸞上人の有馬日記がある。熱海は金槐和歌
集に「走湯山に參詣云々」とあるが、單行本の刊行は徳川時代になつてからである。道後の日記を散見することの頗
る少いのは、そこは古代から拓けたが、都會から餘りに遠い不便の爲めに、紀行家の足を駐むることがなかつた故
である。伊香保紀行はあつたにはあつたが、明治時代になつて多くなつた。鹽原は全く地方偏在の温泉で、もとは
多く世人に知られてゐなかつたが、明治十五六年頃から道路の開けた以來の泉地である。別府は今日こそ自ら泉都
と誇つてゐるが、舊幕時代にあつては一寒村で、漸く森領温泉と呼ばれ、行人の足を止るものは少なかつたが、明
治時代に至り、海陸交通の便を得てより長足の發展を遂げ、温泉郷としては日本一の觀を呈してゐる。牟婁、熊野
の温泉は、古くは人に知られたが、紀州の南阪に偏ることから、街道の發達が遅く徳川時代には忘れ勝ちな
なつた。しかし、近時、大阪商船株式會社の航路の便を謀つた爲め、再興の氣運を助成した。

八

温泉中には又その地方では古くから知られ、その地方では信用を獲てゐても、都會にまで名聲の傳はる機會がな
くして埋れたものもある。又知られながらも遠隔のこと、都會からの交通不便のため、浴客のなかつたものも

ある。鳴子温泉は仙臺領での名湯であつたが、江戸には餘り知られてゐなかつたから、行くものは少かつた。山中、山代は加越地方の名湯として知られながら、街道の不便で京都から訪ねるものは稀れであつた。まして江戸からこれに浴するものはなかつた。交通の不便な百里の道を遠しとせず。澡湯に旅行するといふことは徳川時代では全く不可能であつたから、自然都人の行遊範囲は限られることになつた。然し、古くからの名湯は人口に膾炙せられてゐたから、徳川時代に流行した番附には、交通からの不便に拘はらず、名湯を順位に擧げてゐる。番附は俗間好事者の戯作に過ぎないが、名湯の採擇順位には誤謬が餘り多くないのは、名の傳つてゐたからである。霧島温泉、嶽の温泉などは土地の田夫野人に限られたが、ともかくも上位を占めてゐるなどは、温泉の効果の顯著が世に轟いてゐるからである。今日の如く交通が発達し、温泉への旅行も便宜になると、自然遠き温泉も廣く世人から親しまる様になつて來るのである。温泉の上位に立つものは古代からの名湯である。交通の利便は温泉を開發する先達である。

九

温泉行遊は徳川時代に至り相當に賑はしくなつた、保養の外、游山氣分の湯治が殖えた。その行遊次第も一所の温泉に限られた。今日の如く諸處の温泉を廻り、又は湯治の度數を重ねることは例外であつた。温泉論を吐いた香川太沖、拓植常彰、原双桂などのそれも、有馬、城崎、武藏野に限られた知識である。しかも廣く温泉地を踏まないから誤りも可成多くあつた。本朝温泉雜稿を書いた三宅寛安は、それぞれの土地から出京した人よりの聽書で、諸國の

温泉を説いたのである。交通の爲めに幾多の温泉を廻遊し、遠國に出懸るには餘りに時日を要するから、交通不便の時には、全國の案内記はなか／＼丁寧には書けない。諸國を行脚遍路するは特別のことで、僧侶か漫遊家の他にはなかつた。十六夜日記は京都から鎌倉に行つた婦人の日記で、こは例外である。最明寺時頼の行脚は、政治の治績を見るのが目的であつた。一般に名勝舊蹟を探ぐる旅行家は乏しかつた、僅かに數人に足りない。南谿は醫學修行の爲に漫遊すること前後合せて五年、東西南北到らざる所なしと東遊記に書いてある。五井塘雨は薩摩日向より奥羽外ヶ濱のはて迄を窮めた。近藤守重、松浦重九郎などは北陸の地を踏んで國威を掲げた。此等はまづ旅行家の雄なるものである。芭蕉は専ら東國を漫遊したとき、道すぢの温泉にも立寄ることを忘れなかつた。澤元愷は、名山大川を跋渉した、彼の漫遊文艸は巨川を呑み山嶽を踏破したが、又温泉の浴法などに細心の注意を拂つた。宗祇は廣く土地を踏まなかつたが、信越の山地を歩いた、その苦勞は蓋し多大であつた。山村通菴が「師は灸治に心を盡せり。我は温泉の效を諸國に遊び氣味功能を熟驗す」として遍歴を試みた。全國を漫遊するのは通常一様ではなく、彼等の多くは一風變りものであつた。旅は一様の行姿で出來なかつた、従て温泉の多くが普遍的にならなかつた理由である。

十

交通不便の世に旅行は徒歩行脚である。馬背、籠輿によるは例外とされてあつた。街道は格別無難である。峠、川渡りは障害の殊に重なるものであつた。橋梁の不備は一朝の出水川留にとなつた。川留は明治の治世に於ても尙

多かつた。成島柳北の伊香保紀行にも「岩鼻の鳥川に至れば水漲つて未だ落ちず、橋身全く摧け舟を以て渡る、兩岸行人車馬壅塞して待つ、一時間にして對岸に上るを得たり」とある、古くからの河水溢漲は多く行人を悩ました最大のものであつた。

徳川時代には雲助の不逞暴漢が道中を荒し、旅人を苦しめたことは餘りにも有名である。享保元申年四月の觸れ

五海道宿々の觸書

道中奉行え

道中筋においてこまのはい、雲助など申もの有之往來輕きもの之爲に難儀之由風聞候處此度中島村において切殺され候者も彼類之者之由に候總じて此等之類は宿々之者共見知らざる事にも有べからず候共餘黨之爲に恨を報ぜられ候所と憚り候故に其通りに往差置候事と相見へ候自今以後此等之者之爲に難儀致し候者相聞へ候はば其所前後之宿々急度其沙汰に及ばざるべき事に候間宿々之役人共常々無油斷心を付候而見合次第にからめ出し往來之難儀無之様に可仕留被申付候 以上

とあつて、道中の難儀は意外であつた。又渡川などに一々渡賃を拂はねばならぬ細瑣の煩雜があつた。その賃錢は諸國にて違ひ、村々にて多寡があつた。東海道名所記に「小天龍大天龍舟渡の川あり、武士には船賃なし、商人百姓には錢六文をとる、ことさら物まうでの輩には三疋五疋をかきましてとるなり」とあり、武家は一般に好遇を受

くるに、庶民には支配權を擅にするなどの不平があつた。街道の要所には關所があつて手形の有無を檢して人改めをする。保養湯治のものにも手形なくば旅行が出来なかつた。武家嚴制録に、女手形之案に

女上下十五人之内禪尼誰殿斷に付如壹人髮切壹人小女壹人乗物十挺從江戸上野國草津まで大戸關所無相違可被通候誰殿御母儀並下女之由此候以上

年 月 日 印刷

大戸人改業中

此は草津への手形である。旅行の目的如何に係はらず、手形を携帯するは、決して愉快でなかつた。今日世界漫遊者が他國に寄港し上陸するに、税關の檢査、疾病の檢疫などには可なり不平の聲があるが、夫れも人格を咎むることは少く、多くは物品出入の檢査であるが、それでも決して愉快

第三十圖



（藏所者著）るあで用入が形手もに治湯泉温

ではない。舊幕時代には關所は要害守であるから、人權に立入り、役人の横柄に不満を買ふ場合も少くはなかつた。温泉に遊行するにも關所の苦勞はあつた。

十一

昔の人が現代人の如く旅行を氣樂に考へることの出来なかつたのは、上述の如く旅先の苦勞が必然的に伴ふからである。離別歡迎の行事は自然大業になり、饒別に事々しく宴を張り、親族朋友打ち連れて數里の道を共にして惜別した。その風習は、温泉行遊の一句二句の旅行にも惜別の情を以て見送つた。箱根温泉にさへ、互に詩歌を以て舒情して別れた日記は、今にも多く残つてゐる。温泉行遊の旅立ちも決して簡易に行はれてなかつた。

旅行はその目的も様々であつたが、身仕度は常に軽く便利に装ふのが主であつた。澤元愷が漫遊文艸附録に體驗した旅装の一章を加へてある。

第四十圖



(藏所者筆)形手の行通所關根箱

游具略

余好レ游而乏レ給、唯有ニ濟具僅無ニ恙、亦是以孤劍千里、不レ願ニ與人借、々々則取舍或不同、得意之勝、討尋難レ究、但雨衣之扰ニ我肩、游囊亦不レ可ニ放下、若擇ニ隨跟、宜レ取ニ慎默質朴者、唯奴僕不恰爲レ俗、亦已有レ所レ齎、亦有ニ便宜、今錄ニ可レ佩可レ齎之物、以待ニ山水之縁、亦服佩之物貴ニ簡略、多ニ一物、増ニ一累、春秋絮衣若給、繭紬結城紬爲ニ佳品、不レ宜ニ京織縹紗、新者已侈、故則易レ弊、且惡ニ雨露ニ故、和服ニ、用ニ布若紬、不レ宜レ給、有ニ汗濕、不レ易ニ曝乾、外被用ニ袵縹、春秋皆宜、夏日不ニ必著、外被俗所謂羽析也、夏衣不レ用ニ晒布、宜レ用ニ吉貝若紬、余毎用ニ琉球布、亦佳、但晒布越布、逗レ影而不レ堪、吉貝即木綿縮、琉球布、謂ニ之阿伊左備、

所謂股引、脚半、連縫者不レ便レ涉水、亦不レ兼ニ冬夏、日々唯著ニ脚半、耳、覆膊、用ニ染布、製、所謂茂里耶須、亦不レ妨、

帶莫レ所レ擇、揮亦不レ拘、若用ニ木綿者、全幅七尺、斜裂爲レ二、余常好用、但三尺帶、以ニ木綿、製、長六尺、鞆必用レ無レ底、有レ底者病レ足、草鞋、不レ厭レ搗、不則嚙レ足、一日有レ嚙、爲ニ數日之累、斯ニ物游人所レ宜ニ戒勅也、佩刀欲レ短、若不レ短遭レ險而困、必施ニ外鞘、所謂引股也、方ニ學レ根踏レ巖、恐憂刺也、其柄革條卷緊、不レ用ニ尋常柄袋、本又不ニ利急遽也、佩ニ牛佩、積、殆類ニ青松喝道、然非ニ常在ニ山間、亦復行ニ驛路、不レ易レ省己、是故欲レ短、

夾囊如僧家衣囊之制、衣裡掛頸、囊中收七箸藥物、羅針、卷尺、韻箋、略曆等、余每紀行於手摺、亦收、但要羅、金多則自疑、使人疑我、宜計日計程、有小餘、況貧如余者、雖有從者、錢囊必佩、右著錢囊、與左刀爲衡、利于步行、用鄙俗呼做發耶密致者、烟具用有別子、此物及摺扇布悅火連子、皆宜有副、夏日扇宜輕、輕則易失墜、亦置副、春秋余用鐵骨扇、亦供護身之警、

墨斗之制多品、余試用極多、今所用、如印籠制、挿其柄而垂、

菅笠深者爲善、淺則不掩斜陽、亦不耐烈風、竹杖携捨而不愛者、已捨復思、乃亦路旁而造、

使奴負擔者、宜輕便、重則多累、衣箱二、用商旅所携呼做柳古里者、長尺八、廣尺許、高七八寸、裏以油布、以麻糸綱、緊結、若買馬、用作假鞍、板阪時、栓束以負、其一實絮衣一、袷衣一、夏日不必省、袷衣一、越布衣一、外被、絮者一、袷者一、夏則加羅者一、袴二、其一有緣者、所謂野袴也、相衣、襪、裏以布、襪、亦是一備、用、其一則實雨衣、浴衣、沐具、紅氈、小被蒲團、有木枕、枕中實嗽具及蠟條、即都下所粥懷中蠟是也、箱外置油衣二、其一從者之用、又置無底襪二副、備雨也、

必有小厨以貯搏飯、余用有馬所造竹箱、夏日不饑、極佳、點心盒二、其一實曼魚、提燭蠟筒等、亦皆用麻糸小綱、掛而贅、提燭呼做小田原者爲便、

贅之又贅者、別備一革囊、即呼做革胴蘭是也、收詩文小冊、游記、行程記、烏欄紙、小菊紙、侏儒紙、小研、

小刀、筆囊、印篋、遠眼鏡、打碎具、藥物、藥則備急丸、五齡散、熟艾、附子、紫藤、菴根、熊膽、半夏抹、皆不可闕也、若不隨跟、則負擔已下皆省、藥物亦僅存、若有同行、各自具備、不必相待爲用也、若夫所謂駄賃帳、往來切手等物、須備可備、有關津之地、需路引以往、固不待言已

とある。人々の好みにより大同小異はあるが、旅の装としてまづ是れだけの用意なくては旅立ち得ぬのである。

七くり湯

詩少納言枕草紙に、湯は七くりの湯、有馬の湯、玉造湯云々。有馬湯、天下にあらばる。玉造の湯何處にあるを知らず。七くり湯は伊勢神原に在り、今に至りて湯治の爲に往來するもの多し、奥田蘭汀生の物語なり。津領内のことなり(輪軒小録)

温泉地の衛生的組織

一

温泉地はその土地に來遊する浴客が、恰も家庭に歸つて我が家に落ちついたやうの想あらしむべく、その設備萬端に意を用ゐる可きは、今更謂ふまでもない。我が家の如きくつろぎは、浴客にとつて、精神的慰安となることが多く、保健上からも最善の事柄である。之れに加ふるに、努めて浪費を要せざる工夫を旅舎は考ふべきである。而して温泉地に醫學衛生の注意が行届きをれば、自然浴客は多く集り、安心して滞在するに至るは自然のことである。温泉地の公共事業は、土地の當事者及び直接浴客に接するもののみが、留意すべきではない、その地帯に居住する一般の者が、俱に共に奔走してその土地の改善を遂行せねばならぬのである。温泉地の役場は衛生費には、一部を課税から支出し、他を浴客の人頭に割り付けて徴集するが良し。而してその他、國庫支出或は縣補助を求めて、衛生の新事業改修の費用に之を當つべきである。温泉地は無難なる健康地帯であるべきを理想とし、之を高調して、此の關係事業は努めて勵行し、日進月歩の範を採つて、眞の温泉郷を造らねばならぬ。温泉地が保健衛生事實を實施補足せば、温泉地の價值を高め、温泉の繁榮を齎らし、温泉地をして泰山の安となすのである。泉水潺々として

晝夜盡きない醫力も、土地の衛生機關を缺くことあらんか、恰も美人の妍麗も飾装なくんば顧みられざると同一であり、温泉の効果の大半を失ふものである。

温泉地の健康を保持し安全地帯となすには、二様の機關組織を運用すべきである。即ち一は公共事業として行ふもの、他は個人の立場に應用するものである。

公共事業としては、土地空氣の清淨、建物の様式、土地の靜肅、上水及び下水の布設、飲食店の衛生、火災豫防、泉源の保存、傳染病流行の豫防等に努むるのである。

個人によるものとしては、病院看護婦の配置に留意し、不慮の災難に對する救急處置、急病者の往診、病者の運搬、消毒の實施等である。斯く兩者の施設を待つて、浴者は安心して療養をつくし、行遊も安心して出來、始めて温泉郷は平和な健康な天地たるを得るのである。

二

温泉地の道路は、都會街路よりも保健に密接の關係を有するものである。温泉地の地域は衛生的見地から出發せねばならぬが、他の都會の如くに商業區と住宅(別荘)區とに分ち、土地の情況、周圍の森林、河川、公園、坂路を巧に應用して道路を構ふべきである。市區改正條令を布いて漸次改修するか、或は烏有の厄に罹かつた機會に、大英斷の斧鉞を加へて、之を斷行するに非らずんば決して向上の途につくべきでない。都會は交通の發展に伴ひて、道路の改善はもとより新道路の開通に盡力するもので、東京市が大地震の厄難を機として豫て計畫しつゝある道路方

針を棄て、更に道路網を作つて今日の交通道路を整理したのである。
 火難を免れた山の手と新道路を開いた下町とを較ぶれば、一方にはその便利の多々あるに反し、山の手は依然として錯雑を極め、交通事故もまた割合に山の手に多きなど、總て道路整理の備不備に因る點が多いことを知るべきである。

温泉の道路は、常に交通を唯一の目的として布設すべきものではない、浴者逍遙散歩の便となり、保養の一端を援くる目的を持たねばならぬ。又温泉地の場所柄、交通機關による騒音、塵埃は斷然之を除かねばならない。温泉地の道路は土地の血管で、一方では土地の繁昌交通便利の要素となると共に、その不備なることあらんか、幾多の患害はこれより起るのである。

温泉地の道路は幹道路と分岐道路に區別し、幹道路には商賈割烹店又は通常旅館が軒を聯ねた賑しい一區とする。その幹道路はなるべく數少く、一條か二三條に止めて餘りに設けざる方針が良い。分岐道路は幹道路よりも幅狭く、適當に按配する。そして住宅域には幹道路を通ぜざるものとし、なるべく住宅、保養ホテルは此地域に建て、周圍には樹木を植ゑ土地の美觀を援くと共に、空氣の清淨に注意し、その道路は並木路となし、坂路はその傾斜を利用して雨水の流出を速になして、雨天にも散歩の不便なからしめ、腰掛け、廣場、東屋を適宜に設けることとする。しかし都會地の如く、市街内の小公園はこれを設ける必要がない。

温泉地の本來の意義から、交通機關(乗合自動車、電車)は、なるべく主要幹道路以外に走らざるを原則とす。私

第五十圖



温泉都市鳥瞰圖

(計設者著) 市 都 泉 温

用自動車でも、道路の驅走を禁ぜねばならぬ。世界の療養所として有名な瑞西のダボス町では、市内に大車の乗入れを一切嚴禁して居るので有名である。今日、自動車の發達が交通機關の主體を爲す以上、ダボス町が何時までこの禁制を繼げ行くかは興味ある問題であるが、保養地の主義目的からは當然のことである。

温泉に於て自動車が疾走し、警笛を切りに鳴らす騒しさは、保養に害があるから大に慎まねばならぬ。殊に夜半或は曉方の走行は、格別に留意すべきである、その他ガソリンの悪臭を放つなども大禁物である。

温泉地の幹道路は、なるべく直線にとり、廻り角を弛くつて、見透を十分にすることがよい。

西洋では温泉地の建築にも制限があつて、温泉の繁昌期には一切の工事を許さず、閑散期になつてから、建築を始めるなどの注意がある。温泉地に於ても、交通の整理は都會の制度に準じ、交通巡査の支配の下に行ふべきであるが、道路の幹道路、住宅域内道路と云ふ區別觀念を強くし、運轉手が責任觀念を重んずるのが最も大なる根本問題で、交通巡査の支配のみに托しても、完全に行はるゝとは謂はれない。運轉手が自己の興味から、或は競争の野心から、街路を疾走して見ようとする等のことは、温泉地には絶対に慎むべきもので、管轄警察署が注意して平常運轉手に訓戒し、温泉地の意義を彼等に知らしむる必要がある。この點などが都會と異なつた取締りの一である。温泉地では土地の靜肅を要することから、自動車の疾走による地響は、警察署で之を取締り得るとするも、温泉地居住者はホテル業者たると否との區別なく、等しくこの點に留意して、温泉地の目的に適ふ策を謀るべきである。居住者の協同心は土地繁榮の源で、共存共榮の意義は温泉地に於て特に深いのである。

道路の清淨、無塵たるべきは、何れの都會に於ても緊要の問題として當事者の苦心の的である。しかし、温泉地では一層の緊要の事項である。自動車の往復の繁くなると共に、道路の舗装工事には益々研究を重ね、清淨と無塵に注意せねばならぬ。砂利、礫石を敷けば、驅車の際塵埃が立ち易くなり、往來繁き街道の人家、樹葉が濛々たる黄塵を被つて、灰色を帯びた生氣のない光景は、吾人の日常見る所で、實に寒心に堪へない。かゝる時代遅れの道路に代ふるに、舗装したる道路を以てせねばならぬ、今日では舗装工事は昔日の如き面倒はなく、又その材料にも改良が加はつてゐるから、容易である。テール、アスファルト等の加工は騒音を防ぎ得ないが、清潔と無塵には適ふたものである。割栗石、木煉瓦などは温泉地には適したものでない。道路の改修は、都會よりも温泉地の生命の緊切なる一要項であるだけ、都會よりも先んじて、道路問題に没頭せねばならぬ。

温泉地では、市街道路のみに満足すべきでない、郊外地域に道路を拓きて風致勝れたる土地との往來を便にし、浴者が好んで逍遙する如くに誘導して、保健の効果を助けねばならぬ。郊外道路は地勢に應じて高低を入れ、森林を通じ、山谷に出で、終始眼を喜ばしめて、知らず／＼の裡に、面白く散策せしむる方法を講じ、道路の兩側には或は草花を植ゑ、或は短樹を移し、四時を通じて飽かざる勝景の途とすべきである。嘗て故氏原内務省技師は、合衆國の黄石公園の道路開墾のとき、工夫が別段監督官の指揮を待たず、路傍に草花を移したことが、少からず旅行者を悦ばしめて居る事を語つた。工夫の偶々行つた小事が立派な結果を生んだのである。これなども道路新開の一羅針盤である。

我が國では住宅に面した道路區域を毎朝掃除することは、我が國の美風の一つであるが、今日の如く交通繁く、幅員も廣く、歩道、車道の別が立てられた上は、個人が片手間に道路掃除を爲すことは容易でない、これは寧ろ組織ある掃除機關に任せられた方が成績がよいと思ふ。その機關は一日數回撒水と掃除とを行ひ、夏期冬季によつて撒水度を加減し、夜半には必ず大掃除を行ふべきである。家内でも掃除拭潔の行届いた室は居心地の好いと同様、道路の清淨は住民をして爽快の念を抱かしむるものである。東京市の道路は世人から比較的等閑に附せられて、衛生的觀察を下さない嫌があるから、撒水掃除の事業は發展してゐない。まして温泉地には殆んどそれが顧みる所とならず、何れの温泉地も道路は概して不潔である。

道路は温泉地の血管である。温泉地を繁榮ならしむべき重大なる要素である。しかし道路には一定の生命があるのである。故に之を掃除し、常に之を修繕し、一方には清潔無塵とせねばならない。これによつて道路の本命を保つことが出来る。而して清潔な道路が人間の保健に及ぶ影響は、蓋し大なるものである。

三

工業地帯の空氣が著しく汚染せらるゝことは、既知の事柄である。それだけ、工業は都會衛生に害を及ぶことが多い。温泉地の如く常に保養又は療養を主要とする土地には、空氣の清淨は頗る大切であるから、之を汚穢するが如き原因は努めて排除せねばならぬ。故に温泉地では工業製造の建築は絶対禁止すべきである。煙筒より煤烟を吐くが如き装置は決して許してならない。この點に就いて、我が温泉地には比較的工業製造の發達し居らざるを、吾

人は悦びに堪へないことと思ふ。余は嘗つて別府に遊んだ記事の一節がある。

別府の人口四萬を有しながら煙突の無いのに驚いた、煙突と温泉とは到底相容れないものである。何となれば煙突の多いことは工業の隆盛を意味する、工業が旺なれば煙突より吐き出す煤煙が多くなり、その土地の空氣を著しく不潔ならしめ有害ならしめることになる。温泉地には療養客の聚る爲め、空氣は清淨であらねばならぬ。温泉地には家庭工業を除いての工業を許すことは、原理からも、實際からも、出来ない話である。志賀重昂氏が別府温泉(佐藤巖太郎編纂)に天賦の温泉、その物の利用改善に努力し、之に依りて其土地の繁昌を企畫すると共に、傍ら製造工業を興し、之によりて百年の繁昌を講ぜざるべからずと書いたことは、温泉地に對する素人議論である。志賀氏の謂ふ工業とは、如何なる程度の製造工業を意味するか不明なるも、恐らく大工場、大製造場の意味であらうが、之は温泉地の使命と他の都會の政策とを、全く混同した誤謬である。名士等にも實際温泉地の目的が分つて居らない。日本温泉の發達の遅々たるも、斯の如き誤解に基いた關係が多いからである。

自分が、別府ホテルの屋上に登り、市役所係員と共に、四方を瞰視して僅に一本の煙筒を發見した。それも市營汚物焼却所で、市中より遠い所に在る。この煙筒から煙の出るのは一週二回である、更に尙一本の煙筒は、龜の井ホテルのである。斯の如く、別府に煙筒のないのは奇觀である。否奇觀でない。之れが眞の温泉地正論である。先年豊州電燈株式會社が火力發電所を建て、盛んに煙筒から煙を吐いた時、市民から煙筒弊害の抗議を受けて、遂に速に水力電氣に取り換へた。別府市民が温泉地の使命の一端を自ら知り、斯る運動を起したと聞いて居る。この意

氣込は何時までも續けて貰ひたい。温泉地に工業會社を建てることは大禁物である。企業家が自家利益から打算して、土地柄本來の使命を顧みず、色々と計畫を廻らして、風景を害し、衛生上の危険を醸すことを平然と行ふことは、屢々見聞する所である。温泉市政に關與する人々は大に留意せねばならないのである。

温泉地の空氣を不淨とする第二の源因は、道路の塵埃の多いことである。車馬の驅走の繁き程、且つ道路の構成組織の不良なる程、掃除撤水の不十分なる程、塵立つてくる。そして結核患者の喀痰から浮ぶ細菌は、容易に塵埃に交つて、空氣傳染の媒介となるものである。我が國の道路工事は初歩のもので、一般に道路に關する知識に乏しく、道路衛生觀念に淺いから、道路に費用を惜み勝ちの弊がある。街路の完全は塵埃を少くし空氣を汚さなくなり、都會及び温泉地の健康を保つ一因である。

温泉地では街路のみならず家々の空氣清淨にも注意を拂ふべきもので、洋館などは殊に建築の際、喫煙、又は炊事による室内空氣汚染に注意し、努めて換氣装置を施すことが必要である。ヌスバウム氏は特別の換氣法を案出した。即ち窓外の新らしき空氣を多數の小孔から導引し、室内からは地下室に汚れた空氣を送出する方法である。

四

飲用水は、無色透徹無臭であり、且つその水には、細菌、その他の微生物を一切保有せざるが原則である。飲用水の供給方法は、都市一般の布設法に準據するものであるから、茲に詳論すべき必要はない。温泉地でも、別府の如く大都會をなし、市政を布いた所などでは、嚴正なる上水道法を構へ居るが、中小の温泉地では都會に較べて料

酌して上水を布設すべきである。人體組織の六三％は水分であると謂はれ、大人一日の使用する水量は百五十リットル限度とするから、少くとも一人宛二百リットルを準備せねばならぬ。西洋の温泉地にては上水供給が不十分で、洗浴季節には可なり不足を來し、不平を聞くが、我が温泉地には供給不足の非難はないが、供給設備は完全ならざるものが多い。足一たび温泉地を踏んだ者は、谿谷に沿つて竹幹或は鐵管の導水管が十數條となく連らなり、そのつぎ目より水の漏れ居るを見受けるのが、通常の狀況である。小温泉地で人家の稀れなる場所には、かゝる簡易な導水法でも、何等の危険なく、安全に淨水を獲るものであるが、人家の多く、往來の繁き温泉地では、各々別に水道を導引するよりも、水源で濾過したる上水を供給すべきである。

河水、湖水を直接導引するは決して安全でない。泉水でも豫め水質を検したる後に、引用すべきである。又濾過装置を施しても、決して無菌とは保證し難いから、定期の検査を必ず施行すべきである。

水道の普及とその完全なる導引は、一方には衛生思想の向上の結果であるが、又相當の經費を要するから、自然その實行は決して容易ではないが、町村の當事者は努めてこゝに留意し、機會を獲るや直ちに英斷實行せねばならぬ。而して温泉地では路傍を流れる水で食器を洗ひ野菜を淨め、時には衣服を洗濯するなどのことは日常見受ける所であるが、之れ等は最も危険で、衛生上から見て寒心に堪へない。この流水路は開渠で、街路の塵埃が落ち込んで汚れ易くなり、又割栗石を單に敷き列べたるに過ぎざる如き不完全の水路なる故、他から汚水の浸入混合も容易であるから、傳染病媒介の機會が多い。斯の如き幼稚なる粗糙の工事は絶対に禁止すべきである。

水道の導管を布設するにも、都會の如く直ちに地中に埋没することは許されない。地下の穿鑿は往々温泉の水位に影響するが故に、特種の設計を施し、泉水の湧出に全く無關係であつてはならない。これは下水工事の施行と共に考量すべき温泉地に取つては重大なる研究である。

五

我が温泉地が近時著しく上水道に注意するやうになつたことは、衛生思想發達の賜である。別府の如きは完全なる上水道を布設した。その他の小温泉地でも谿谷から湧出する清き泉水を引いて飲用に供してゐる。上水は日常の食事に直接緊要であるから、自ら留意することになるが、これに反して下水及び汚物の消却には、直接痛切の必要を覺えないから、その跡仕末に對しては兎角無關心で、放任主義に流れ勝ちになる。人間程、甚だ我儘勝手のものはない。だから、下水や汚物は都會でも、その處置には未だ機關を備へてゐない所が多い。まして小温泉地では尙更であるが、温泉地の目的から論じて、衛生のことは特に留意して非難なき土地柄となすべきではないか。温泉地には傳染病患者は少い、流行病の猖獗は無い。衛生統計表にも病者の数は尠い、それだけ温泉地は流行病に冒されにくい安全地帯であると土地の有力者は自慢顔に謂ふ。實際温泉地には比較的傳染病流行の尠いのは事實であるが、しかし絶對にさうだとは謂へない。子供の百日咳などは能く温泉地で感染するのである。統計表に數字がないから、健康地と速断するのは早計である。温泉地繁昌を求むるの策から、眞の傳染病患者數を示さない因習がある。西洋では寧ろ之を赤裸々に示し、その豫防策の完全を期して居る。日本では豫防が不十分であるから隠蔽すること

になる。温泉地の汚物には病原菌を含むことが割合に多い。病者は勿論、健康者でも、保菌者が多いからである。故に衛生學の知識を基礎に置いて、汚物及び下水の消却處分には手ぬかりをしない必要がある。温泉地の土地柄を鑑みて、小温泉地にもそれ々の建設に工夫すべきは當然である。

大温泉地、例へば別府、熱海の如き處では、下水洗滌法を設けて、暗渠を用ひ、遠く人家を離れたる場所に排水するのである。海濱では干潮の關係を十分に考究して、少くとも百米の遠くまで誘導して、放水する必要がある。暗渠の材料は都會使用と同一のもので良いが、悪臭の發散を防ぎ換氣装置を設く、但しその埋没の深さは温泉の湧出高に影響することがあるから、地勢と泉源分布とを參照して掘り割をする必要がある。

小温泉地では自家洗淨便所を作り、淨化した下水を溝渠に流す、その溝渠は單純のものでよいが、漏水のなき様に十分に防水工事を施さねばならぬ。その材料はコンクリート製でその厚さは可なり厚く、三十乃至四十種で外表に十分の防水装置をするのである。春秋二回には、下水掃除を行ひ、渠壁の破損を修理すべきである。コンクリートのみならず、では漏水の恐れがある。下水に木槌を用ゐるのは良くない。

旅館では、客間十室の割に一箇所の便所を設けるがよい、而して水洗式を採用すべきである。水洗式設備費は稍々嵩む嫌はあるが、徒らに不用の裝飾を施す費用は、清楚を主として水洗式の費用を償ひ得るのである。余は嘗て伊東温泉の某旅館に投じたことがある、此の旅館は最近の新築に係り、木の香も高かつたが便所の悪臭の強いのに驚いた。しかも便所には多分の意匠を加へて、煩しい飾をつけてあるから、掃除は却つて不便になつてゐる。しかも換

氣には少しの留意がなかつた。此便所などは日本在來の不備を最も能く現して居つた。便所には衛生的設備を全うすべきではないか。日本在來の糞壺にも、高野式装置を施して蛆などの發生寄生蟲の繁殖を防ぐが良いのである。

勝手口より出づる残飯や野菜の廢物にも、日本人は割合に放心してゐる。都會では漸く衛生思想の發達と、周圍に放廢し得ざる事情に迫られ、塵箱に容るゝ強制的方法によつて、僅に廢物の散亂を防ぎ得るに、小都會の人家の圍りに空地があり、廣場のある街路では、道路取締りが寛かなり勝ちとなり、それを街路にまき散し、或は橋上より谿谷に投げて、人も我も之を日常のこととして顧みないのは、大に戒めて取締らねばならぬ。

小温泉地でも、廢物は一定の期日に運搬車に積み、他に運んで之を燒棄するが最上策である。塵埃運搬車は有蓋として必ず密閉し、汚水の漏出せざるやうに注意すべきであるのに、之を嚴守勵行せる車が殆んど無い。燒棄に當りても、臭氣なく有害瓦斯の發せざるやう、十分に警戒すべきである。廢物を以て土地を埋めることは、必ずしも禁すべきでない。唯人家を離れた土地を擇むべきである。

六

温泉地は心身の安息地帯である。日常の煩雜な生活から遁れ、周圍の桎梏から免れて、日永くして少年の如き清閑に浸る唯一の場所であるから、たとひそこには半日の行樂であるとも、都會とは自ら異つた氣分が在らねばならぬ。温泉地には多分の閑靜が必要である。

温泉地でも町家の騒がしき風情、興奮せられ易い立看板、音律亂調の鳴物、氣息を塞ぐが如き刺戟、精神を興奮

せしむる調子は、出来るだけ其土地から遠ざけるべきものである。又交通機關でも、夜遅く響かす騒音の如きは、十分に防止せねばならぬ。獨逸の温泉地或は保養地では、獨逸危險防止協會からの注意書を出して騒音制裁を施行して居る。それによると、温泉地の交通には、相當の制限があつて、浴客の靜養平和を亂すが如き鳴物は一切禁止である。警察署の權力を借りて、警笛の亂鳴を止めてゐる。殊に深夜の笛聲は、絶対に許されてゐない。車の速度にも制限が設けられてある。その他、船舶入港の相圖、停車場の汽車發着の汽笛も、温泉や海濱保養場では鳴さないのである。交通道路は一定の街路にのみ電車自動車の通行が聽許されてある。更に道路には騒音防止装置を施すべきものとしてある。

温泉地の街路で大聲を發したり、放歌亂舞などをすれば罰せらるゝは勿論、家の内でも唱歌、彈琴、ダンスは時刻を限りて許されてゐる。チンドン屋、賣物屋の鳴物も、或る時間だけ聽くのみである。

プロイセン州では、温泉地の家屋の普訪は、温泉地の繁昌期を過ぎて閑散になつた季節だけに許可してある。犬の如きにも注意が行届き、夜間の遠吠は浴客の眠を醒まし、不安の念を抱かしめ、折角の保養の目的に副はないから、成るべく繫留しておく様な取締法がある。その他、家々の掃除も或る時間内に行ふべきものとしてある。

旅宿などは隣室からの話が漏れないやう、壁を厚くする必要がある。我が旅館の襖一重で室を隔ち、上には欄間が共通の飾物となるやうな建築は、將來は必ず改めねばならない。大旅館では一階二階と、その目的を異にした使用に當てる所もある。例へば二階は保養滞在客、一階は一夜泊り客専用としてある。又坐敷を客の種類に應じた區

別にすることも面白い、例へば階段からの右は滞在客、左には遊客と定めるも一法である。階段には緞通を敷きて、足音の立たぬやう注意し、室の入口も、なるべく木戸となし、廊下からの光の射し入らぬやう周到に注意を加へ、各室には洗面所を設けるのである。西洋建築では、廊下の床張の下に細砂を敷いて靴音の響かざる注意を加へて居る所もある。我が旅館で、朝早く雨戸を開くことは家の體裁からやる習慣であるが、投宿者にとつては安眠を妨げる一種の苦痛となる。十分なる安眠を食ふは、折角の休養として主要な事である。

我が國の旅館は、決して静肅でない。殊に温泉地の旅館は二業を兼ねる一般の慣ひから、旅館は料理店にもなり、藝妓の出入が許されてゐる以上、旅館で放吟高聲歌謡亂舞しても、之を制止することは出来ない。ベルツ氏は明治初年に日本に來りて永く留り、よく我が事情に通じた醫人である。彼が日本温泉論に、

此ノ如キ妨害ヲ爲スノ遊戯百般ナリト雖モ、其最モ甚シキハ藝妓、娼婦等ヲ招キ喧鬧ナラシムルニアリ。歌舞ハ精神ヲ活潑ニスルノ效力アルヲ以テ、温泉場ニ於テ兩ナガラ之ヲ禁ズルハ不當ナリトス、之ヲ禁ゼザルノミナラズ、反テ之ヲ獎勵スベシ、但シ其要スル所ノモノハ警察署ノ監視ヲ受ケシムルニ在リ、然レドモ今日習慣ノ徹夜喧鬧止ムナキガ如キハ、患者ハ論ヲ待タズ壯者ト雖モ皆之ガ爲メニ安眠スル事能ハザルナリ。而シテ人ノ之ヲ訴フル者ナキハ何ゾヤ。畢竟人々ノ世間公道ノ事理ヲ知ラザルニ因ル。是ヲ以テ今後必ズ此ノ如キ風習ヲ改メ、更ニ患者ノ利益ヲ謀リ、右等發育ノ遊戯ハ午前ニ始ムルヲ許サズ、又夜間ハ必ズ十時ヲ限リトスベシ。藝妓モ日々十時間其業ニ從事スルトキハ糊口ノ資ヲ得ルニ足ルベシ。若シ此等ノ規則ヲ犯ス者ハ警察署ヨリ之

ヲ放逐セザルヲ得ズ。又深夜ニ入テ尙ホ歌舞セザル可ラザル事アリトセバ、遠隔ノ地ニ更ニ酒店ヲ設クル事ヲ許可スルモ可ナリ。但シ大聲ヲ發シテ旅客ノ睡眠ヲ妨ゲシムベカラズ。

と述べてゐる。既に他所に述べた如く、我が温泉地には徳川幕府時代の中頃より醸成せられた遊戯氣分が多分にあつて、之れに浸たらねば、温泉行遊の意を満たさぬ世情となつてゐるから、温泉地にも藝妓置屋が相當に繁昌するのも當然であるが、温泉地本来の目的からは、相當の制裁があつて然るべきである。ベルツ氏の觀察は他山の石として傾聴すべき名論である。而してベルツ氏の主張の如く、一區に隔離して許すが如きは妙案である。現今の温泉旅館が争うて館内に演舞室を設けて、投宿者の意を迎ふるに汲々たるも、決して不當と謂はぬが、十分の監督の下に亂行に及ばざらしめぬが緊要である。花巻温泉が特に演舞場の別館を構へて、他の旅館との間に相連絡して、茲にのみ歌舞高唱の技を演ぜしむるは、最も賢明な方法である。花巻温泉が一大資本で經營せられ、統轄が容易なるに基づく所以のものであるか、温泉地の經營、將來の方法として學ぶべきものである。

温泉地では靜肅を本旨とする以上、寺院の朝夕打ち鳴す鐘音すら制裁する場所がある。或る獨逸人の温泉紀行に、積日の業務からの身神の疲勞を醫し、更生の健康を求むべく、或る保養所に投じた、晩、間もなく就寢したが、恰も犬の吠ゆる如き聲を二回も聞いた。而して平素の中では氣にも留めなかつた寺鐘も耳に澄み渡つた、階段を上り下りする客の靴音も屢々夢を破られ勝ちであつた。曉を告ぐる時鐘に附近の寺の鐘が打ち響いたのに驚いて、床を離れ衣服を着換へた。しかし八時か九時に起きる宿屋の慣ひであるから、珈琲も吞めず面喰ひの態で、終日重苦し

く暮した。すると、隣室から、余の餘りの早起は安眠の妨げになつたとの苦情を主人から聴いたが、却つて隣室では夜更けて尙私言して余の就眠が出来なかつた事を反駁した。けれども主人は夜を更かして談話するも、何人も異議を告げる客は今までなかつたと不足がましき言を弄したから、この保養地を去つたといふ物語を、デイトリッヒ氏は教科書に抄記して旅舎の不注意を叱し、夜は静肅にして喧鬧ならざるを、保養の主目とすることを告げて、夜間の静肅は殊更大事なるを訓へて居る。

我が温泉地では、夜の亂舞は日常の茶事とし、温泉地で噪しく狂ひ遊ぶこそ眞の保養であるとし、人も咎めず我れ自らも戒めざる弊は、西洋よりも甚しい。泰西諸國でも、あながち、嚴肅一方ではない、可なり放逸に流れるが、我が國程ではない。これは家屋の構造からと、國民性から、日本に比すれば餘程靜である。温泉地の目的からは、今日のこの弊風を一掃して行かねばならぬ、我が温泉地は國際的療養地となるべきものであるから、俱に世界共通の善良なる風潮に棹して、その方面に進まねばならぬ。

獨逸の温泉及び保養に關しては、千九百十六年九月五日ロストック大學の講堂に於て、會議可決した保養地心得がある。

- 一 各保養地及び温泉地で病弱者及び保養者を迎へる所では、夜間の静寧に關しては警察指定時間を守るべきである。
- 一 割烹店は夜十二時には閉ぢ、音樂その他喧鬧の遊戯は十一時限りとする。

一 大温泉地或は遊覽温泉地では相當の理由があれば夜の時間を延し得ることもある。

一 夜の珈琲店、酒店(女の出入する)は治療本位の温泉地、小温泉地、保養地には許可しない、若し已むを得ざるものには夜の時間を嚴守せしむ。

一 夜の時間を一たび實行した以上は、必ず行政的に嚴守實行する。
斯の如き規約が行はれてゐる。我が温泉地にも静肅に關する取締法を施行して、眞の温泉地の目的を遂げさしたものである。

七

食料は吾人の平素講究すべき問題で、都鄙それ々に對策せねばならぬ重要性を持つてゐる。

温泉地では、食料品の精選、新鮮と廉價を考ふべきである。而して衛生的見地を離るゝことは出来ない。温泉地の大小級によりその對策には數等あるが、衛生、新鮮、廉價の三點は何れの温泉にもその基礎をなしてゐるべきである。近時、公設市場の隨所に設立せらるゝに至り、食料品の購買も容易になり、新らしき品を入手し得るやうになつたが、衛生方面からは未だ到れりとは謂へない。

西洋では肉と牛乳とが常食の重用品であるから、少し大きな温泉場では屠殺場と搾乳場とがあつて、十分なる檢閲を施してゐる。市場に他から送り込む乳車は檢閱済であらねば許されない。しかし、西洋でも警察署の食料品及び飲食に關する衛生的取締りは、割合に怠り勝ちなことは、日本と同様である。我が國では、警官の衛生知識を涵

養する爲めに、内務省支配の下に、大日本衛生會で、毎年各府縣から選抜した警官に衛生學の大意を教へ、實地指導の技も受けさせて歸廳せしめるが、未だ温泉地に於ける衛生を更新せしむるまでにはその効果を擧げてゐない。されば、温泉地では警察の力を待つよりは、自治の衛生審議會を設けて、醫師、警官、役場吏員、公人を集めて、その取締に當らしめて衛生の成績を擧げるが良い。又一方には浴客も放逸に流れずして、衛生注意事項は之を服膺し、前者と相待ちて成績を擧ぐべきである。

温泉には傳染病の流行はないと限らない。それは食料品によつて媒介せらるゝことが、最も多いのは既知の事柄である。日本では、生魚が運搬先から病原菌を伴つて來る。西洋では牛乳を介して感染す。チブスの如きは飲料水から發生するから、常に食料品、飲食店の衛生取締は、絶えず勵行せねばならぬ。新聞紙上に東京市の第一流百貨店の食堂が不衛生で警視廳から叱責せられた記事があつた。一般に飲食店で食器の穢れ、料理人の罹疾、食料品の腐敗は案外多いのである。調理人の呼吸器病、性病は大に警戒すべきものである。温泉場では斯る人員の爲めに特に體格検査も公費を以て行ひ、無病健全のものを採用する方策を施すべきである。都鄙到る處に競ひ設けられる珈琲店、簡易食堂の衛生的検査は、極めて必要で、少くも各週之を勵行すべきである。獨逸危險豫防協會は温泉地及び療養所の飲食取締に就き左の方針を建ててゐる。

食品には

一 調理にはその材料の不良ならざるものを使用す

二 調理は極めて清淨にする

三 献立の取換を美くする

四 飲酒を強ふることなく、泉水その他の飲用水を用ふ

五 療養地の賄ひは注文に應じて勘定す

調理

一 食器は絶えず清潔に保ちて疎かにせず(一%曹達液にて使用後洗ふものとす)

二 食卓布は常に洗濯し、口布は一々取換ふるものとす、紙口布は最も恰適とす

三 厨人、給仕人は努めて身の廻りを清淨に保つものとす

以上の規約は、必ずしも温泉場のみに限つた清潔法ではないが、特に温泉地にはその取締を一層嚴にすべきは謂ふまでもない。

西洋の温泉地療養地では、酒精を含む酒、麥酒、葡萄酒其の他の諸品を賣らない食堂がある。これも温泉地に來る客には、病人、又は保養客があつて、醫療を要するのであるから、周囲の環境より、飲酒するの機會をなるべく防がんとする目的から、酒精含有の飲料を一切賣らないことにしてゐるのである。日本には斯様な食堂は一つもない、寧ろ飲酒を強ふるの弊がある。温泉地は必ず之を禁ぜねばならぬ。

八

温泉地は或る意味では病院であるから、醫師、看護人が駐在して、病人を見守りその世話をせねばならぬ。別府、熱海の如き大温泉地には相當の知名醫師が居住し、病院もあるから安心して療養が出来るが、小温泉地では醫師の永住者が無いのみか、隣村にも醫師が居ない。随つて急の場合など到底役に立たない。余は嘗てある主婦から、一夏子供の爲めに適當なる高山温泉に暮らしたいといふことで、その温泉地を擇ぶべき相談を受けて、某温泉地を推薦した。母親は直ちに其地に醫師ありや否を尋ねたが、その温泉地には四里の峠があつて、沿道に温泉村が在りながら醫師は僅に一名あるのみで、夏期などは到底往診が出来ない等の話をした、母親は言下に温泉行を中止し、寧ろ東京に滞在して、安心して子供の治療をするが良策だと語られた。温泉地には醫師の滞在を必要とするので、少くとも夏季だけなりとも、相當の招聘費を出して醫師を招致する義務がある。又大温泉地では一般病院は勿論、傳染病隔離舎を設け、不時の患者收容に當て、豫防法を講ぜねばならぬ。その他共同消毒所を設け、夜具衣服の消毒はもとより、器具の消毒にも無料か或は低費を以て應ずべきである。その方法も簡單で容易に出来るものを採用すべきである。結核患者の往來する場所では、街路上に痰壺を置き、停車場、集會所には張札をして、濫りに路上に咯痰せざるやう訓告を發し置くべきである。

火急の救療器具を巡查駐在所、浴場、郵便局、役場、小學校、遊園地等に備へ、海岸又は河川の沿岸には救命囊を準備し、何人にも無斷で使用することを許すが好い。その他、看護人、看護婦を町村費を以て數名雇ひ、隨時派遣するやうにしたい。余は嘗て某温泉地に一名の老練なる看護婦を一年間滞在せしめて、浴客の應急手當、子供

の糞尿の世話などをさせたことがあるが、非常に歓迎せられ、浴客が安心した經驗を持つてゐる。經費の都合で看護婦を引き上げた折などは、浴者から非常に殘念がられた程、看護婦の存在は有效である。一年を通じた經費は小額であるから、温泉地の公費を以て迎へることは決して大した負擔でない。加之、浴者を満足せしめ、その滞在日數を長からしむることは、之を償つて餘りありと謂ふべきである。

温泉地に小さくとも衛生試験所を設け、浴者の需に應じて咯痰、血液尿糞便、血壓などの化學的、物理的及び顯微鏡的検査に従事せしめ、又健康相談の相手とならしめたなら、これまた浴客の満足を買ふ事は明かである。

温泉 獄

温泉獄の温泉は山の上であり、その泉の沸々滾々として湧出づる熱湯の勢ひ、なか／＼近づくと、人の言ふに罪人をこの熱湯の中に投込むときは、しばしが間に磨爛し、但毛髪の水の上に浮み出づるときほどの猛烈なれども、その淺き渚には小魚の游泳あるものありといへり、一奇事ならずやその路の邊りに此彼地の墳墓のあり、これを掘りて見ればみな硫黄の塊りなり、瑣瑣曾て聞く伊豆の熱海の温泉は日毎に時刻ありて、海中より沸騰して湧出づるなり、その湧たつ時は夏日雷鳴ありとも、これが爲に鳴りを止む湯氣の起のぼるなりは、晴天俄に曇ると云ふ、斯る類ひなき熱湯なれども、その濺ぐところに住める蟲あり、狀蚯蚓の如しといへり、實に意外の奇といふべく、神異經に、南荒之、外有火山、晝夜火然、其中有鼠といふことあり、熱湯の魚、火中の鼠、同日の談なり（提醜紀談五）

温泉の取締

一

温泉の湧出から見れば、温泉は礦物である。その効果から論ずれば藥物である。礦物の側からは、鑛山法に據つて之を取締らねばならぬ。藥物なる以上、藥治醫用の指揮を受けねばならぬ、しかも、大衆の聚る場所柄からは衛生法規を布かなくてはならない。温泉の取締法規は簡單なるが如くにして、實は複雑なるものである。また法治的にいへば、一方に於ては商工省の管轄であり、他方に於ては厚生省及び内務省の支配の下に立たねばならぬ。かく二元的の要素を持つただけ、それだけに法規も特別な色彩あるものとなるのは已むを得ないであらう。吾人は温泉源の保護の途を講じ衛生諸般の萬全を規則によりて維持確保せんことを望んで止まない。

西洋諸國に於て、温泉取締法規を實施してゐる國々は、佛蘭西、伊太利、奧太利、匈牙利、チエツコスロヅカ、イ、波蘭土、露西亞、ルメーニアの諸國である。此等各國は温泉地及び療養地を一括して保養地と廣義に解釋し、保養地取締法を以てこれに當つてゐる。獨逸に於ては、未だ全國共通の法規が實施されてゐないが、プロイセン州には夙に温泉法規が公布せられてゐる爲めに、他州は暫定的に之を參酌引用してゐる。但し衛生に關する法規は

全國的に統一されてゐるため、勢ひ二重の面倒が起るので、之れが完行の途を立てんとして焦眉の急に迫られてゐる。我が國に於ては温泉に關する法規は未だ一つもなく、纔かに温泉穿鑿に關する府縣取締規則の通達があるのみである。そしてその通達の細目は府縣によつて異なつてゐるが、元來國家の法律で無い加減もあり、効果はさまで強くなく、頗る實施能力の乏しい遺憾がある。

西洋各國の温泉取締法規は、その國情によつて異なつてゐるが、茲に温泉地に就いて見通し難い點がある。今日の如く國際關係が互に密接となり、又交通機關が發達したことから、各國の温泉地は何處よりも出入が繁く、各邦の人々の聚散が劇しいから、自然各國とも温泉地には共存の主義によつて、便宜を計つて行かねばならぬ主張が、各國の關係者の間に強調せられ、その運動は漸次擡頭して來た。即ち疾病は人間共通の災厄であり、人間健康の敵である。その敵を斃すべく各邦は同一歩調を以て進まねばならぬ、その驅除に關する方法は國際性質を帯びねばならぬ。而して、温泉地は世界各國からの滞在客が多いから、假令場所は小天地であり、別段外交的關係が行はれないと云ふものゝ、國際的色彩が濃厚である。マリエンバードのホツシシュ博士は、嘗て論じて、温泉地は治外法權の地域と定むべきである。同地に滞在せる外國人はたとひ敵國の人なりとも、平和に温泉に相親しみつゝ療養せしむるため、須く之を中立帶に置くべしと主張したが、之れは固より理想論で、直ちに之を各國の温泉地に實施することは事情上許されないが、ともかく温泉地の國際的地位は、益々考慮せられなければならない。

我が國では、温泉の設備、その取締り、民俗、趣好が西洋と事情を異にするから、西洋諸國の如き氣運は容易に現

はるべくもない。又吾人は斯の如き運動を鵜呑みに行ふべしとは考へてゐないが、外國人の好んで來投する長崎縣の雲仙温泉郷の如き、又は輕井澤の如き地方を觀て、多大の改善を行はねばならないことを痛感してゐる。こゝに一言して置くことは、特に外國人が多く集るから、改良すべきものであるとは謂はないことである。そこに聚まる人々が集團的に楽しみ、倦むことを知らず、十分に一日を閑かに暮すの途を開くべきは、必ずしも外國人のみに限らないのである。それに就いては、我が國に温泉法規の發布を實現せねばならぬのである。温泉法規は泉水保護のみならず、土地の景勝開發及び保護、衛生風紀の取締り、交通路の規定、その他家屋、公園、道路、娛樂機關にまで汎く涉つたものであらねばならぬ。この法規によつて温泉地を完全なる安全地帯に築き上げて置くべきである。

二

温泉の泉水は滾々として晝夜を舍かず、汲みても汲み盡せないやうであるが、姑らく歴史を靜觀すると、例へば有馬の如きは、文献に徴して温泉の榮枯が明かに知られるのである。有馬温泉は神代から湧いて居つたが、聖武天皇の御宇に枯れて、行基菩薩が大いにこれを興した、又堀河天皇の承徳元年には山津浪の爲め廢滅に歸したのを、その後九十五年を経て、熊野權現の僧仁西上人がこれを掘り起して、再び湯舎を建てた。それから、天正十三年にも地震により有馬の湯が熱さを失つたので、豊臣秀吉が地を穿つて水脈を導引した。かく天變地異によつて、温泉にも變動のあることが窺はれるのである。大正十二年九月に於ける關東地震は、伊豆地方の温泉に幾多の影響を齎らした、それは今尙耳新しい事實である。熱海の大湯は地震後一時湧いて舊觀を復した、伊東温泉は水位が低下した。

温泉が附近の亂鑿から、その湧出量の著しく減少する實例は隨所にある。別府の温泉郷は自ら泉都と誇る程、湧出豊富の土地であるが、到る處に温泉を亂鑿した結果、水位が下り湧出力が減退した。同地の陸軍療養所の記録が明に此間の消息を物語つてゐるのである。伊豆熱海の大湯は、自然間歇泉として世界に有名であり、學術的にも大切なものであつたが、周圍から亂鑿した結果枯渇に歸した。温泉地の發展に伴ふ亂鑿の弊は、自らそれを死滅せしむるの途を造るものである。

その他、鑛山の採鑿から、全村の温泉が全く涸れ、或は著しく減水するの例は決して尠なくない。磐城湯本町は古來湯の街として知られ、同地の温泉神社は延喜式の神名帳にも入つて程古いのであるが、入山炭鑛、磐城炭鑛兩會社の規模宏大の石炭採鑛の結果、全村の温泉は悉く枯れて、湯本町の温泉生命は全くその存在を失ふに至つた、町民に取つて甚だ氣の毒のことである。伊豆土肥温泉も、土肥金山の發展から、逐年泉水が減じ、殊に古くから知られた間夫の浴場は、大正十一年以來一滴の水をも見ざるに至り、僅かにその殘骸を示して、旅人をして轉た寂寥を感じしめるのである。

以上の如く、温泉は自然的にも人爲的にも影響を蒙ることは相當に大であるから、温泉の泉源には不斷の注意を拂つて、枯渇なきやう努めねばならぬ。温泉の泉水に就いての問題は日本にも西洋にも在る。中には温泉に關する競争を以て生活せんとする悪ブローカーもあれば、又殊に隣地の泉井に近く穿鑿して湧出量を減らし、吾が新鑿泉

をより高く賣らんとする腹黒の事から面倒が起つたこともある。更に或る地方では、自村より他村の温泉が名高くなつた爲めに、窃に水路を見つけて之を涸死せしめた事件もあつた。尤も西洋各國では法令を設けて泉源を保護し問題を未發に防ぐ事になつてゐるが、それでも時に裁判所に於て黑白を争ふことがある。我が國にありては未だ西洋程惡辣なる問題は少く、多くは湧出量の問題、温泉権利の貸借關係などに過ぎないのである。

三

温泉の法律問題は、單に法理上から、之を取扱ふのみで可なることもあるが、多くは地質學者、温泉醫學者等を集めて、實際の調査から解決を下すべきであらう。我が國に於ける府縣令による取締は相當に役立つものではあるが、多くは警察官吏の見解に準ずることが多く、所謂角を矯めて牛を殺すが如き弊も無いではない。又縣令なるが故に、知事の意見によりて左右せられ易くなる傾もある。これはやはり一に國家の法律によつて之を取締るべきである。鑛山法が早く實施せられて効果を收めつゝあるのに、その姉妹とも云ふべき温泉法の制定を見ないのは遺憾である。一日も早く温泉法が施行せられて、法治國の面目を明かにするやうにならねばならぬ。

我が國では勝景の地域を獨占して別荘を建て、大厦を作つて眺囑の快を擅にし、或は自個の商賣を有利にせんと圖るものが多い。温泉地に於ける此獨占の横暴は、温泉の本來から見ても決して許すべきものでない。宜しく幾萬の國民をして、温泉に浴せしめ、好風景の下に環境の良影響を満喫せしめ、以て保健増進を遂行せしめねばならぬ。従つて温泉地に於ける勝景の地は悉くこれを公有地に納め個人の獨擅を禁ぜねばならぬ。又環境を亂すが如き不釣

合の建築は、これを中止せしめねばならぬ。温泉の道路も、一般都市の道路とはその趣を異にし、交通整理にも特別の取締を設け、殊に温泉地の衛生には大小となく最善の注意を拂ひて、相當の制裁をも設け置くべきを要する。従つて温泉法令には、温泉泉源の保護のみならず、衛生居住にも及ぶ廣汎の範圍に亘つて、適當の條例を設くべきものである。

畏友判事武田軍治法學士は、多年我が温泉に關する法理論研鑽に没頭せられ、嘗て法學協會雜誌第五十卷に於て地下水利用權論の研究業績を發表せられ、造詣深い學識の一端を示されてゐる。苟くも温泉に關心を持つもの、必ず一讀すべき論文である、この論文は勿論、法律家の専門研究によるものであるから、その知識に乏しいものは、或は十分に了得し難き點あらんも、温泉に關する名論文として大いに推薦すべきものである。同君は温泉取締法の私案一篇をそれに附録してゐられるから、茲に轉載して我々の参考に供して置く。現今の如く府縣令の不備なるも、同君のそれはたとひ私案たりとも、蓋し空谷の登音たるものである。

鑛泉法

第一條 本法ニ於テ鑛泉ト稱スルハ自然ニ若ハ人工的方法ニ依リ土地ヨリ湧出シタル温泉蒸氣及鑛物質ヲ含有スル冷水ヲ謂フ

前項ニ定ムル温泉及蒸氣溫度並ニ冷水ノ鑛物質含有量ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二條 鑛泉ヲ得ヘキ目的ヲ以テ新ニ土地ヲ掘鑿セントスル者ハ法令ノ規定若ハ特別ノ慣習アル場合ノ外地方

長官ノ許可ヲ受クヘシ既存ノ鑛泉湧出孔ヲ増掘浚深セントスル者該湧出助勢ノ爲メ動力ヲ設置セントスル者亦同シ

第三條 自然ニ湧出シ若ハ土地掘鑿ニ因リテ湧出セシメタル鑛泉ハ地方長官ノ許可ヲ受クルニ非サレハ之ヲ使用スルコトヲ得ス

第四條 鑛泉湧出土地他人ノ所有ニ屬スルトキハ同地ノ地上權賃借權其他土地所有權者トノ契約ニ基ク權利ヲ有スル者ニ非ザレバ前二條ノ許可ヲ受クルコトヲ得ス

第五條 地方長官ハ既設鑛泉ノ湧出量温泉若ハ泉質ニ影響ヲ及ボスノ虞アリ又ハ公益上若ハ衛生上必要アリト認ムルトキハ第二條及第三條所定ノ許可ヲ與ヘサルコトヲ得

第六條 第二條及第三條所定ノ許可ヲ受ケタル者ハ當該工事ノ爲メ必要アルトキハ他人ノ土地ヲ使用スルコトヲ得前項ノ場合ニ於テハ土地所有權者其他其土地ニ付キ權利ヲ有スル者ヨリ許可ヲ受ケタル者ニ對シテ補償金ノ支拂ヲ請求スルヲ妨ケス

第七條 適法ニ掘鑿セラレタル泉孔内ニ湧出シタル鑛泉ハ掘鑿權利者ノ所有ニ屬ス但特別ノ契約若ハ慣習アルトキハ此限ニ在ラス

前項ノ場合ニ於テ土地所有者其他ニ付キ權利ヲ有スル者ヨリ鑛泉取得者ニ對シテ補償金支拂ノ請求ヲ妨ケス
第八條 内務大臣及商工大臣ハ申請ニ因リ又ハ職權ヲ以テ鑛泉ノ保存若ハ利用ノ爲メ必要アリト認ムルトキハ

其共同決定ニ依リ鑛泉保護地域ヲ設置スルコトヲ得

鑛泉保護地域ニ於テハ前項兩大臣ノ許可アル場合ノ外鑛業法其他ノ法令ニ基ク行爲ト雖モ鑛泉ノ保存及利用ニ影響ヲ及ボス處アル場合ニ於テハ其工事ヲ爲スコトヲ得ス

前項ノ工事種類ハ勅令ヲ以テ別ニ之ヲ定ム

第九條 内務大臣ハ鑛泉ノ保存又ハ利用ノ爲メ必要ト認ムルトキハ鑛泉ノ湧出量ヲ制限シ分湯ヲ命シ鑛泉湧出ノ土地及鑛泉使用ニ必要ナル物件ヲ收用シ其他適當ノ處分ヲ爲シ又ハ地方地官ニ命シテ之ヲ爲シサシムルコトヲ得前項ノ處分アリタルトキハ土地所有權者其他之ニ因リテ損失ヲ被リタル者ヨリ分湯ヲ受ケタル者其他之ニ因リテ利益ヲ受クヘキ者ニ對スル補償金支拂ノ請求ヲ妨ケス

第十條 第六條第七條第九條所定ノ補償義務者ニ於テ補償金ノ拂渡若ハ供託ヲ爲ササルトキハ土地所有者其他ノ補償請求權利者ハ土地若ハ鑛泉ノ使用ヲ拒ミ又ハ地方長官ニ對シ拂渡若ハ供託ノ爲サル迄第九條第一項ニ依ル處分ノ執行猶豫ヲ求ムルコトヲ得

第十一條 第二條及第三條ニ依ル許可ヲ受ケタル者左記各號ノ一ニ該當スルトキハ地方長官ハ其許可ヲ取消シ又ハ之ヲ制限スルコトヲ得許可アリタル者ノ權利ヲ承繼シタル者ニ付キ亦同シ

一 許可アリタル日ヨリ一年以内ニ當該工事ニ着手セス若ハ着手スルモ六月以上其工事ヲ休止シタルトキ但不可抗力ニ因リ其他正當ノ事由アリテ地方長官ノ許可ヲ得タル場合ハ此限ニ在ラス

二 許可ノ條件違背シテ當該工事ヲ爲シタルトキ

三 使用許可ヲ受ケタル鑛泉ヲ其許可アリタル日ヨリ二年以内ニ使用ニ着手セサルトキ又ハ使用ニ着手シタル後引續キ一年以内使用セサルトキ但特別事由アリテ地方長官ノ許可ヲ受ケタルモノハ此限ニ在ラス

四 既設温泉ノ湧出量、溫度、泉質ニ影響ヲ及ホス處アリ又ハ衛生上若ハ公益上必要アリト認ムルトキ

第十二條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ所轄地方長官ニ於テ原狀回復ヲ命スルコトヲ得

一 許可ナクシテ鑛泉ノ試掘増掘、若ハ浚渫ヲ爲シタルトキ

二 許可ヲ得テ試掘シタル場所ニシテ鑛泉湧出セサルトキ

三 許可ノ取消又ハ制限アリタルトキ

第十三條 鑛泉ニ關スル行政廳ノ處分ニ不服アル者ハ其處分通告書ヲ受ケタル日ヨリ三十日ヲ經過シタルトキ

訴願又ハ行政訴訟ヲ提起スルコトヲ得ス

第十四條 許可ナクシテ鑛泉ヲ掘鑿シ又ハ鑛泉孔ヲ増掘シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第八條第二項ニ違背シテ工事ヲ爲シタル者亦同シ

許可ナクシテ鑛泉孔ヲ浚渫シ又ハ鑛泉孔ニ動力機ヲ裝置シテ其湧出ヲ助勢シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

第十五條 前條ノ場合ニ於テハ地方長官ハ其泉孔ノ閉塞、埋沒其他原狀回復ニ必要ナル處分ヲ爲シ又ハ之ヲ命

ズルコトヲ得

第十六條 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ノ規定ニ違背シタル者ニハ刑法合罪ノ例ヲ用ヒス

第十七條 未成年者又ハ禁治産者ニ對シ本法又ハ本法施行ニ關スル命令ノ規定ニ依リ適用スヘキ罰則ハ其法定

代理人ニ之ヲ適用ス

鑛泉ノ掘鑿又ハ鑛泉孔ノ増掘浚渫若ハ鑛泉使用ノ許可ヲ受ケタル者ハ其代理人、戸主、家族、同居人、雇人

其他ノ従業者ニシテ其業務ニ關シ本法ニ違背シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ本法ノ處罰ヲ免

ルルコトヲ得ス

本法ニ基キテ發スル命令中別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外其命令ニ規定セル罰則ニ付テモ亦同シ

第十八條 本法ノ施行ニ關スル細則ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十九條 本法ハ昭和 年 月 日ヨリ施行ス

第二十條 本法施行ノ際現ニ鑛泉試鑿又ハ使用ノ許可ヲ受ケ居ル者及地方慣習ニ依リ試掘又ハ使用ノ權利ヲ有スル者ハ本法ニ依リ許可ヲ受ケタル者ト看做ス、但本法施行後一年以内ニ之ヲ所轄地方長官ニ届出テサルモノハ其效力ヲ失フ

鑛泉法施行規則

第一條 警察署長鑛泉法第二條及第三條ニ依ル願書ヲ受理シタルトキハ當該土地ニ關シ地質學上及掘鑿技術上

相當ノ學識及經驗アル者ノ既存温泉ニ及ホス影響ノ有無ニ關スル鑑定書ヲ提出セシメ且關係市町村長ノ意見ヲ徵シテ副申スヘシ、但シ鑛泉法第五條ニ該當セサルコト明白ナルトキハ此限ニ在ラス

第二條 鑛泉湧出シタルトキハ其土地所有者、賃借人其他ノ占有者ニ於テ湧出ヲ知リタル日ヨリ三十日以内ニ其旨所轄警察署長ニ届出スヘシ

前項又ハ鑛泉法第二十條ニ依ル届出アリタルトキハ警察署長ハ實地ニ就キ届出事項ノ有無ヲ調査シ其結果ヲ詳具シテ地方長官ニ申達スヘシ

第三條 鑛泉保護地域ヲ設置シタルトキハ其位置、鑛泉ノ湧出ノ場所及設置ノ事由ヲ官報又ハ内務大臣及商工大臣ニ於テ適當ト認ムルニ以上ノ新聞紙ニ二回以上公告シ且關係市町村ニ通告スヘシ、地域ノ變更及廢止アリタルトキ亦同シ

第四條 前條ノ規定ハ内務大臣ニ於テ鑛泉法第九條所定ノ處分ヲ爲シタル場合ニ之ヲ準用ス、但明治三十三年法第二十九號土地收用法ノ適用ヲ妨ケス

第五條 鑛泉法第十條ニ依ル執行ノ猶豫ノ出願アリタルトキハ地方長官ハ關係市町村長ノ意見ヲ徵シタル上許否ヲ決定ス

第六條 地方長官鑛泉法第十一條ノ許可ノ取消又ハ制限ヲ爲シ及同法第十二條ノ原狀回復ヲ命スルトキハ本令第一條ニ準シ鑑定ヲ命シ及意見ヲ徵スヘシ、但右處分ヲ爲スヘキコト明白ナル場合ハ此限ニ在ラス

第七條 鑛泉法及本令ニ基ク書類ハ關係市町村長及所轄警察署長ヲ經由シテ提出スヘシ

第八條 第二條ニ違背シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

附 則

第九條 本令ハ鑛泉法實施ノ日ヨリ之ヲ施行ス

余は曩きに他方面に於ても、温泉法令を設くべき必要あるを簡に述べたが、更に茲に之を敷衍して置きたい。

温泉地にありては、先づ衛生的設備を勵行し、その取締を嚴守すべきである。土地一般に及ぼすもの、個人に關するもの、これ等は相關聯して始めて温泉地の衛生を完ふし、健康を維持するを得るものである。而して、温泉地はその土地柄として、多數人輻輳し、その出入も頻繁であるから、温泉地衛生法規の確立が必要なることは、火を賭るよりも明かである。

温泉地に於ける住居建築には殊に注意し、日光のとり入れ、換氣、上水、下水、水洗便所に至るまで、衛生にかなふやう遺漏なき注意を拂ひ、温泉地の土地に適はしい建築を施すべきであるから、温泉地建築條例も綿密なる考慮を以て制定せられねばならぬ。

西洋では、各温泉地を温泉協會が登録し、温泉地にて衛生法規を無視し、取締を怠り、衛生局の注意を守らざる場合には、協會は、その登録を抹殺し、之を除名し、全國に之を通知し、隣邦の協會に通達し、共榮の途を阻斷して、温泉地の權利を失はしめることゝしてゐる。

温泉療養は一般民衆の普く受くべきものである。故に西洋諸國では、疾病金庫、保健組合、疾病補償の機關が具りて、温泉治療を容易ならしめ、又政府も干渉して經費負擔を實行せしめ居るが如きは、他日我が温泉法を實施する場合の好參考である。

更に厚生省に於て、中央温泉諮問機關を設け、厚生大臣直轄の下に、各方面の専門家を委員に囑託し、隨時當面の問題を解決し、又温泉開發の指導機關たるべき官制を定むるが如きも、今日にありて實に緊要の事項とすべきものであらう。

泉

泉

(倭名類聚抄一)

泉イツミ

(伊呂波字類抄伊)

泉イツミ

(運歩色葉集伊)

泉イツミ

(書言字考節用集一)

活法水本日

泉イツミ

(和爾雅一)

泉イツミ

(和爾雅一)

泉イツミ

(和爾雅一)

泉イツミ

(和爾雅一)

泉イツミ

(和爾雅一)

泉イツミ

(和爾雅一)

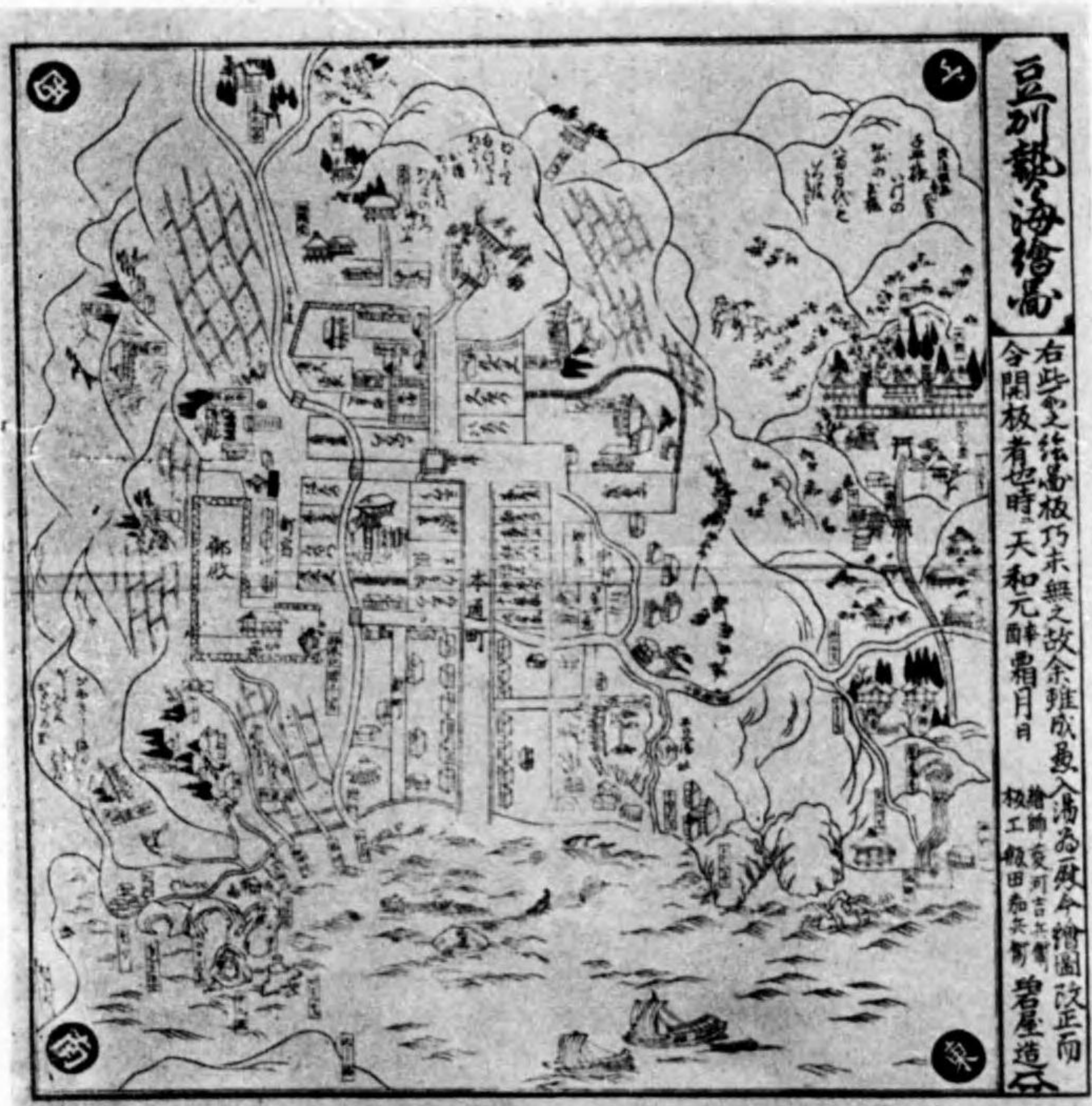
湯泉沸泉並同

温泉案内記

湯治に向ふ場合、豫めその温泉地の地理、歴史、交通、衛生、泉効、旅館等に就いて、相當の豫備知識を養つて置くことは必要である。若し相當の豫備知識あるときは、足未だ其地に到らざるも、當該温泉に對して多分の理解を持つことが出来る。而して更に一度その土地の風光に接するときは、さながら郷邑の故人に遇ふが如き感ありて、油然として言ひ難き親しみが湧いて來るのみならず、其處に滞在する間にも、益々土地の事情を明かにするを得、隨つて便宜もまた甚だ多いのである。案内記の必要性は實にこゝに現はるゝのである。しかし、温泉案内記は名所舊蹟の案内記とは、多少内容が異つて居らねばならぬ。それは、温泉地に向向くのは、保養が眼目であり、滞在日數も自然多いものであるから、療養に關する事項を多分に取り入れて置くべきであり、又滞在費用にも無關心たるを許されないからである。依つて温泉案内にはまづ温泉の泉質泉効を第一に記述し、その土地の地理氣象から醫師のこと、旅館殊に宿泊料に就いては大小となく記載して、讀者の便宜を謀らねばならない。翻つて我が國各地の温泉場を見るに、何れも大小の案内記を出版し、我れ勝ちに浴客の吸收を努めて居るが、しかし、その案内記は客觀的の記事に乏しく、組織立つた説明は多分に缺けて、主に抽象的記述に傾いてゐるから、この温泉地に就いて何等



(藏所者著) 圖湯七根箱の期中戸江



(藏所者著) 版年元和天泉温海熱

温泉案内記

かの知識を求め、或は土地資料を得んとするに於ては、物足らない點が多いことを遺憾に思ふのである。一例を挙げるなら、土地は南向で暖いと書いてあるのみで、気温の數字、一日の温度の差異、湿度、風向、氣象に關しては更に記載する所がない類であり、又旅館に就いて案内記を調べても、某館の收容人員數、間數、宿料別、温泉浴室の大小、浴場の設備等の説明は明細を缺いてゐることが多い類である。

我々が入湯に旅立つに當り、まづ第一に考へることは、費用の點

である。そして滞在日数、往復旅費、諸雑費、宿泊料に對して、必ず先づ胸算用を試みるのである。それから、その土地の温泉が、我が宿病に果して効驗を現はし得べきものか、又その温泉に入湯する心得なども努めて知つておきたいのが、人情の常である。

獨逸で出版したベデカー會社の編纂に係る各國(或は都市)案内記は、旅行案内記中の白眉で、又案内記の模範たるものであるから、今日世界各國では、ベデカー案内記の體裁を規準とし、或は記録の方式を、彼れに採つたものが多い。我が鐵道省編纂の日本案内記も、彼に眞似た所が少くはない。茲に余は、案内記の優劣や批評をものするが目的でないから、一般案内記には觸れることを避け、専ら温泉案内記に就いてのみ、多少の意見を述べて見たいと思ふ。

温泉案内記の記載は、相當考慮すべきものである。随つてその内容には十分の研究を積まなくてはならない。余はその記載條件の選擇に就いて、茲に獨逸温泉協會が發表したものを参考に擧げてみよう。

獨逸では、温泉(療養)地の案内記編纂上、獨逸温泉協會の協議にかゝる記載項目があり、各地とも之を規準として、條理を盡すことに努めてゐる。

- 一 温泉地の地名や土地及び温泉に關する史蹟發達の沿革
- 一 地理的位置、緯度經度の關係及び海拔の高さを明かにし、交通上の路程時間等を明示し、地元の交通機關を明かにす。

第十八圖



有馬地圖元文三年(著所者藏)

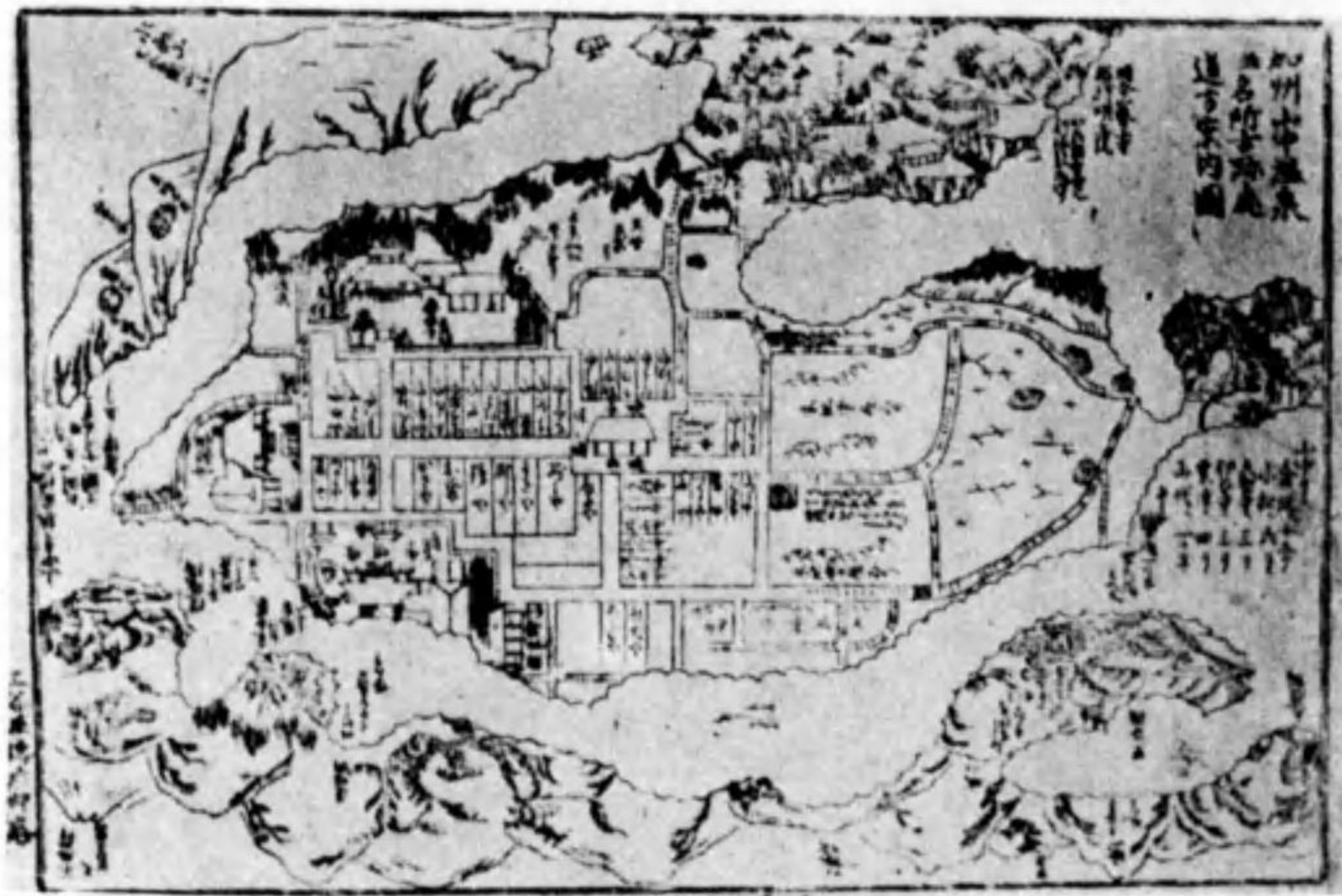
一 土地の氣候を一應説明し、更に一年の平均温度、各月の平均温度、日中温暖の異動、朝夕平均温度、一年最高最低温度、各月平均比較温度、黎明時間、雨季、降雪、霧、氣壓、風の方向、及びその強度、防風状況、山岳、森林をしるす。

一 温泉治療は、氣候療法、空氣療法を兼ねるを以て、その土地が高山氣候療法に適するか、低地氣候にあるか、海濱氣候療法にも恵まれ居るかの諸點を説いて、温泉療法を併せ行ふことを得るか、或は温泉療法單獨のみによるべきかの點を詳述する。かくて、その温泉の主成分を表記し、泉質の種類を示し、主效に説き及すのであるが、その温泉として在來人口に膾炙せらるゝ特效あるものは、之を特書すべきである。而してその特效が温泉の泉質分析上から説き得ざるものありとするも、特效は特效として擧示すべきである。如何となれば、化學的分析が泉質の總てを詳悉得ざるからであり、經驗から得た温泉の主效は、必ず傾聴すべきものであるからである。

温泉に就いては、泉水温度、化學的成分(なるべくイオン表を掲ぐる)、飲用浴用の方法、放射能含有(マッヘ單位)を紹介し、その他、吸入法、特殊浴法、理學的治療設備を詳記する。人工浴法設備、例へば雨注、湯瀧、砂風呂、水浴室の説明、温泉療法の適應及びその實行法の説明、その各季節に於ける温泉地滞在在中の注意を示す。

一 氣候療法の適應禁忌、氣候療法に關する一般的知識の教育。
 一 食養に對する注意、殊に胃腸病に効果ある温泉には、この點に深く省慮する必要がある。

第九十圖



(藏所者著) 圖内案泉温中山賀加

一 衛生保健方面上よりは、導引水(水道、穿鑿井、涌泉等のいづれに據るかの説明)、下水の設備、汚物焼却装置の方法を細記して、浴客を安心せしめなくてはならない。傳染病に對する取締、病院を紹介し、殊に結核には一層の注意を拂ひ居る旨を附記し、消毒法、病者運搬法、精神病者監督、救急處置、防火、製氷、魚肉市場、搾乳場に關する一切を説明する。料理店の取締、居住宅の衛生的注意に就いて調理場には衛生を厳守せしめ、住宅には傳染病罹病者ありやの懸念毫も存せざることを明かにする。醫師、藥劑師を紹介する。これは單に、その氏名のみならず専門科目、住所、電話番号等をも記載するが良し。殊に醫師と温泉地とは深き連絡を保ち、事故ある場合には醫療に百般の便宜を計る旨を記述する。

一 宿舎に就いては、旅館、療養所、病院、貸家、貸別荘、或は素人下宿等に就いて、一々等級別をつけ、間數、

收容人員數、宿泊料金、茶代、家賃、入院料を明示し、長期滞在の場合には便宜ある旨を附記する。且つ停車場よりそれ等への車馬賃、その他の交通状況を紹介すべきである。

- 一 季節に於ける設備、交通、例へば冬期の暖房方法、降雪期の自動車の運轉有無等。
- 一 一年間に於ける浴客數通算(滞在人員と日歸り客數)。
- 一 温泉地の年中行事。
- 一 神社、佛閣、勝景、名蹟。
- 一 娛樂機關。

一 郵便局、町役場、温泉組合事務所、市場、土地名物、公會堂、公園の案内。

以上は、獨逸國温泉案内記編纂標準の綱領であるが、我が國に於ても、大略これに準ずれば間違なきに近いであらう。西洋の温泉場は一般に療養が本位であり、我が國の如く温泉行樂を貪ることは遙に少い爲めに、その案内記の内容は自から醫療方面に一層の努力を拂つてゐる。斯の如き標準に據る温泉案内記は、用意周到で、記事が詳細であり、條理も自ら整然たるものがあるから、一讀よくその温泉情景の大觀を窺ふことを得、参考になることが誠に多いのである。獨逸温泉組合は、殊にその案内記には多大の努力と注意を拂つてゐるから、信用と權威あるものとして、廣く認められてゐる。こゝに、その努力を拂つたことに就いての一つの挿話がある。やゝ古い話ではあるが、一九一三年七月十日發行の温泉新聞に、某氏から温泉案内記には、實際の料金を掲載してある筈のものなるに、

實際と齟齬するところありし爲めに、迷惑を蒙つたとて訴訟を起した。即ち某氏はさる海水浴場にて一夏の避暑を思ひ立ち、一家を借りたるが、賃金はその土地案内記の記載額よりも高かつたから、その家賃の全部を支拂ふ義務はないと拒絶したから、問題が起つたのである。そこで係り裁判官は審理の末、判決を下して出訴者は教育もあり、常識ある者であらう、常識で考へても温泉地などは、色々の事情で物價が變動し騰貴し易くなるから、必ずしも案内書通りに行かない場合もあり勝ちである、拒絶の理由は成り立たないと言渡した。新聞の評論子は、此判決を批評して、此判決は温泉業者にとつて、必ずしも勝利ではない、温泉地に與へられた或る意味の耻辱であり、不快事であるといひ、寧ろその判決を非難した。温泉地、療養地に於ては、一度公告した料金額は、容易に左右すべきものでない、必ず遵奉すべきものである、僅かの口實で動かすことは許されない。案内記の記録は凡そ正直にあらねばならぬ、案内記は人から信用を受けねばならぬ、僅かの口實を設けて、勝手に増額することは、無形の信用を害する所以となるから、大に惶れ慎まねばならない」と、土地の業者を戒めたことがある。事の是非は別問題とするも、獨逸温泉新聞評論子の言辭は味ふべきもので、案内記は土地信用状たらざるべからざるは尤もである。

今日廣く流布せる我が國の温泉案内記は、大に工夫改良を促すべき所が多い、温泉の實質、土地の状況には、一層の科學的考察を加へ、總ての方面より信用を博するものに改める必要がある。

西洋各國の温泉案内記は、官省より出版し或は協會より公刊してゐる。合衆國には、Mineral-water of the United States and Americaがあり、佛蘭西にはThe Spas of Franceがあり、又ブルガリアにはLe Eaux minerales

Bulgariaがあり、ロシアには KYIV, Tsi OCCP があり、獨逸には Deutsche Bäderbuchがあり、更に埃太利には Österreiches Bäderbuchがあり、瑞西には Die Kurort der Schweizがあつて、よくその國の温泉の状況を明瞭に紹介してゐる。我が國に於ても、温泉協會が率先して、最近温泉大觀の一書を出し、我が國の温泉事業の一般を網羅した。しかし各温泉地の案内記に就いては未だ見るべきものはない。自分は、一日も早く信頼するに足るべき各地温泉案内記の上梓せられるを待つものである。

湯澤温泉

湯澤といふ所も少しき町也、此所には温泉ありて入湯のものも數多見えし事也、予も入て見るに硫黄湯にて見分がたし。北方土人の云く北方の地には湯の出る地多しと云へり

(東遊雜記五)

温泉地開發は緊急の觀光事業である

文化事業の振興は歐洲大戰後に於て、一段の飛躍を見る所となり、世界各國は互にその事業發展の企圖に銳意し、相競ひて大なる收獲を納めんとする有様である。かくて、此文化事業として施行すべき事業の項目は、多種多様なが、觀光事業の如きは、その重なるものゝ一つである。

觀光事業に就いては、今更吾人が喋々として論議するまでもないが、國際的と國內的とに事業の目的、事業の經營を區別するも、實際上の運動や、遂行の様には、兩者の間に共通する所が多くあるから、その施設上には同一歩調を整へて行かねばならぬものがある。而して、觀光事業として、國際的には外客誘致、一國文化の紹介となり、國內的には旅行の奨励、郷土愛好心の助長となり、健康増進の方法となり、大にしては、一國の平和思想を宣揚し、隣邦との友誼を厚くし、益々親善の美を全くし、以て世界平和樂土の眞諦を知らしむることとなる。また國內にとつては、郷土愛を強め、自然愛好を昂め、地理歴史に通ぜしめ、國土の大觀を了悟し、愛國の念を強からしむるものがあるから、觀光事業には、國民は飽くまで協力援助すべきである。

温泉地開發は緊急の觀光事業である

さて、観光事業を遂行すべき主要なる機關構成の中に於て、我國に目下營まれ居るものは、觀光地の開拓、景觀地の保勝、交通の整頓、土俗の愛護、旅館の充實である。そしてこの經營によつて、旅行者の受ける便宜、満足は可なり大なるものである。尤も、この事業には元締とも謂ふべき國際觀光協會があり又各府縣都市には大小の觀光協會があつて、互に相連絡し、共に協調を謀つて、その事業の進捗に努めて居る。而して、鐵道省内には國際觀光局の一部門があつて、各協會の經營事業の顧問ともなり、また指導の位置に立つてゐる。

しかし、我が國に於ける觀光事業の進行を見るに、その方法、又は實際の施設に就いては、遺憾ながら、萬全の策を建てたものとは謂はれない、又確固たる方針が定められて、事業が進行して居るとは謂はれない。蓋し各地に於ける觀光協會の事業方針は、餘りにも一方的である。即ち前述の如く交通旅舎、景觀地の事業にのみ没頭し、且つ何れの觀光協會も劃一的事業經營で、未だ特出した事業項目がない有様である。蓋し觀光事業は、それぞれの状況に鑑みて經營すべきであるから、甲地と乙地とは自ら相異なつた企畫が行はねばならないものである。

觀光事業として、我が日本に於ても、最も率先して實施すべき事業は温泉地の開發であるまいか。然るに、此の方面には觀光事業當局者が、殆んど考慮することを忘れて居るかの如く、末梢的の事業の細目に没頭せるの疑念を抱かしめるのである。彼等の温泉觀は蓋し夢の如き空想ではあるまいか。

今、翻つて外國に於ける觀光事業を見るに、觀光協會には温泉協會が必ず加入して重要な役目を演じてゐるのである。即ち第七年度獨逸觀光事業會議上に於ても、ヘス博士は全獨逸温泉協會と他の觀光事業指導機關とは緊要

第十二圖



温泉俱樂部(ヴァンデンベルグ)

温泉地開發は緊急の觀光事業である

なる提携を要することを高調し、將來益々相協調すべき必要の多かるべきを力説してゐる。ヘス博士の所論に俟つまでもなく、温泉と觀光事業とは、外國に於ては相離れ難い關係に在る。それは外國の温泉地に就いて滞在人別を一覽することによつても、温泉地が觀光事業として、單なる景觀地方や、又は舊都市觀光よりも、遙に數倍の成績を擧げてゐることが分るのである。温泉事業は觀光事業の代表であると謂ふも過言でない。

我が國の觀光事業の實施としては、よし温泉地たると然らざるとに拘らず、幾多の問題を忘却せるもの、如き状態に在ると謂はねばならない。即ち地方郷土に關する博物館、或は人文を紹介すべき歴史館、美術館、演劇館、音樂堂乃至は社交俱樂部の設置、或は保健の目的に適ふべき森林公園、大運動場の開拓等は忘れ勝ちである。此等は觀光事業上重要にして緊急の施設を要すべきではなからうか。而して温泉地に

之等の事業を兼ねてこそ、温泉國としての日本観光事業は、始めて光彩を放つ所となるのである。

温泉が観光事業として有意義であるのは、その利用によりて、健康が増進せられ、痼疾が治癒せられ、都會生活者の樂土がまさしくそこにあるからである。そこには幾多の人々が、内國人となく、外國人となく羣集して、均しく温泉の惠澤に浴し、施設したる組織は慰安の糧となり、滞在の日も忘れて、各人相親しみ相交りて、交情を重ねるが故に、外國温泉地にありては、國際的色彩が一段と濃くなり、観光事業が達成せられてゐるのである。之を我が國に就いて見るならば、九州雲仙温泉にはこの光景に近い有様を見ることが出来る。外國ならばカールスバード、ウイスバーデン、或はヴィシイの各温泉地は其範たるもの、一つである。外國人、内國人の區別なく相交つて一日を快く暮す光景を見れば、温泉地は確かに樂土であつて、理想の觀光地である。従つて温泉地には各國とも相當なる資本を投じ、それぞれの特色を發揮したる設備が施されてゐる。故に久しく滞在するも、毫も倦むことを知らず、或は戶外に、或は屋内に構へられたそれぞれの機關によつて楽しむことが出来、浴泉三昧、十二分に觀光情調を満喫し、欣然として歸國して、近き再遊を樂しむに至るのである。かくして外國では温泉地帯の事業は観光事業の大半であり、温泉事業を重視する所以である。

我が國には景觀の地多く、古都の風光賞すべきものがあるから、観光事業の運動が、まづ此等の方面に傾き易く、又事業の遂行も此等の方が手取り早いのである。一面に於ては我が國には温泉が普遍的に湧出することから、兎角温泉を輕ろんずる因襲の陋習に擒はれ、爲に温泉を十分に利用することが出来ない。我が温泉地は外國の温泉地帯

と違つて、勝景地に湧出すること多く、兼ねるに山水の美を以てする處が多いから、一層の工費を吝まず、外國温泉地帯にも劣らざる設備を施すに至れば、勢ひ外國人の羣集を來し、一方には國際小都市となり、他方には地方開發の基礎となるのであつて、實に観光事業としては最も適はしき收獲を收むるものである。

我が國の観光事業の向上發展には、吾人は双手を揚げて、之に賛同することを惜まざる所である。また事業の著々として進む有様は、頗る吾人の意を強ふするものであるが、温泉地帯の事業を包容する眞の観光事業の、未だ計企されざるは、甚だ遺憾とする所である。而して、斯る事業の現出せざる理由が、奈邊に存するかを一應考へて見たい。

二

我が國の温泉地には、遠き發見以來、永き歴史を有し、人里の聚落、旅舎の發達、湯場の特殊等に格別の事情が絡まり、土地の不文律ともいふべき習慣が守られてゐるから、此古い温泉地に一朝斷然たる改革を行ふとしても、それは結局實行不可能となり、また幾多の住人の生活を脅す事情ともなるから、必ずしも舊温泉地に執著するよりも、隣接の地域を新らたに開拓して、理想の温泉村を建設し、完備せる施設を營むに於ては、何等他よりの掣肘を受くることはない。而して温泉地の模範を示すにも至らば、近隣遠隔の温泉地もこの近代的設備の狀況を見聞して、自ら改善の途につくに至るべきである。かくて甲より乙、乙より丙へと温泉の改良は漸次普及することゝなるであらう。而して、若し改善に至らざる温泉村には客足が自然に遠ざかりて衰微し、自然淘汰の法則によつて、唯優秀なる温泉

地のみが繁昌し、やがて我が國の無數の温泉は整理せらるゝに至り、一石二鳥の成績を擧ぐるこゝなるのである。更に我が温泉地の設備及び加工が近代科學的のものであり、外國温泉のそれに比して毫も遜庭なきに至らば、世界各國殊に亞細亞地方に居住する外人を招致することは、敢て難事でない。まして觀光宣傳の宜しきを得るときは、東洋に於ける温泉觀光の覇者たるは易々たるものである、而して、内國人も亦た一層より多くの温泉惠澤に浴することが出来るのである。

彼の九州雲仙は、温泉地として未だ見るべき程度の施設なきに拘らず、土地柄の景觀と、やゝ宿舍の旅装を解くに足るものがあると、加ふるに宣傳の強行せらるゝとありて、毎夏、海外よりの外國人が來集する有様である。しかし温泉に對する不満から、一般に失望の色を現せることも見遁がす能はざることである。若し此地にして、一段の温泉設備に苦心改良するところあるに至らば、一躍千客萬來の偉觀を呈すべしとは何人も認むる所なのである。

國際觀光局及び觀光協會が古董になつて、外客誘致の妙案を練り、種々の方便を案出して奔走せらるゝも、若し温泉事業の開發改善を忘るゝに於ては、たとひ短期滞在客は之を招致し得るとも、長期滞在客を望むことは全く無理である。現今の我日本に渡來する觀光外客の滞在日數は、此事實を雄辯に物語るではないか。木に縁りて魚を求むるが如き方法に依らば、國際觀光事業の大本願たる長期滞在客の招致は、はかなき一場の夢物語である。若し夫れ外國の觀光事業成績書を繕かんか、如何に温泉觀光事業が重要せられ、これによつて良成績を納めんとしてゐるかを窺ふことが出来るであらう。事に局に當るの諸士にして、こゝに注意せられるならば、温泉と觀光事業との連

絡は彌が上にも固く、また巧妙に相提携して事業有終の美を納めずんば止まないであらう。

更に國內的に温泉地が開發せられるからは、在來より費用し來つた原始的入浴では毫も効果なかりしものが、近代科學に據る温泉利用法によりて、始めて顯著なる成績を現すに至るべく、また、在來の温泉治験よりも一層効果的となり、更に温泉地帯に附隨せる幾多の設備は、浴客を倦ましめないから、小人閑居の惡戯を試みるものがなくなり、共同生活の眞趣を樂ましめて、本格的な温泉禮讚を來し、茲に於て最も良く面目を發揮するに至るであらう。温泉地の改良、即ち眞の觀光事業を成就せしめたいき希望は、一部の人々の間には屢々唱道せられる所であるが、之れが實行に到らざるものは、蓋しその實施の方法手段が彼等の間に知られざるによるからである。

三

茲に於て、觀光事業に銳意努力せらるゝ國際觀光局及び國際觀光協會は率先して温泉開發に一臂の力を盡すを吝まれざらん事を希望して止まないのである。觀光ホテルの設置には、相當な協賛の資力を貸與して居る當事者ではないか。温泉開發により我國の享くべき有形無形の利益は、蓋し莫大のものである。この寶庫を空しく棄て置くのは、國家から見ても山々しき事である。觀光協會の當事者が温泉開發に躊躇する理由は更に無いのである。

當事者はまづ模範的温泉設備として、適當なる新地域を求めて道路を拓き、自動車専用道路、逍遙道路を作り、森林公園を開き、適當なる場所に温泉浴場を設くべきである。この浴場は温泉地の中心を成すものであるから建築に工夫し、内には近代的の醫理學療法機關の一切を設け、更に大浴室を作り、又場内には管理事務室、休憩室、應接

室、食堂、醫療室、入浴相談所の各室を按配したる二階建物とし、更に隣接して旅舎を建つべきである。その旅舎は外人専門、内人専門とするも可、又兩者一棟に收容するも可、但し此旅舎の内容には特別の設備は要しないが、外觀は努めて周囲と調和すべき様式を採るべきは謂ふまでもない。この浴場を中心とした廣場は公園風に美化し、噴水を作り、池塘を堀り、花壇を設けて頗る清爽の氣分を豊かならしめ、更に適當の地を撰びて、野天萬人風呂を作るも良く、また森林地帯には貸別荘を建て、一家族の滞在の便を計らねばならぬ。飲泉ホールを建て、一定時間間に飲泉行事を採らしめるのも好い。その他、郷土博物館、郵便局、公會堂、小演劇館、賣店、飲食店を配置して、公衆の便宜と慰安を計り、適當の地相を下して各種の運動場を設けることとする。而して此新地域を統管すべき事務局建物は無論入用である。殊に浴場には温泉療法に通曉したる醫師を主任として萬事之に委ね、浴場技術者は醫師の指命の下に浴客に適當なる温泉入浴の世話を焼き、その他の理學的療法を施して完全に温泉療法を施行するのである。

かくて此浴場に來らんとするものは、その所屬旅館に宿泊せる浴客、貸別荘に棲居する家族はもとより、他より來遊する者をも喜んで迎ふべきである。但し此浴場にありては各温泉浴による料金を徴集するのは當然であるが、割引回数券を發行するもまた便法である。

外國の温泉には所謂クローワハウスの特別名稱ある建物があるが、今日に於ては社交俱樂部に過ぎないから、必ずしも之を我が温泉地にも第一に設置すべき必要はないと思ふ。若し之を建てんとするならば第二期工事とするも良いのである。寧ろ吾人は之れよりも温泉研究所の設立を必要とする。而して、此温泉地に投じたる資金回収はホテルの利益、入浴料、會館觀料、貸別荘賃等より得るのである。又此の新温泉地は舊温泉地と十分に交通の便を計りて、舊温泉地よりも來客を迎へることを忘れてはならない。かくて千客萬來、十分の好成績を收むるのである。

此の如く温泉地の新設備を施してこそ、始めて外國温泉地と何等遜庭なき、わが温泉樂土を眞に現出し得るのである。更にまた世界各國の温泉觀光事業を鳥瞰するに、何れもこの方面には改善の努力を吝まないことを見るのである。例へば獨逸、佛蘭西も幾多の施設を試みて面目を新にしたが、殊に伊太利に於ては、各温泉に一大鐵槌を下して、その建物を新にしてより、その成績燦然として大に揚がつたのである。東歐の諸小邦には温泉の多い國がある、その設備は中歐諸國の温泉地に比べては劣る所があるけれども、尙近代的構成を備へて温泉の面目を保つてゐるなど、到底我が温泉の及びも附かぬ所である。蘇聯邦の温泉地は黒海の沿岸から高架索山脈帯に多いが、中にもキツロオドスク温泉はその有名なるもので、公園内に旅館あり、廊下傳ひに間口四十五間奥行七間のタイルを敷詰めた白聖館があり、その突當りに温泉の噴井があつて、徑九尺計りの大理石で綺麗に仕上げた井戸枠を存し、硝子張になつてゐる。又その内部は白の陶瓦で張り詰めてゐる。その側から鑛泉が溢れ、五六人の若い少女が泉水の接待を勤めてゐる光景は、到底我が國に見られぬ泉水接待である。

斯様に外國では各温泉地の經營には相當に骨折つてゐるのに、亞細亞諸國の温泉は自然湧出のまゝ放任して顧みない有様である。我が温泉地にも、この傾向が多分に在るが、亞細亞人共通の氣質であらうか。我が國に於ては、